

平成20年 第3回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成20年9月3日開会  
平成20年9月16日閉会

宿毛市議会事務局

平成20年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成20年9月3日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第34号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時17分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成20年9月4日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成20年9月5日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成20年9月6日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成20年9月7日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成20年9月8日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11

1	松浦英夫議員	1 1
	市 長	1 4
	松浦英夫議員	1 8
	市 長	2 0
	環境課長	2 2
	松浦英夫議員	2 2
	教育次長兼学校教育課長	2 2
	松浦英夫議員	2 3
2	浦尻和伸議員	2 3
	市 長	2 4
	浦尻和伸議員	2 7
	市 長	2 8
	浦尻和伸議員	2 9
	市 長	3 0
	浦尻和伸議員	3 1
3	今城誠司議員	3 1
	市 長	3 2
	教 育 長	3 4
	今城誠司議員	3 5
	市 長	3 6
	教 育 長	3 7
	今城誠司議員	3 8
4	岡崎利久議員	3 8
	市 長	4 0
	岡崎利久議員	4 2
	市 長	4 3
	岡崎利久議員	4 4
延 会 (午後 2時04分)		

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成20年9月9日 火曜日)

議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 5
出席議員	4 5
欠席議員	4 5
事務局職員出席者	4 5
出席要求による出席者	4 5
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	47
1 中平富宏議員	47
市長	48
教育長	52
中平富宏議員	53
市長	56
教育長	58
中平富宏議員	58
教育長	61
市長	62
中平富宏議員	63
教育長	64
市長	64
中平富宏議員	65
2 浅木 敏議員	65
市長	68
教育長	71
浅木 敏議員	72
市長	76
教育長	78
浅木 敏議員	78
市長	79
浅木 敏議員	79
散 会 (午後 2時12分)	
----- . . ----- . . -----	
第 8日 (平成20年9月10日 水曜日)	
議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
事務局職員出席者	81
出席要求による出席者	81
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	83
質疑	83
1 松浦英夫議員	83
教育次長兼学校教育課長	85

企画課長	85
税務課長	86
産業振興課長	90
松浦英夫議員	90
2 野々下昌文議員	91
企画課長	92
産業振興課長	92
建設課長	93
教育次長兼学校教育課長	94
市民課長	94
野々下昌文議員	95
産業振興課長	95
市民課長	96
野々下昌文議員	96
3 浅木 敏議員	96
企画課長	97
環境課長	98
建設課長	98
水道課長	98
浅木 敏議員	99
委員会付託省略（議案第1号及び議案第16号から議案第27号まで）	99
委員会付託（議案第28号から議案第34号まで）	99
散    会（午前11時37分）	
議案付託表	101
----- . . ----- . . -----	
第 9 日（平成20年9月11日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第10日（平成20年9月12日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第11日（平成20年9月13日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第12日（平成20年9月14日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第13日（平成20年9月15日 月曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第14日（平成20年9月16日 火曜日）	
議事日程	103

本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
事務局職員出席者	104
出席要求による出席者	104
開 議 (午前11時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	105
(議案第1号)	
討論・表決	105
(議案第16号から議案第27号まで)	
討論・表決	105
(議案第28号から議案第34号まで)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	105
産業厚生常任委員長	106
質疑	
(議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号から議案第34号まで)	
討論・表決	106
(議案第31号)	
討論	
浅木 敏君 (反対)	107
表決	108
(議案第2号から議案第15号まで)	
決算特別委員会設置・付託	108
決算特別委員の選任	108
○日程第2 陳情第8号外1件	108
委員長報告	
産業厚生常任委員長	108
質疑・討論・表決	109
○日程第3 委員会調査について	109
継続調査	109
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	109
質疑・討論・表決	110
(閉会あいさつ)	
市長	110
閉 会 (午前11時29分)	
委員会審査報告書	113

陳情審査報告書	1 1 5
閉会中の継続調査申出書	1 1 6
意見書案第 1 号	1 1 9
意見書案第 2 号	1 2 1

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 3
議 案	付- 3
陳 情	付- 5

平成20年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成20年9月3日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第34号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 平成19年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成19年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 平成19年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成19年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成19年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 平成19年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第16号 平成20年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第17号 平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について  
議案第18号 平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について  
議案第19号 平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について  
議案第20号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について  
議案第21号 平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について  
議案第22号 平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について  
議案第23号 平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について  
議案第24号 平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について  
議案第25号 平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について  
議案第26号 平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について  
議案第27号 平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について  
議案第28号 宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について  
議案第29号 宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第30号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第31号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について  
議案第32号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第33号 宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について  
議案第34号 市道路線の変更について

----- . . . -----  
2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----  
3 出席議員（16名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君  | 2番 岡崎利久君  |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君  |
| 5番 浅木敏君   | 6番 中平富宏君  |
| 7番 有田都子君  | 8番 浦尻和伸君  |
| 9番 寺田公一君  | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 13番 山本幸雄君 | 14番 中川貢君  |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君  |

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	児島厚臣君
議事係長	岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（宮本有二君） これより平成20年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において有田都子君及び浦尻和伸君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西郷典生君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきまして、議長の要請により、去る9月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から9月16日までの14日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月16日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成20年第3回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、この8月は非常に、盆前までは暑い日が続いて、異常気象と思われるような日ばかりでございました。最近は、少しは涼しくなったかと思えます。関東地方、東海地方の方は、非常に豪雨災害が出ているようでございます。

幸い、今までに、我が市の方では大きな災害というものは発生しておりませんでした。

ただ、先日は、ちょっと海の方で船が、漁船が沈没するという事故がございまして、これは、その日のうちに船を、船体を引き上げまして、航路の支障にはなっておりませんということも報告をしておきます。

これから議会でございますが、皆さん方に、このようにお元気な姿を拝見いたしました。またぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号及び報告第2号は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」でございますが、これに基づく健全化の判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

昨年6月に成立しました「財政健全化法」において、平成19年度決算から財政の悪化状況

を見極める4つの健全化判断比率等を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することとされております。

本日、平成19年度における健全化判断比率等の状況をお手元に配付させていただいております。

報告書にありますように、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字にはなっておりませんので、数値は出ていません。

実質公債費比率につきましては、「19.9パーセント」となっておりまして、早期健全化基準の「25パーセント」を下回っています。また、将来負担比率につきましても「206.1パーセント」となっておりまして、早期健全化基準の「350パーセント」を下回っている状況でございます。

次に、公営企業の資金不足比率についてでございますが、いずれの特別会計も資金不足はありませんので、数値は出ていません。

しかしながら、厳しい財政状況であることには変わりありませんので、今後も宿毛市集中改革プランに沿って、これまで以上に効率的で適正な行財政運営を推進してまいらなければならないというふうに考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

ありがとうございます。

**○議長（宮本有二君）** 以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中西清二君）** ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたしま

す。

議案第1号は、専決処分をした事件の承認についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年9月1日から施行されることに伴い、「宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」、「宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「宿毛市特別職報酬等審議会条例」の3条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、「報酬」を「議員報酬」に改めるなど、語句の整理を行ったものでございます。

議案第2号から議案第15号までの14議案は、平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出しております。説明は省略させていただきます。

議案第16号は、平成20年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2億474万5,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整等を除きまして、総務費のケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円。財政調整基金積立金が1億6,534万円。農林水産業費の有害鳥獣捕獲報償費として621万円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものは、地方交付税が2億984万8,000円。繰越金が7,110万3,000円。

減額するものとしたしましては、市税が5,127万4,000円、繰入金が4,397万9,000円などでございます。

議案第17号から議案第27号までの11議案は、平成20年度の各特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算でございます。

議案第17号から議案第19号まで、議案第21号から議案第24号まで、及び議案第27号は、いずれも人事異動に伴う人件費の調整など必要最小限の経費を補正しております。

議案第20号は、平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

人事異動に伴う人件費の調整を含め、総額で2,293万円を増額しようとするものでございます。

主な内容は、燃料費の高騰による増額補正でございます。

議案第25号は、平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算でございます。

総額で1,755万7,000円を増額しようとするものでございます。

主な内容は、平成19年度からの繰越金により、宅地造成工事費を追加しようとするものでございます。

議案第26号は、平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

人件費の調整を含め、総額で4,832万円を減額しようとするものでございます。

主な内容は、保険料の減額に伴い、広域連合納付金を減額しようとするものでございます。

議案第28号、議案第30号及び議案第33号は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。これは、長いものですから、以下は「整備法」と呼ばさせていただきますが、この「整備法」の施行に伴いまして、関連する本市の条例を整備しようとするものでございます。

議案第28号は、宿毛市認可地縁団体印鑑条

例の制定でございます。

「整備法」の施行に伴い、地方自治法が改正されたことを契機に、地縁団体の利便性向上のため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第30号は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、「公益法人」を「公益的法人」に改めようとするものでございます。

議案第33号は、宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款でございます。

土地開発公社監事の職務内容の規定が「民法」から「公有地の拡大の推進に関する法律」に変更されますので、定款を改正することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号は、宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定でございます。

旧弘瀬小中学校及び旧鶴来島小中学校を離島振興に活用するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第31号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、平成21年10月より公的年金から個人市民税を特別徴収しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、道路運送法における有償運送が国土交通大臣による許可制から登録制に改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、改正に伴い、地域公共交通会議を設立し、意見を聞く必要がありますので、この会議において、住民も乗車させることの確認、及び

1日1往復程度の不便さを考慮して、低額の料金設定とすることも合意されましたので、最大で130円の減額となる料金表に改正しようとするものでございます。

議案第34号は、市道路線の変更でございます。

県道宿毛津島線の改良に伴う市道出井2号線の付け替えが完了しましたので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜いますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、9月4日及び9月5日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、9月4日及び9月5日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

9月4日から9月7日までの4日間休会し、9月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分 散会

平成20年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成20年9月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

通告いたしております内容につきまして、一般質問を行います。

私が、今回質問する内容は、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、レクリエーションの森の活用と道路整備について、お伺いをいたします。

宿毛の市街地から約2.4キロメートルほどのところの橋上町奥藤に、昭和48年4月に林野庁がレクリエーションの森制度を創設し、指定をしました奥藤自然観察教育林があります。

この奥藤自然観察林につきましては、現在、放送されておりますエコツアーで楽しむ「宿毛自然紀行」の中でも紹介をされました。

今回、この問題について質問をするということで、市の職員や森林組合の皆さんの協力をいただき、先日、実際に山に登ってまいりました。

この森は、標高460メートルから760メートルと、標高差は少ないのですが、まさに百聞は一見にしかずであります。200年以上に及ぶといわれるヒノキ、モミ、ツガの巨木の原生林がたくさんあります。その他、サルスベリやカエデ、シデ、カシ、シイ類等、針葉樹と広葉樹の混じった天然林であります。山頂付近には、シャクナゲの大群落が見られるほか、林の中には県の鳥に指定されておりますヤイロチョウを初めとする鳥や獣類の絶好の生息地となっており、自然観察には絶好の森林であり、

総面積は33.32ヘクタールであります。

レクリエーションの森とは、多様化する森林レクリエーションの需要に積極的にこたえるために、自然景観、森林の保健、文化的利用の現状及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健、文化的利用に役立たせるための施設、または森林の整備を特に積極的に行うこととする森林でありまして、先ほど申し上げましたように、そのような国有林を林野庁が指定したものであります。

そして、レクリエーションの森は自然探勝、自然観察教育等に適した森林、野外スポーツ施設等の設置に適した地域等であって、その種類は、自然景観等のレクリエーション資源の特色や、その主な、望ましい利用の形態に応じて7つに区分されておりました、その1つが自然観察教育林であります。

自然観察教育林の位置づけといたしましては、3つほどありまして、1つに当該地方の自然を特色づけ、かつ変化に富み、地元あるいは近隣市町村の小中学生の自然科学教育に適した地域であること。そして2つ目に、当該地方の特異な自然景観であって、自然探勝等、それに接し学ぶことにより、国民の自然科学的興味を助長させることに定義した地域であること。そして、3つは、森林の役割、森林業等について、国民の認識を高めることに適した地域とされております。

近年、全世界的に地球温暖化が進み、大きな問題となっておりますが、日本でも例外ではなく、ことしも例年になく、大変暑い夏でありました。しかも、各地で洪水とかを初めとする異常気象が発生いたしております。

そのように、地球温暖化が進む中で、二酸化炭素の吸収を初めとする環境問題、国土保全を考えた場合に、森林の持つ公益的な機能が今日ほど注目されているときはございません。

あわせて2004年以降、森林浴の効果を科学的に検証し、予防医療などに役立てる取り組みが始まっており、林野庁、厚生労働省を初め、各研究機関や大学や企業などが連携して、森林セラピー研究会を組織する中で、森林の活用方法等について、研究を進めております。

以上のように、奥藤自然観察教育林は、小中学生に山に親しみを持たせることにより、山の働き等について、直接学ぶことができる、生きた森林教育の場として、植物、鳥類の観察や研究などの社会教育面や、観光資源並びに環境や医療の方面での利活用が、十分図られると思えます。

そのように、子どもたちがさまざまな体験活動や、学習活動を行うフィールドを、学校、地方公共団体、NPOなどと森林管理者とが協定を結ぶことにより、国有林を提供できる遊々の森という制度もあります。

そして、それを活用することも考えられます。そのためにも、宿毛市として林野庁と連携をとりながら、遊歩道等を子どもたちでも安全に、天然の資源を有効に利活用できるように、整備をしていくことが重要であると考えますが、市長の所見を求めます。

奥藤自然観察教育林の整備並びに笹平キャンプ場の一部の風景林を活用することにより、橋上地区、とりわけ楠山、出井地区等の活性化、並びに観光資源につながるものと考えます。

この地区一帯には、篠山登山観光もあり、出井地区には、高知県の天然記念物であります出井の甌穴と、高さ40メートルの霧ヶ滝、そして楠山地区の笹平キャンプ場、坂本地区の坂本ダム、愛称はどんぐり湖といいますが、坂本ダムめぐりルート、あわせて奥藤自然観察教育林並びに風景林という、それぞれの自然の資源並びに天然の資源を活用することにより、山岳観光の振興に波及していくものではないかと考え

ます。

宿泊施設といたしましては、特に小中学生が親子で利用する場合に、大変喜ばれるであろうと思われ、宿毛市が楠山地区に管理委託をしております山里の家もあります。

宿毛市における1つの観光ゾーンとして発展させていくために、あわせてさきの6月議会において質問をさせていただきましたが、この地区は、いわゆる限界集落ともいわれておりまして、生活基盤の整備を図っていくことも求められております。

そのためには、地区住民の生活道でもあり、観光道路として、有効に活用していく上においても、県道宿毛津島線の日平橋から出井地区までの間、約7.8キロメートルのうち、未改良区間約6キロメートルを、早急に拡張整備をしなければならないと考えます。

この県道宿毛津島線は、災害時における高知県と愛媛県を結ぶ国道56号線の代替ルートとしての位置づけもされております。

そして、この区間の整備につきましては、宿毛市地区長連合会においても、この数年間、高知県知事に対しまして、陳情を重ねてお聞きします。

そこでお伺いをいたします。県道ではありますけれども、改良計画はどのようになっておるのか、あわせて、地区住民や地区長連合会を初めとする市民の要望にこたえていくためにも、宿毛市として、早急の拡張整備に向けて、積極的な取り組みが求められます。

宿毛市として、今後、どのような取り組みをしようとしておるのか、お伺いをいたします。

2点目は、ペットの火葬場建設についてであります。

ペットとしての犬の登録につきましては、法律的に義務づけられておりまして、現在、宿毛市に登録しております頭数だけでも、約1,6

50頭くらいであります。

そして、登録をしてない犬や、登録が義務づけられていないネコ等を合わせますと、各家庭において愛着を持って、家族同様に飼っているペットの数はかなりの数ではないでしょうか。

そして、世帯の数は登録しているだけでも、宿毛市の世帯数からしますと約6軒に1軒の割合でありますので、その他、犬とか登録してない犬を合わせますと、ペットを飼っている世帯は相当にあがるのではないかと思います。

2006年に改正されました動物の愛護及び管理に関する法律には、飼い主が動物の健康と安全を確保することがうたわれておりまして、それに違反すると、厳しい罰則規定があります。

そのように、ペットの愛護についての法律は整備されております。しかし、各家庭においては、ペットが亡くなった場合の処理と言いますか、埋葬の方法について、大変困っておるのが現状であります。

ペットを飼っている市民の方からも、そのような困り事と言いますか、心配している内容の電話もいただきました。

先日の高知新聞の「声のひろば」欄にもありましたように、多くの家庭では、亡くなった場合には、近くの裏庭や山などに埋めておるのではないのでしょうか。衛生面や環境面において、大変に大きな問題が生じると思います。宿毛市として、処理状況をどのように把握しておるのか、そして正規の処理方法について、どのようにすべきか、広く市民への広報活動をすべきではないかと考えますが、所見を求めます。

そして、現在の火葬場の隣にペット専用の火葬場をつくる計画はないか、お伺いをいたします。

次は、公共交通手段の確保対策についてであります。

辺地における公共の交通手段といたしまして、

現在、宿毛市内においては、3カ所においてスクールバスが運行され、何とか確保されているのが現状であります。

スクールバスへの一般住民の利用方法等につきましては、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例並びに宿毛市スクールバス住民利用に関する管理運営規則の中で定められております。

以下、条例並びに規則と言わせていただきます。

条例の第1条には、住民の交通手段の確保と利便性を図ることを目的とし、第3条において、児童生徒の送迎並びにその他の利用者の有償運送を業務とすると明記されております。

そして、規則の第2条2項において、スクールバスの運休日も定められております。これらの地区においては、ご案内のとおり、これ以外に公共の交通手段は1つもなく、しかも住民の多くが高齢者であり、日々の買い物や病院への通院、地区間の移動等、日常の生活を営む上で、大変な不自由をしているのが現状ではないでしょうか。

規則でうたわれております運休日を計算しますと、橋上地区と小筑紫地区では、年間約150日、沖の島地区では約90日の運休日となります。

沖の島地区においては、特に夏場には帰省客も多く、定期船も臨時便を出す状況でありまして、自家用車のないお年寄りにとりましては、地区間の移動等に大変不自由をしております。

そして、市内の他の観光施設に比べて、近年の離島ブームもあり、海水浴やスキューバダイビング、すばらしい景観を求めて訪れる観光客も、非常に多くなっております。

このような時期に、島を走るゆるりんバスが、規則の定めるとおりに運休していると、そうした観光に訪れる皆さんにも不自由をきたしてお

ります。

以上、沖の島地区における特徴的な例を申し上げてお伺いしましたが、スクールバスを運行しておりますこれらの地区だけの問題ではなく、市内のどの地区においても、同じ課題を抱えているのが実態ではないでしょうか。

これら過疎が進む中で、住民の交通手段の確保対策を、行政として今こそ真剣に考えていかなければなりません。

その1つの方法として考えられるのは、条例の第1条にもうたわれておりますように、住民の交通手段の確保と利便性を図ることを目的といたしておりますので、規則の改正をする中で、運休日の見直しをして、運行回数をふやしていくことが考えられますが、市長の所見をお願いいたします。

そして、もう1つの方法は、全国の過疎地域を抱える多くの自治体、現時点では約40カ所近くの自治体において取り入れられております、NTTグループが開発いたしましたデマンド交通システムという方法があります。

デマンド交通システムとは、あらかじめ決められた路線の交通機関に住民が合わせるのではなく、戸口から戸口へ、小型のタクシーや小型のバスを効率的に走らせるといったシステムでありまして、このシステムの導入を検討する時期に来ていると思いますが、このシステムについて検討しているのか、検討しているとすれば、現状の状況をお示しいただきたいと思います。

次に、現時点においては、来年度から石原舟ノ川地区において、小学生がいなくなるということで、この方面におけるスクールバスについて、本年度限りで廃止の計画のようであります。これにより、一番困るのは、この地区にお住まいの高齢者の皆さんであります。来年度以降におけるこの地域の住民の交通手段確保対策は、どのようにしていこうと考えておるのか、市長

の所見をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

3点ほどあったかと思いますが、まず、最初にレクリエーションの森の活用と、道路整備ということで、奥藤の自然観察教育林という話が出ております。

この中で、教育林の遊歩道の整備でございます。先ほど、松浦議員もおっしゃいましたように、面積が33.32ヘクタールのうちの0.12ヘクタールに、昭和53年から54年に、国が回遊歩道として、延長でございますが、2,044メートル、幅員が0.6メートルで、回遊歩道を整備を行っております。

しかしながら、現在はその道も、かすかに面影が残っている程度で、そのほかは山に詳しい人でないと迷ってしまいそうな状況であるというふう聞いております。

松浦議員が、皆さんと一緒に歩かれたということで、ご存じだと思いますが。

それから、こういったところに、非常にやっぱり、必ずいるものとして、その衛生施設の、トイレでございますが、これも昭和59年に1棟設置されておりましたが、現在、建物は崩壊し、屋根の部分に使用されたと思われるトタンが現地に残っているのみというふうなことでございます。

そこで、遊々の森制度を活用しということでございますが、この制度でございます。これは、子どもたちがさまざまな体験活動とか、学習活動を行うフィールドを、学校、地方公共団体、NPOなどと、森林管理署が協定を結ぶことによりまして、国有林を提供して、植樹、下刈りなどの体験林業、野生動植物の観察、こういっ

た森林の中で遊び、学ぶ活動に対しまして、森林管理署が助言、活動プログラムの提供、指導者の紹介、必要な情報提供などのサポートを行うという制度でございます。

森林管理署と活動の実施などに関する協定を締結していれば、例えば、樹木の名板の取り付け、遊歩道の案内板などの設置も行えるというふうな制度だそうでございます。

ただ、活動といたしましては、子どもたちが中心となりますので、遊々の森制度を活用しての、松浦議員がおっしゃったその遊歩道等の整備などは、ちょっと難しいかなという感じがいたしております。

それから、橋上中学校では、総合的な学習の時間の中で、毎年、篠山の清掃登山等を実施する中で、地域を知ること、そして環境教育について、学習を行っておりますが、今年度は高知県山の学習支援事業の採択を受けまして、より森林や地域学習についての学習を深めることとしておるところでございます。

現在の予定でございますが、関係機関と連携する中で、10月ごろに、1年生において学習するプログラムを計画しておりますが、この場合、遊々の森制度を活用すれば、先ほども言いましたように、いろんな活動ができるようになりますので、今度は、関係課と協議をしながら、これも検討していきたいというふうに思っております。

また、遊歩道につきましては、頂上付近までかなりの距離もございます。子どもたちでも、楽しく登れる遊歩道にさせていただくように、管理者でもあります四十森林管理署に、強く要望もしていきたいと、このように考えております。

次に、県道宿毛津島線の件でございます。この県道津島線を、どのようにして、改良計画はどのようになっているのか、宿毛市として、今

後、どのような取り組みをするのかということでございます。

先ほど、地区長会の皆さんが、県にも要望していると仰せでございましたが、これは、市としても、重点要望事項といたしまして、毎年、県の方に要望してまいっているところでございまして、ただ、県の予算が非常に厳しく、進捗度が非常にゆるいというのが現状でございます。

先ほどの繰り返しになりますが、松浦議員のおっしゃる話と繰り返しになるかもしれませんが、改良計画でございますが、現在、ダムにつけかえ道路の終点から、篠山登山口までの1.1キロメートルが、これ平成14年度から整備中です。

このうちの630メートルが、2車線で完成しております。残りの470メートルにつきましては、地形等を考慮しまして、1.5車線的改良、これは事業費で3億6,000万ほど、幅員が5メートルで、平成28年度の完成予定となっております。

非常にここ、皆様もご存じのとおり、地形が川、そしてすぐ山というふうな形になっておりまして、非常に厳しいところでございます。

それから、篠山登山口から出井までの5.5キロメートルのうち、出井地区の改良済みの区間が260メートルございます。そして、現在、県境付近を改良いたしております、この300メートルを除きます未整備区間が4,940メートルにつきましては、現在、整備中区間完成後の着手に向けて、検討するというふうなことを聞いております。

本路線は、出井地区の方々にとりまして、大切な生活道でございます。県道の沿線には、先ほど申されましたように、県の天然記念物に指定されています出井の甌穴であるとか、笹平のキャンプ場を初めとする、多くの景勝地が点在しております。

本市にとりましても、重要な観光道路の1つでございますし、また、宿毛市と宇和島市を結ぶ主要地方道で、将来、起きると予想される地震のときの輸送ルートを確認するための緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられた、重要な路線でございます。

このため、先ほど申しましたように、本市の本当に重要課題でございますということで、県へ事業促進の要望をしておるところでございますし、また、この道路の改良につきましては、私どもとしましては、工法にも注文をつけております。

ただ、山からすぐに川でございますが、今はご存じのとおり、道路から道路と川の間に木が生い茂っております。そういったところは、なかなか日本の国じゅうでもありません。こういった景観というものを、やっぱりきちんと配慮した形での、先ほど申しましたような1.5車線整備と申しますか、そういったものを、やっぱり、自然を壊さないということでの整備をしていただきたい。

ただ、コンクリート護岸がそのままむき出して、そのまま川が直結しているというふうな形で、今の景観を壊さない形で、ぜひ事業実施をしていただきたいという申し入れは、またこの中で、ただ道路をつくるんじゃなくて、そういったことを配慮した形でやっていただきたいと、こういうことを申し上げております。

次に、ペットの火葬場建設でございますが、非常に財政的に厳しいときに、ペットの火葬場を建設する計画がないかということでございますが、現在は、飼い主としてペットを飼うときは、愛護をするという、義務づけられているという法律がございますが、私どもとしましては、現在は飼い主の方が、ペットが亡くなったときには、ねんごろに弔うという、愛情を持って接していると思います。

現状では、この幡多地域、また西南地域では、四万十市と愛南町にペットの斎場がございますので、市内の方も、両ペット斎場で処理をしているのではないかというふうに思われております。

このペット斎場の利用状況にも、まだ余裕があるということでございますので、宿毛市独自でペット斎場の建設は考えて、今のところはおりません。

特に、愛玩動物でございます、個人個人の心情で、土葬とか火葬は、個人で行ってもらっているところがございます。事業をする方が行っても、廃棄物の処理、すなわち埋立処分に当たらないということになっております。

また、道路等でへい死した動物がございます。犬とかネコの死骸についてでございます。これは、一般廃棄物として処理を行っています。また、個人が行う埋葬につきましては、法的な規制はございませんので、先ほど申された、その生活環境衛生上、支障があるんじゃないかということでございますが、こういった生活環境衛生の支障があるというふうな場合におきましては、行政の方としては、これ、指導等の対象範囲であれば、必要に応じて対応していかなくちゃいけない。

それから、市民の広報活動につきましても、法的な、明確な根拠等がない状態ですので、どういうふうな形で、何を根拠に広報していこうかというふうなことを、質問通告あったときから、ちょっと考えておるわけですけれども、ちょっと困難な、今のところは状況でございます。

宿毛市の方が、8月3日付ですか、高知新聞に出した記事も読ませていただきまして、ペットを飼っている方の、非常に家族としての愛情があふれたような表現でございますし、今のところは、裏山とか、自分のところのお墓、墓所ですか、そういったところに、自分で埋めてい

ただいているというのが実情でございます。

次に、公共交通手段の確保対策でございます。

これは本当に頭の痛いところと申し上げておきます。辺地の公共交通、我々の地域に限らず、ただいまも幡多地域の公共交通の、どうしていくかという会議も始まっておるわけでございますが、いまさらのことではございませんし、非常に公共交通がないための不便さというものは、あるというふうに、私自身も感じてはおります。

ただ、スクールバス等の路線もございまして、それを利用している状況でございますが、少しスクールバス路線の運行の経緯を、ちょっと説明させていただきます。

橋上地区、小筑紫、そして沖の島地区の3路線、スクールバス運行しております。経緯といたしましては、橋上ルート、小筑紫ルートにつきましては、スクールバスを運行するまでは、宇和島自動車株式会社、そして高知西南交通株式会社によりまして、路線バスとして、それぞれ運行がなされたわけでございます。

しかしながら、この両会社とも、利用者の減少等から、民間会社として路線バスを運行継続することが困難ということで、路線バスとしての運行が廃止されました。

この2つの路線バスは、園児の児童生徒も通学に利用しておりました。そういうことから、運送自体をなくすことはできないということで、スクールバスにて、その児童生徒の運送の確保を図ることといたしました。

また、児童生徒以外の沿線住民の運送の確保を図るためにも、道路運送法の特例措置を活用しまして、市が国に許可を得て、スクールバスに有償で、一般の市民の方も、乗車を可能とする現在の運行形態としたものでございます。

また、沖の島ルートにつきましては、公共交通の空白地帯でございました地域の解消とするために、運行当初はゆるりんバスとの名称で、

市が実施する、これは普通の運行バスとして運行を始めまして、沖の島小中学校の統廃合がございまして、このときからスクールバス運行と形態を変えた。それで、そのスクールバスに一般乗客の乗車も継続する形で運行しているということの、形が変わってきたということでございます。

これらのスクールバス運行での運行につきましては、もちろんスクールバスでございますので、まずは児童生徒の運送が主体でございます。一般乗客の方々の利便性を考えた運行ができるように実施していくためにも、先ほど、松浦議員が、休日も、学校が休みのときでも、例えば1年365日、こういうことが運送というか、運行の方は理想ではございますが、一般の乗客として、利用されていますのが、沿線の、いわゆる高齢者、いわゆる交通弱者といわれる方々が、病院とかに通院とか、買い物などの移動主体として、利用されている状況を考えますと、運行経費なども考慮した、必要最低限の交通手段の確保という面から、現在の土日を除いた平日のみの運行で、十分とは言いませんが、大きな支障が発生しているということは考えにくいのではないかとということで、現在の運送の継続を考えているところでございます。

なお、市町村が有償で運送を行うことは、先ほど、道路運送法の特例によりまして、国の許可を得て実行しているものと紹介させていただきました。平成18年10月に、道路運送法の改正が行われまして、有償運送の実施に関しては、許可制から、これは登録制へ移行されました。

この本市の3つのスクールバスへの一般乗車についてでございますが、これまでどおり継続するためには、本年9月中には、新たな登録の申請が必要となります。

登録を行う要件として、地域の利用者の代表の方々を委員としました宿毛市地域公共交通会

議を設置しまして、その会議で有償運送の必要性について、ご承認をいただく必要がありました。

この3ルートについては、宿毛市地域公共交通会議のご承認もいただきましたので、これから登録申請を行いたいというふうに考えております。

それから、ご提案の向きがございましたデマンド交通システムの導入でございますが、現在のところ、当市の方では考えておりません。勉強という形でもやっておりませんが、現在、四万十市において、運行中ということでございますので、これは先ほど、一番最初に申し上げましたように、非常に公共交通のことを、きちんとした考え、やっていかなきゃいけないという思いはありますので、住民の方の利便性であるとか、運行の効率等を調査する中で、研究してまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、四万十市に確認しましたら、現在、このシステムが故障のために運休しているというふうな状況だというふうなことでございます。

それから、次に、石原、舟ノ川地区におけるスクールバス廃止に伴う交通手段の確保でございます。

これまでの小筑紫ルートの利用実績でございます。これ、年間の利用者数でございますけれども、平成16年度が6名、平成17年度が11名、平成18年度が45名、平成19年度が13名の、一般の方々の利用状況、これは年間でございます。

通常の公共交通機関よりも、利便性も悪い状況でございますので、利用しづらい面もあろうかと考えまして、今回、先ほどお話をさせていただきました宿毛市地域公共交通会議におきましても、利用料について、考慮する必要があるということで、その会議でご審議をいただいて、利用料の改正条例を提案させていただいている

ところでございます。

その議案をご決議いただき、その利用料の減額により、利用者の増加が見込まれるのかどうか、こういったことも判断材料とさせていただくように考えておるところでございます。

ここ4年間の、先ほど申し上げました利用実績を考えましたら、21年4月からの運行の継続は、きわめて難しいのじゃないかなとは思いますが、先ほどの宿毛市地域公共交通会議、地域の方々、代表の方々が委員になってもらっております。その場でいろいろなお話も出させていただき、協議もさせていただいて、どうするかを考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 若干、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初は、レクリエーションの森の関係であります。既に皆さんご案内のとおりでありますけれども、この地域は足摺宇和海国立公園の区域内になっていることはご承知のことと思っております。本市における自然を生かした観光資源といたしましては、沖の島がありますが、この地域を本市における山岳観光の中心として、整備を図る中で、活用していくことを考えていかなければなりません。

レクリエーションの森の活用方法について、一定、宿毛市の近くで活用しておる例を紹介しながら、ぜひ、積極的な対応をとっていただきたいということで、ひとつ例を出してみたいと思っております。

四万十町の一の又溪谷を中心とした森林は、レクリエーションの森の中で、風景林として指定をされております。

そこで、四万十町においては、市民、特に子どもたちが植樹等によって自然に親しみ、健全

な心身をはぐくむこと、それによって自然に満ちた地域の重要性を認識すること。加えて、人的交流による地域の活性化と、環境に重要な役割を果たす森林の育成に寄与することを目的といたしまして、「昆虫の森をつくろう会」が組織をされ、平成12年度より活動いたしております。

昨年度においても、四万十町や町の教育委員会等が後援する中で、シイタケのこまうち体験や、炭焼き体験、星空の観察など、「親子ネイチャースクール・イン・四万十」と銘打って、3回の取り組みがなされ、町内はもちろんのこと、高知市方面からの参加もあり、親子連れを含む総勢136人の人たちの参加があります。

宿舎については、現在、休校となっております下津井小学校の施設を利用したとのことであり、

そのように、各地において、いろいろと活用する取り組みがなされておまして、本市においても、これらと同様な取り組みをしようと計画をいたしている方もおるように聞いております。ぜひ、これらの活動を参考にしながら、教育林や風景林の活用に向けて、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

先ほど、遊々の森制度では、遊歩道等の整備については、難しいという答弁でございますけれども、整備については、もう1つは、都市農山漁村活性化機構というところが、助成金を出しておるといふふうにも聞いております。これらも、ぜひ、勉強する中で、できるものはするという方向で取り組んでいただきたいと思っております。

そして、未改良区間の関係でありますけれども、説明を聞きますと、平成28年度で終わって、それから後、工事にかかる。4,700メートルについては、28年度以降ということでございますが、先ほど、市長の説明の中にあり

ましたように、宇和島とを結ぶ主要地方道であるという認識、そしてまた、本市でも積極的に災害対策、いわゆる南海地震対策と取り組んでおるわけですけれども、それに限らず、緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられておるといふお話を聞きました。

そういった重要な道路として指定されておるこの地域が、この地区が、先ほど、市長の説明では、県からのそういう予算配置の問題が大変、非常に少ないという説明でございましたけれども、位置づけが位置づけでございますので、ただこういう部分ではなしに、観光の道路としての位置づけもあるわけですので、県道でございますので、高知県に対して、積極的な取り組みを、要請をなお一層続けていただきたいというふうに思います。

次に、1点お伺いしたいわけですが、先ほど少し触れましたが、梶原町や津野町を初め、全国で31カ所の地区が、森林セラピー実行委員会から認定を受けております、森林セラピー基地について、お伺いいたします。

森林セラピー基地とは、リラックス効果が、森林医学の面から、専門に実施をされ、さらに関連施設等の自然社会条件が一定の水準で整備されている地域のことであります。

訪れる人々のために、健康増進やリラックスを目的としたさまざまな森林セラピープログラムが用意されており、利用者は森林ウオーキングのほかにも、いろいろな健康増進プログラムを楽しむことができます。

奥藤の教育林、そしてまた笹平キャンプ場近くの風景林等、一帯を森林セラピー基地として、認定に向けて取り組む考えはないのか、この点について、市長の所見を求めたいと思っております。

それと、次はペットの関係ですけれども、法的な部分、十分、私自身もまだ把握はしてなかった部分でありますけれども、法的にはなかなか

か難しいと。ペットの火葬場についても、財政的な部分も含めて、大変厳しいという部分でありますけれども。

1点教えてもらいたいのは、愛南町と四万十市で処理をされておるペットの数、参考に、わかれば、事務局でも、この数字的な部分でありますので、教えていただきたいというふうに思います。

次は、公共交通の関係でございます。

今、石原、福良線については、20年度をもって廃止せざるを得ないかなという話でございますけれども、どうしてもこういう地区は、お年寄りが多いという部分で、この切り捨てに、廃止をされると、何回も言いますけれども、一番先に困るのは高齢者の方々ではないんだろうかと思えます。

私の質問は、これ以降、どういう対案をもって取り組もうとしているかという部分について、まだ具体的な、そういう会議の中で、一定、話をしながら進めるということですので、まだ具体的にはなっていないかと思えますけれども、ぜひ、この住民の足を守るということで、市としても、財政的な状況、非常に厳しいというお話も聞きますけれども、ぜひ、存続に向けて、取り組みをお願いをいたしたいと思えます。

民間会社で見りゃ、費用対効果の関係で、利用者が少なければ切り捨てるという、切り捨てるという言葉が適当かどうか、ちょっとあれですけれども、廃止をしていくと。

それで、市長の説明ありましたように、西南交通並びに宇和島自動車が廃止するということでございますけれども、行政としては、やはりそういった皆さんがおる以上、ぜひ、くどいようですけれども、存続に向けて取り組みをお願いをしたいと思えます。

3地区のスクールバスとの関連でお話をさせていただきますけれども、現時点では、やは

り、昔走っておりました西町方面の分についても、今現在、運行はされておられません。そういった面で、宿毛市における公共交通を、住民の足を守るという方向で、具体的に検討していく時期ではないかなというふうに思います。

先ほど、一例として、デマンド交通の問題提起をさせていただきましたが、そういったことも踏まえて、それも1つの方法であるかなという思いがする中で、質問させていただきましたが、ぜひ、住民の足を守る取り組みについて、積極的な取り組みをお願いしたいと思えます。

市長の、この点については、決意をお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に自然を活かした観光資源ということでございます。

宿毛市全部が、本当は観光資源じゃないかなと、私、奥藤まで行くのもいいし、また、この地域、松田川の沿線といいますか、そういったこと、宿毛市は全体が自然を活かした観光資源になるんじゃないかなということで、SWANテレビなんかにも依頼をしまして、宿毛の自然を、今、映像に撮っていただいて、その集約をしたものを、また、例えば売り込みに出して、映像で売り込むと。

今まで、例えば書物でのパンフレットとかというふうな、ただ読むだけ、見るだけでも、やっぱり動く映像で紹介するのも、一方法かなということでの取り組み、しているところでございます。

また、今現在、海と山、漁協と森林組合とか、松田川漁協とか、そういった方々、皆さんがそれぞれ連携をさせていただいて、小学生も含めて、植樹をしていったり、また海の方で、山の方の

子たちが海の体験をするといったことも、民間の力といたしますか、そういったことで、いろいろやっていただいているということも、認識しております。

こういった、我々自身が、自然の中に、全体の中におるわけでございます。こういった海と山を交流していくことがまた、海の方は海のことしか知らんじゃ困りますから、宿毛市全体のこと、やっぱり、小学生、中学生から含めて知っていただきたいし、また、大人の方々にも、そういった、まだ体験もしてない方々には、ぜひ体験をしていただきたいなというふうな思いを、私自身は持っております、こういった漁協、森林組合、そして農協等、いろんな団体が取り組むものについて、行政としては、それを支援していくのがいい方法かなというふうな、自発的なやつ、市民の皆様は、そういったものについて、今、四万十町の参考もいただきましたけれども、そういったものをやっぱりやっていくということが大切なことじゃないかなというふうなことを思っております。

森林セラピーの基地についても、私も、欧米の方は、よく、森林といっても山じゃなくて、非常に平地の中に森林があって、その中に入っていくことで、非常にリラックスする。それから、精神的な治療にもなっているということで、そういったことも、ものの本で読んだり、写真で見たりしたことはございます。

そういった、ほかの基地についての認証を得たということでございますけれども、それには、やっぱり我々も篠山であるとか、奥藤とかいうことになれば、そういった環境を整備していかなくちゃいけない。

木がはえているから、自然だからいいというんじゃないで、そこで人が行って、本当にリラックスできる。ここは、ああ、すごいねというふうな、こういった環境をやっぱり整備しない

と、認証行為というのは、なかなかいただけないんじゃないかなというふうなことは、思っておりますので、こういった形で環境ができるか。

なかなか、やっぱり宿毛の方々は、自然がいっぱいありますから、それ以上に環境整備しようというものについて、ひとつ山の方の地域の方々よりも、ちょっとおくらしているかなという感じはしておりますが、こういった認識も必要なことだというふうに、私自身は思います。

それから、県道の宿毛津島線の話でございます。これ、なお一層要望せえというよりも、なお一層、要望しております。非常に、これ重要な道路として、我々、宿毛市としても位置づけておりますので、やはり県に対して、ここの道路にやっぱりお金をつぎ込んでいただきたいということは、先ほどの答弁で申し上げましたように、県の方には、この事務所にも要望しておりますし、県の方の土木の方にも行ったり、また知事にも、私自身行って、要望もしてまいりました。

そういったことで、宿毛市民として、これを非常に重要視しているんだと。地区長の皆様方も、直接、県に出向いて行っていただいておりますので、そういった市民全体が、行政ばかりじゃなくて、市民の皆様がこれを重要視しているんだということを、やっぱり県の方に、非常にわかっていただきたいということを、自分としては思っております。

また、私も努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、ペットの処理数については、済みません、環境課長の方からお答えさせていただきます。

それから、地域の公共交通でございます。これ、非常に、石原、舟ノ川の廃止となると、皆さんが困るということでございますが、空バスは走らせたくないというふうなことを思ってお

ります。これ、オイルも非常に高くなっており  
ますし、こういった形で、空きバスじゃなくて、  
要請があれば、その地域へ出向いて行って、何  
かできるというふうな、全国の取り組みもいろ  
いろ、今は勉強もしておりますし、いろんな自  
治体がやっているデマンドばかりじゃなくて、  
デマンドでなくて、地域の人たちが、例えばワ  
ゴン車を皆さんで何とか調達する。それについ  
て、市の方が助成するとか、いろいろな取り組  
みをしている事例も、私、今、勉強していると  
ころでございますし、スクールバスのあり方につ  
いても、いわゆる欧米の方の話も入ってきて  
おりますし、日本の中でも、そういったところ  
をまねてやっているところもございます。

そういった、都会ではない、我々の地域の公  
共交通をどうしていくかということは、非常に、  
以前から、まだまだ解決できていない重要な問  
題であります。

そういう認識は、私にもありますし、これを  
どういった形でやれば、空きバスを走らせない  
で済むか。人が乗っているバスを走らせるとい  
うことが重要なことだと思いますので、やはり、  
地域の人たちの意見も聞きながら、少し、こん  
なことをしたらどうか、あんなことをしたらど  
うか。先進事例もありますので、そういったこ  
とを、この地域公共交通会議にお示しをしたり  
しまして、みんなでいい知恵を出していきたい、  
このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございま  
す。環境課長、4番、松浦議員の再質問にお答  
えします。

愛南町、四万十市で処理されているペットの  
処理の数は幾らかというご質問でございますが、  
四万十市のペットセレモニー、安並の奥の田野  
川と利岡の間につくっております。そこでは、

全体で142件、宿毛市の持ち込みが20件ご  
ざいます。

そして、愛南町では、御荘霊園といいまして、  
ちょうど昔の旧道の北側でございますが、ここ  
で87件。そして、宿毛市の持ち込みが11件  
でございます。計、宿毛市の持ち込みは31件で  
ございます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） まさしく、今、市長が  
答弁されましたように、空きバスいますか、  
そういうのは走らせたくないという部分で考え  
られたのが、1つの方法がデマンド交通であろ  
うかなという部分でございますので、きょう、  
急にこうした質問をさせてもらったわけですけ  
れども、そういった、効率的に運行さすという  
ことのシステムでは、くくられておりますので、  
ぜひ研究をお願いをいたしたいと思えます。

それと、先ほど、1回目の再質問のときにお  
伺いをすべきであったかと思えますけれども、  
スクールバスの運休の関係ですけれども、土日  
の運休になっておると。土日は運休になってお  
るということでありましてけれども、今現在走っ  
ております橋上地区と小筑紫地区については、  
小中学生の授業日数が、年間約200日という  
ことで、365日からすると、この授業日数以  
外には、一般の乗客は利用されておらんのでは  
ないかなということですが、その点について、  
答弁をお願いをしたいと思えます。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学  
校教育課長、松浦議員の一般質問にお答えいた  
します。

議員さんが言われるように、土日、それから  
学校の夏休み、春休み、冬休み等は、運行して  
おりません。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 最後になるわけですが、そういう面で要望を申し上げて、質問を終わらせていただきますが、最初の質問でございます、沖の島地区における、年間では大変厳しいかなという思いもいたしますけれども、夏場も、先ほど言いましたように、臨時の巡航船も出ておる状況でございます。

そういった時期には、ぜひ、規則を変えれば、運休日の規則について変更する、また契約等も、それに基づいて行えばできるのではないかなという思いがしますので、1年中という部分については、なかなか無理な部分があるのであれば、夏場におけるそうした帰省客とかいう部分が多い時期に、車の所有してない皆さん方の利便性を図るという意味で、考慮していただきたいというふうに思いますし、橋上地区におきましても、365日のうち150日が利用できないという状況を、ぜひ一日でも多く運行できるような体制をつくっていただきたいという要望を申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） おはようございます。8番、一般質問を行います。

ことしの8月は、宿毛市にとって猛暑日が続き、大変暑い夏でありましたが、9月に入りまして、朝夕は涼しくなり、秋を感じるきょうこのごろでございます。

また、気候の変わり目は大変風邪をひきやすくなりますので、執行部を初め、市民の皆様は体に気をつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

高知県政も橋本体制から尾崎体制にバトンタッチが行われ、若い知事が出した公約の中で、高知県に活力を取り戻し、県民の皆様が将来に一層の希望を持って暮らせるよう、県政浮上の指針となる高知県産業振興計画を策定すること

になりました。

この計画は、産業分野ごとの産業成長戦略と、県内7つの地域アクションプランで構成されています。我々の住む宿毛市も、人口が減少し、厳しい時代を迎えていますが、このアクションプランを機に、高知県の西の産業都市宿毛として君臨しなくてはいけないと思います。

今、宿毛市に何が必要か。どうすれば宿毛市の経済がよくなるのか、執行部を初め、議会、市民が協力し合って、次の時代を築く子どもたちに、ふるさと宿毛を伝えなくてはいけないと思います。

宿毛市では、大型パチンコ店を初め、競馬場では市外のお金が大変動いています、そのほかの商店や飲食店、タクシーなどは、余り動きがないと思います。

また、日本の豪華客船「飛鳥Ⅱ」や「ぱしふいっくびいなす」が宿毛湾港に停泊をしますが、船に乗っているお客さんは、四万十川や足摺岬に観光に出かけ、宿毛市では、停泊だけのような感じがします。

今後、「飛鳥Ⅱ」や「ぱしふいっくびいなす」が来ても、観光は宿毛市にならないか。宿毛市には、自然美豊かな場所がたくさんあると思います。

また、隣の大月町と協力して、柏島も初め、宿毛市と大月町をリンクさせてはどうか、市長の考えを伺います。

続きまして、宿毛市の西の玄関、片島、大島をどう振興していくのか。私としては、大島、片島は海の静穏もよく、海を利用した観光地になるのではないかと。今、大島では、「椰子」に道ができようとしています。

この道は、大島の地区民にとっては、避難道にもなります。「椰子」までの道ではなく、咸陽島公園まで道を延ばし、咸陽島公園に宿毛市の市有林を伐採し、市民の皆様は協力をしてい

ただき、遊具をつくりたいと思います。

咸陽島は、自然を壊さず、小型のケーソンを置き、日曜日には家族で釣りをしながら遊んでもらう場所にしたいと思いますが、市長の考えを伺います。

また、片島については、昭和15年ごろ、高知大阪行きの客船や、貨物船が行き来し、大変にぎわったと聞いたことがあります。

昔の片島に戻ることはできませんが、片島と大島をリンクさせることによって、観光客が訪れ、地場産品を売れる場所になるのではないかと思います。

例えば、片島港に遊歩道を兼ね備えた浮き栈橋で、漁船と遊漁船の整備をします。遊漁船の中には、小型のクルーザーも係留します。クルーザーの管理は漁民が行います。

今、漁民も高齢化が進み、やがて岡にあがる時が来ました。漁に出れなくなった漁民は、国民年金だけではなかなか生活ができません。

しかし、クルーザーの管理委託や、船長として沖の島周辺のクルージングはできます。そうすることによって、漁民、すなわち市民の所得向上にもつながります。

また、夜の片島は、漁船と遊漁船がきちんと整理され、浮き栈橋は美しい街灯に照らされ、若者たちのデートコースや、お年寄りの散歩のコースのイメージを、私は持っていますが、市長の考えを伺います。

続きまして、宿毛を売り出す新プロジェクトチームについて、伺います。

宿毛市は、今こそ原点に戻り、宿毛市と地場産品をどういう形で、市外、県外に売っていくのか。私としては、新たなプロジェクトチームをつくるべきではないかと思います。

現在、宿毛市では、離島振興については、企画課、観光振興については商工観光課、一次産業の振興については、産業振興課と、それぞれ

窓口が分かれています。今後、宿毛市を総合的に売り出し、少しでも外貨を獲得していくためには、各課の垣根を越えて、また農協、漁協、商工会議所等の関係機関が協力した形で、窓口の一本化を図るべきではないでしょうか。

今後、これらの関係機関から、それぞれ職員を派遣し合い、宿毛の産品や観光資源などの売り込みを専門的に行う組織を新たに立ち上げてはどうか、市長の考えを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の売り込み等々につきまして、振興策について、いろんなご提案でございます。

まず、1つは、豪華客船の話が出ました。今月も「ぱしふいっくびいなす」「ふじ丸」といった形で、2回ほど豪華客船が入港してまいります。

この中で、私も就任しまして5年目になりますが、最初の方は、四万十川や足摺岬ばかりに行っておりました。

大体、乗船客が陸上に、岸壁にあがりますと、ほとんどがツアーがそっちばかりだったんですが、近ごろは、ようやく宿毛市内観光というものもありますし、それから、柏島の方へ行くものもあります。

そういった形で、私どもも、いわゆる豪華客船の会社の方に行きましたら、ぜひ、宿毛は何ちゃないで、何でもあるでというふうな形で、こういったところがありますというふうなことで、売り込みはしてきたつもりでございます。

どうしても知名度が、足摺岬、四万十という知名度でございますので、そういった形で、船会社としては、パンフレットを1年ぐらい前につくりまして、そういった形で集客をしているというのが実情でございます。

ようやく、我々、宿毛湾港に入りましたら、宿毛市もこんなものがあるよということを、会社として入れていただけるようになりました。

これからも、やはり我々、宿毛市内にとどまっていたら、岸壁での物の購買ばかりじゃなくて、宿毛市内を見ていただきたい。宿毛の自然をたくさん見ていただきたいというふうなことを、自分としては思っております。

いろいろな、日本国じゅうに知られていない宿毛市でございますけれども、近ごろは大相撲の豊ノ島関のことで、場所中には宿毛市出身ということで、きちんと書いていただいておりますし、宿毛大使の皆様方も、少しずつ宿毛を売っていただいている。そして、この客船がつかしました折に、もう1つ、私、どうしても実施したいことがございますのは、海に着きますから、都会の方々は、非常に、100人おれば半分ぐらいは、大体は釣りをしたいというふうな、川釣りなのか海釣りなのか、これはいろいろあります。

そういったことで、竹の竿でいいから、釣りを体験していただくとか、そういったものも、これからどんどん売り出していけばどうかと。

船に乗っている方は、船にずっと、船の旅を楽しむということでございますけれども、海が見える、その中には魚がいるといったことで、都会で体験できないようなことを、この宿毛ではアクションプランとして売り込みをしたいなと、そういうふうなことを思っておりますし、また、ブントだとか、コナツだとか。コナツもこの間、非常に乗船客の方には好評でございます、こんなみかんがあるんですかというふうな話を聞かされました。

そういったことで、やはり、皆さんがまだまだ知らない部分を、我々としては売っていくべきかなというふうなことを、今、ずっと感じているわけでございます。

これからも、宿毛のいいところを、ぜひ皆さんの協力をいただきながら売っていききたいなというふうなことを思っております。

それから、咸陽島の整備でございます。咸陽島も、非常に自然豊かなと申しますか、咸陽島、心のない「咸」いう字を書きますから、これ、皆さんあんまり気づいてない感じのところでございます、陸繋島で潮が引いたら渡れるといったところも、それほど日本全国にないところでございます。

こういったことを、これも売り込みの関係かなというふうなことでございまして、近ごろは「だるま夕日」の撮影スポットというふうなことで、非常に市内外から大勢のカメラマンの方々がお見えになっているというふうなことでございますし、また、咸陽島、以前、水族館があったところでもございますし、広い敷地もございます。

今は少しだけ遊具のような物がありますが、浦尻議員ご提案のその間伐材等で、ボランティアで木製遊具を置いたらどうかというふうなことも、1つの手であろうかなと思っておりますし、また、今、整備をしております大島の、市道大島中央線ですか、道路改良。これはもう、平成8年からかかっている、たかだか1,070メートルの区間なんでございますけれども、これが平成8年からかかって、いまだに完成していないような状況でございますので、これはもう、今年度、いわゆる来年度早々には、もう道路の完成を図らなきゃいけないと。

来年度予算につきまして、これから組むわけでございますけれども、議員の皆さんのご了解を得ながら、来年度予算では、ぜひこの完成を図りたいというふうなことを思っております。

また、当初の関係では、ここの「椰子」から、そして咸陽島公園の道ということで考えてもおったようでございます。

ただ、今は「椰子」から、こういった形で咸陽島公園の下の海辺の方へ道路をおろしていくかということの、技術的な問題だろうと思います。

この21年度に「椰子」までの道路が完成しましたら、ぜひ、そのところからも、今もそうですが、検討はしております。こういった形のルートにしていくのが、これも先ほど、県道宿毛津島線の中で申しましたように、やはり、自然景観を余り壊したくないというふうな思いがありまして、余り自然景観を壊す形でやるのであれば、これは何でもできるんですけども、そういったものを考えながら、咸陽島公園へおろして行って、そしてまた、その下の公園で、市民の方々に憩いの場として、子どもたちも一緒に遊べるようなところを、ぜひつくっていききたいというふうなことは思っております。

また、何か自然景観に配慮しながら、釣り場をとということでございます。ここも公園地域入っておりますということで、ケーソンを設置していくのが適当かどうか、これは別の問題としまして、釣りについても、それは構わないかな。

釣りも、ああいった形のところでありますと、えさを残したり、テグスをそのままにしとかないか、ルールを守りながら、磯釣りということもおもしろいところかなとは思っておりますが、こういった釣り場をしていくかというのは、まだちょっとイメージに浮かんでおりません。

きょうのご提案等を受けとめておりますので、そういったものについても、検討もして行って、大島全体を公園化というふうなこともしていかなくちゃいけないかなというふうな思いをしております。

それから、片島の整備でございます。いろいろなご提案をいただきました。非常に、浮き桟橋をやったりということで、漁港、漁船と遊漁船とのすみ分けであるとか、そういった形ですみ

分けていくということも、非常にいいと思いますが、これは、漁業組合とか、遊漁船組合であるとか、そういったところのご協力を得ないと、すみ分けができていかないと思います。

私自身も、片島の保安署のところから、片島の魚市場ですか、そこへ至るまでの湾と申しますか、小さな湾ですね。そういったところが、船の着くところと、いわゆる海岸の堤防がございまして。そういった高低差がございましてけれども、そういったところでボードウォークしていけば、散策もできるしというふうなことも、思っております。

片島には、もう煮干等の加工工場もございまして。そういった港オアシスも認定を受けまして、とれとれ市とかのイベントも、毎年、開催しておるわけでございますので、田ノ浦に魚市場が、大きなものができておりますし、非常に管理衛生型ということで、注目も浴びている田ノ浦の方でございます。

そういったところに集約を、市場がされた場合には、片島には、今のところは漁業協同組合の建物だけぐらいしかないというふうな形になりますので、やはり、この片島の整備と申しますか、市場が全面的に田ノ浦に移った場合には、例えば、魚の加工場であるとか、魚を食べさせるところであるとか、そういったものも、やっぱり念頭に入れていかなくちゃいけないかなというふうなことは思っております。

それから、宿毛市を売り出すプロジェクトチームでございますが、このチームにつきましては、非常に、提案としてはよろしゅうございましてけれども、ただ、私自身が思っておりますのは、宿毛市の、先ほど申されましたように、企画であるとか、商工観光がばらばらということではなくて、ここの組織、それほど大きくございません。そして、市役所の内部では、この3課と申しますか、垣根は別にございませんし、

いろんな、副市長、市長を初めとしたものが中に立てば、もうほとんど垣根というのはございませぬし、みんなでやっぱり取り組んでいかなきゃいけない。

それぞれ、課は課の仕事がありますけど、それをやっぱり有益的に組み合わせていくのが、庁内での私なんかの仕事であるというふうに思っておりますし、それから、幡多の広域観光協議会であるとか、そんな大きなところ、そしてまた、商工会議所、漁業組合、農協、高知県といったようなところとも、手は携えていかなきゃいけないと思いますが、現状では、1つのチームにそろえ組織をつくって、そこに職員を派遣するというふうな状況というか、余裕と申しますか、そういった形ものが困難な状況です。

と言いますのは、定員削減計画よりも、実は、前倒しした定員削減をやっておりまして、こういった形で仕事の配分をどうしていくか、そして、今後の仕事の内容をどうしていくか、アウトソーシングをしていくのかとか、そういったものに、今、行政改革と合わせた形で、悩んでいるところもございませぬが、こういった整理もしていかなきゃいけないということで、ただいまのご提案につきましては、関係機関がより密接に、これからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、特にそのプロジェクトチームをどこかに1つに集めて、何かをするという、恒常的にするということは、ちょっと今のところは無理がいくのかなというふうに思っております。

対応につきましては、その中では、きちんとした対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございませぬ。

○議長（宮本有二君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、再質問をいたします。

今、市長の答弁をいただきました。

まず、豪華客船なんですけど、私の提案としても、先ほど、市長が言いましたブルーツーリズムの関係、皆さん知っていると思うんですけども、今、栄喜の方はこういうふうなパンフレットを出して、鯛飯とか、魚のえさやり体験とか、そういう形で小さな集落が、高齢になり、何とかして努力をしながら、地域にお金を落とす方法、そういう形で今、対応してませぬ。

そういうブルーツーリズムの方も、宿毛市の売り込みとして、やっていただきたいと思っております。

それと、咸陽島公園なんですけど、私の調べたところ、昭和31年に高知県の県立の宿毛自然公園の指定を受けています。やはり、指定行為を受けているなら、なおさらやはり整備をしていただきたいと思っております。

宿毛市では、小さな子どもを抱えた家庭では、休みに遊ぶ場所がないと、よく聞くことがあります。わざわざ遠くまで高いガソリンを使って遊びに行かなくても、咸陽島に行けば、海の公園、山には桜公園があり、春には花見や遊歩道、夏には海の釣り、秋から冬にかけては、だるま夕日、四季を通じての観光の場所だと思っております。

そして、私としては、市長に追加提案があるんですけど、咸陽島の「椰子」の北側と、池島灯台は平行にあります。池島灯台まで、小さなつり橋があれば、観光客はまだ来ると思いますが、つり橋の下をフェリーや漁船が走ります。夜は赤や青のスポットライトを照らします。もし許可がおりるのでしたら、風がないとき、1時間ぐらい、水はお金がかかりますので、海水をくみ上げ、つり橋から落とします。そして、スポットライトを照らして、ナイヤガラのような感じにしたいと思っております。

また、バンジージャンプもできるかもしれません。つり橋ができれば、観光客も来ると思

ます。

また、地場製品の販売や発送もできます。宿毛市の財政が厳しいことはわかっていますが、宿毛市の人口の減少は、まだまだ加速をします。やがて国や県の厳しい指導により、市町村合併があると思います。今から計画を立ててないと、何もできません。

また、答弁で、財政の話が出たと思いますが、宿毛市の財政が苦しいのはわかっています。1つの提案ですが、昨年、市長のトップセールスによりまして、宿毛市の大手のパチンコ店でたばこの販売ができるようになりました。今まで、大阪にたばこ税が納税されていたのですが、今は宿毛市に約1,000万、一般会計に入っています。1,000万あれば、国の補助金を絡めれば1億の工事ができます。

今、日本の国では、昭和の時代を生き抜いた戦士が高齢になり、社長から会長になり、代がかわっております。市長を中心にして、宿毛大使に協力してもらい、政財界を初め、間寛平さんにも協力してもらい、高知県唯一の離島・沖の島に小さな別荘を建ててもらいます。

宿毛市の条件は、1年間沖の島に住所を移してもらいます。そうすることによって、ふるさと納税ではないんですが、1年間は宿毛市に税金が落ちます。税金1,000万の人が10人いれば、1億円が入ります。沖の島の振興を初め、咸陽島のつり橋、福祉事業や、何でも使えるお金です。

次に、プロジェクトチームのことなんですが、私の考えている新プロジェクトチームのことで、市長の答弁と私の考えと少し違うように思います。

私が言いたいのは、例えば沖の島の離島振興係が企画課に1名います。産業振興課にも、栄喜のブルーツーリズムの係がいます。

また、観光課もいろんな仕事を持っています。

市役所の各課で持っている仕事を、新たなチームです。要するに、業務委託、アウトソーシングだから、市の職員は人員が削減になります。

例えば、新プロジェクトチームが宿毛を売り出す一大イベントを行うようになったら、各種団体から派遣されている職員は、団体に協力依頼をする。農協10名、漁協10名、商工会議所10名、森林組合10名、宿毛市20名とか、そういう形でやって、官民が協力し合って、この宿毛を売り出す、そういうふうなイメージです。今すぐにつくっていただきたいというんじゃないで、やはり人員も削減しながら、官民が協力して、この宿毛市をどういう形で売り出していくのか。

宿毛大使も、やはり仕事をしていただきたいと思っていますので、2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の再質問にお答えをいたします。

豪華客船来られたときのブルーツーリズム等も売り込めということでございます。私自身も、栄喜の方々、非常に頑張っておられて、修学旅行生も来て、魚養殖場のえさやり体験もしているというふうなことでございます。

また、都会の小中学生来て、魚のさばきをしているとか、目新しい、都会の人たちにとってはですね。我々にとっては普通のことですけども、そういったことをやっていただいて、非常に好評を博しているということでございます。

こういったものも、もちろん売っていくつもりでございますし、先ほど、松浦議員のところでも、ちょっと触れさせていただきましたけれども、宿毛のことを、船に前もって、ここに着く前の晩ぐらいですかね、映像で見ていただきたいというふうなことも考えておりますので、その部分について、いろいろな乗船客の方々に、

そういうものを見ていただきたいというふうなことを思っています。

自然公園の指定を、咸陽島が受けているので、整備せよということでございます。これも、整備をしなきゃいけないと思いますが、我々の方としまして、行革の問題があります。行政の事業評価というものを、内部でもやっております、ここの、いわゆる優先順位と申しますか、そういったものをつけたときに、まだ、ここには手をつけられていないというのは、私になってからでございます。

まずはその前に、生活面の充実といったようなことを、事業の重点化策の方に回しているということでございます。

もちろん、潤沢に何でもあれば、このいろんなところの、皆さんのご要望に全部こたえたいつもりでございますが、なかなかすぐにはまいらないというところでございます。

また、咸陽島から池島灯台まで、つり橋をつくって、スポットライトを当ててということで、財政厳しいということはわかっていただいておりますが、非常に夢のある話で、非常にいいんじゃないかなというふうなことは思います。

どういった形で実現ができるか、皆さんがこれ、宿毛市民の人たちが、みんなそれはやるべきだというふうな、最大のコンセンサス、そしてまた市会議員の皆様方も、これはぜひやるべきだというふうな話になりましたら、また、今、財源の方も一応、言っていただきました。

なかなか、けど、この1,000万だけではなかなかできずに、起債を起こすといっても、これ借金でございますので、借金を将来に余り残したくないのは、私のやり方でございます。

非常に、あそこに今、つり橋があれば、これはおもしろいかなというふうな思いはありますが、これは恐らく、将来的なこととして受けとめさせていただきたいというふうに思います。

それから、プロジェクトチームを、そればかりじゃ、宿毛を売り出すということでございますけれども、これ、なかなか表面に見えるような、ただ離島振興は離島だけということじゃなくて、離島振興の中でも、巡航船の問題だとか、いろんな、それに付随したいろいろな、各課で仕事を持っております。

だから、例えば今、離島振興、2人の者が担当をしておりますが、これが1人いかれますと、ほかの事務に非常に支障が来すというふうなことがございます。

やはり、全体のことを考えて、全体の事務事業がどんなものがあるかということ考えた上での発言でございます。

アウトソーシングやるとかいうふうな話で、余裕といいますか、そういった人的な余裕、そしてそれが定員削減につながるとか、いうふうな話もまた、検討の余地はございますが、今のところ、私どもとしまして、いろいろな組織を考える上で、1つのものにできるかとなると、ちょっと難しい面がございますので、またいろいろな、今、組織体制にも、来年度、どうしていくかとか、定員削減になった場合に、どういった人員配置していくか。どういったアウトソーシングをしていくかとか、そういうようなものも、今、検討中でございます。

そういうような中で、余裕ができればということで、余裕というといけないかもしれませんが、そういったことで考えてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、再質問をいたします。

市長の答弁で、なかなか夢を語っていただきました。夢を現実にするのが、我々の使命だと思っています。

それで、2点なんです、最初の質問にあったように、やはり宿毛のメンバーの中でも、高齢のお年寄りがおる中で、漁業関係者も高齢になっております。

今後、私としては、高齢になって岡にあがったときに、なかなか先ほど言ったように、国民年金では、なかなか生活ができません。

今後、宿毛市とのタイアップなんかを図りながら、例えば、学校の統廃合なんかがあるときに、大島は耐震が悪いとかいう話も聞いております。今後、構想のときに、大島が統廃合になって、場所を移転するときがあるかもしれませんが、もしそういうふうなことになるならば、今の場所に、あこに岡にあげれるクルーザーをあげたり、そういう形にして、漁民が、漁協が中に入って、業務委託、会社の社長の船を預かり、年間何ぼかのお金をもらい、クルージングに行くと何ぼかのお金が落ちる、そういうシステムで、高齢者の所得向上に努めたいと思っております。

それと、木材の関係、間伐材、宿毛は何千町歩か何百町歩から知らないんですけども、大変、山を持っています。その木材を利用した遊具、それはぜひ咸陽島にもやっていただきたいと思っております。

ボランティアで、みんながたくさん出てくれると思っております。

その遊具に使う材木なんです、少しだけ、漁協の方にも、補助金じゃなくて、木材を分けていただき、その木材で我々は小さな船で魚を釣っている場所に、木材を漁礁として沈めて、魚の漁礁として扱っていきたいと思っております。

ちょっと脇道にそれたんですけども、市長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の再々

質問にお答えします。

高齢者ということで、漁業の、なかなか体力的に、漁業、農業というのは、大変な仕事。森林もそうでございますが、大変なことだと思います。

年金だけでは生活できないよということで、そういった退職された、退職と言いますか、1つの仕事を終えた方々が、何とか、やはり遊んで暮らすよりも、人間、働いた方がいいと思っておりますので、そういった、今、浦尻議員の働く場の提供というふうなことの提案だろうと、私は受けとめます。

市の方の遊休施設とかを、やっぱり使って、いろんな、民間の方々もいろんなことをやっていただければありがたいし、まだ、市の方の土地もございます。

遊休施設、遊休土地というものは、有効に活用されなきゃいけないと思っておりますので、そういったものは、どんどん使って、提案もしていただきたい。

クルージングの話がありました。クルージングに限らず、魚の、例えば加工施設をつくれば、お年寄りと言いますか、魚さばき、包丁さばきと申しますか、そういったものも活かして、例えば開きをつくるとか、そういうものにも役立たせていただければなというふうなことも、思ったりをしております。

それから、間伐材でございますが、これ、どんどんそういった形で使っていただきたい。これ、森林組合等のご協力も、やっぱりいただかなきゃいけないし、市民の方々が、皆さんがやるうじゃないかというふうな、ボランティア精神を発揮していただけると、今、浦尻議員がおっしゃったような形で、市有林の間伐材というのは、どんどん使っていただきたいし、また、杉の葉っぱであるとか、木材であるとか、そういったものを漁礁に使えることは、非常に、私

自身、大賛成でございますので、こういった役に立てる、市有財産が役に立てるものでありましたら、ぜひ、市としては、全面的な協力をさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

片島、大島の美しい夜景の、夢じゃなくて現実に向けて努力することを、頑張っていきたいと思って、一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢について、お聞きいたします。

本年度の行政方針でも表明されておりますが、引き続き、行政改革大綱集中プランを確実に実行し、行政の効率化を推進するとありましたが、まだまだ残された見直し項目はたくさん残っておりますが、量的な削減を主にした行政改革は、限界が近くなったと感じております。

今回の一般質問は、集中改革プランの1番に挙げられています行政評価システムの導入について、その進行状況をお聞きしたいと思います。

行政改革は、単純に、削減すればいいものではなく、限られた財源の中で、施策や事業の思い切った選択と集中を行うため、評価結果を判断材料に、ゼロから、本当に必要なのか、成果

を上げているのかを、市民も評価できるように指標化し、不要であれば削減し、必要であればさらに拡大する、この行政評価システムは、本市でも集中改革プランで、平成20年度、本年度全面導入が計画されております。

階層的に政策評価、施策評価、事務事業評価があり、成果を数値化した指標を客観的な評価を、内部だけでなく、市民が評価することにより、市民の目線に沿った行政運営に近づいていくといわれていますが、現在の宿毛市の行政評価システムの運用状況、また今後の展開について、お聞かせ願いたい。

次に、この行政評価結果について、市民に対する説明責任はどのように果たすのか、また、議会への提出について、どのように考えるかをお聞かせ願いたい。

続きまして、教育行政について、お尋ねいたします。

近年、全国各地で大規模な地震が発生しておりますが、発生時間が偶然にも、子どもたちがいない時間帯であったことにより、日本では、直接的に子どもたちの生命を脅かす事態は免れてきています。

しかしながら、中国四川大地震では、数多くの校舎が倒壊し、約6,500人の子どもたちの尊い命が失われる大惨事となり、役所への暴動も起こっております。

宿毛市の本年4月1日現在の学校施設の耐震化率は、学校再編計画の関係もあり、26.3パーセントと、県下でも田野町に次ぐ、高知県で最も危険な学校施設で、子どもたちが日々、学んでいることになっております。

政府は、公立小中学校の耐震化を促進するために、6月11日に地震防災特別措置法を改正し、市町村の実質的な負担軽減を、平成20年度末までの時限措置として、学校施設の耐震化を促進する方向になりました。

宿毛市として、この法改正を受けて、学校再編計画を大幅な見直しを行って、早期に耐震化を促進する計画変更を考えていないのかをお聞かせ願いたい。

続いて、学校再編計画が完了し、耐震化率100パーセントになるのは、平成30年を予定されています。30年以内の地震発生確率は、現在、50パーセントですが、この完了する平成30年ごろには、70から80パーセントに確率が、年々上がってまいります。

今、学校で学んでいる子どもたちを、どのように守っていくかについて、現在、どのような取り組みを、教育委員会で実施しているのかをお聞かせ願いたい。

最後に、宿毛市独自の教育展開について、お尋ねいたします。

県教委では、7月に学力向上・いじめ問題等対策計画を策定し、今後の方向性と具体的な方策をまとめて、到達目標を設定し、本年度より展開を開始しておりますが、宿毛市教育委員会として、今後の方向性と具体的な方策についての資料を見たことがございません。

市長の行政方針にも、物まねではなく、宿毛市独自の方法で、教育の向上に取り組むと表明されておりますが、その市長の方針を受けて、宿毛市教育委員会として、どのような展開をしているのか、余り見えてきません。

隣の土佐清水市では、来年度、市教育環境日本一元年と位置づけて、学力向上への取り組みを、市独自に展開する方針が報道されておりましたが、宿毛市独自の教育への取り組みについて、教育委員会の展開方向についてお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

行政改革の関係でございます。その第1番の行政評価システムについてのご質問と思います。

まず、行政改革でございますが、行政改革大綱集中改革プランに、いろいろ、こまごまと載っております。私自身、もとより、プランに載っていることにつきましては、実行していかなきやいけないというふうな要請があるということは、承知しておりますし、また、これを順次、課題解決という形で、していかなきやいけないという思いもありますが、まだ、この行政をやっておりますして、集中改革プランに載せているものばかりじゃなく、もっとやらなきやいけないこともある。

また、時代も変わりまして、市民の要請にこたえなきやいけないという使命が、行政改革プランにもあるんじゃないかというふうなことも思っておりますして、このプランに載せていることを、すべて実行することが、すべてではないのかなという気もいたしております。

また、このプランが最上のものというふうにも思っておりませんし、やらなきやいけないものもあるし、また、これから、これは市民の要請に応じてできないかもしれないというふうなものもあろうかというふうなことも考えております。

その中で、一番最初に載せております行政評価システムでございますが、宿毛市行政改革プランの集中改革プランでは、これ、システムの運用状況でございます。18年度の予算編成時からでございますが、各担当課におきまして、所管するすべての事務事業を、事務事業等調査表ということで、実は、この調査表というのを、こういうふうな形で、各課の課長に示しまして、これをつくっていかうじゃないかと。

これ、後で議員さんにも、構わなければ配付をさせていただきますが。

これを、調査表に基づきまして、みずからをまず評価しまして、その評価に基づいて、予算

要求された事業について、財政担当課による査定、さらには私の査定におきまして、事業の必要性も含めて、評価を行ってきております。

18年度では、実績事業数が171事業ございます。評価内容としてでございますが、事業の目的、事業手段、これまでの成果を再確認した上で、今後の課題を含めまして、事業の妥当性を総合的に評価するというふうな調査表になっております。

各担当課による事業評価でございますが、大部分が事業の水準を維持して、今後も継続して実施すべきというふうな形になっておりますが、中には、事業規模を拡大、縮小、見直しなどの評価がなされた事業もあるわけでございます。

それらの意見を踏まえまして、予算編成を行うわけでございますが、担当課の評価を認める場合であっても、限られた財源の中での予算編成作業となりますので、予算要求額からの減額をしなきゃならないといった状況もあります。

今後の行政評価システムの展開でございますが、現在行っている事務事業評価が、庁内での評価に終わっております。本当に公平、客観的な評価がなされているか、市民の目線に沿った行政運営となっているかといったような課題はあります。

一方で、第三者機関による外部評価につきましては、評価する委員の選考方法によりましては、評価に偏りが出るのではないかとといった課題もございます。

現状では、庁内での事務事業評価の精度を上げていく取り組みが、必要ではないかなと、そんなようなことを考えております。

次に、行政評価結果の公表、いわゆる議会や市民への説明責任でございますが、現在は行政評価の結果を予算に反映をさせておりまして、予算提案の内容が、行政評価結果と考えておりますが、市民にもわかりやすい評価指標のよう

なもの、できないものかどうかというふうなことは、研究してみたいというふうな考えております。

次に、学校の地震防災対策でございます。宿毛市内の小中学校施設の耐震化は、今城議員がご指摘のとおり、26.3パーセントでございます。ちなみに、本県の学校施設耐震化率が、51.6パーセントでございます。全国平均の58.6パーセントは、下回っております。

近年、地震が頻繁に起きておりまして、ことしになりましても、先ほど、今城議員のご指摘のとおり、中国四川大地震、国内では、岩手・宮城内陸地震、それから岩手北部地震が発生しまして、学校施設にも被害が出てきております。

このたび、地震防災対策特別措置法の一部が改正をされまして、改正の内容としましては、期間が平成20年度から22年度までの3年間の時限措置ということでございます。

財政負担軽減のための国の支援措置として、2次診断の耐震判定値結果が0.3未満の学校施設については、耐震補強工事を実施する場合の補助率については、現行が2分の1でございますが、3分の1に。また、コンクリート強度等の問題によって、やむを得ず行う改築工事の補助率については、現行が3分の1でございますが、これを2分の1に、それぞれ引き上げということになりました。

この2点が主な改正であります。耐震補強工事を行う場合の国の補助基準が問題でございます。建物の面積1平方メートル当たりでは、国の基準では、2万6,200円でございます。

建物の構造、建築年等により、格差があるわけでございますが、例えば、大島小学校校舎の耐震補強工事を行うと仮定をいたしますと、これ、実際には建物面積1平方メートル当たり7万8,000円程度の工事費用がかかります。

こういうことで、補助単価と実施単価では、

5万1,800円の差が生じておりまして、補助率が引き上げになりましたが、その差額は宿毛市の超過負担ということになってきます。

私どもも、この単価につきましては、県へも、市として要望もしているわけですが、今回の法改正についても、市町村が直ちに学校耐震化促進へ向けて、取り組みの効果が期待できるというふうなものにはなっておりません。

宿毛市としては、この法改正を受けまして、学校再編計画、大幅な見直しの計画を考えているのかというご質問でございますが、当市は、まず第一に教育効果、学習環境、学級経営などを考慮しまして、平成19年11月に作成の宿毛市立小中学校再編計画に基づきまして、現在、栄喜小、小筑紫小、田ノ浦小の校区の住民の方、保護者に、小学校統合に向けて、説明会を行ってきております。

今後もこの再編計画に基づきまして、地元説明を行いまして、学校統合を進めていく中で、できるだけ早く、耐震化を図っていきたく、このように考えております。

あとの答弁につきましては、教育長の方からさせます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

各学校での子どもたちを災害から守るために、どういう取り組みをしているかというご質問でございますが、まず、ハード面では、先ほど市長の方からお答えをいたしましたように、学校再編による、新しく校舎を建築するという方向で対応してまいります。

それから、ソフト面、学校の特別活動の中で、子どもたちにどういうふうに、災害についての知識を身につけて、災害から身を守るための取り組みをするかという件でございますけれども、

各学校では、学年に応じて、災害についての学習を行い、子どもたちの安全に対する理解を深めながら、防災訓練や起震車体験等を行い、緊急時におきまして、冷静で正確、かつすばやい行動ができるような児童の育成に取り組んでまいります。

また、今後は、学習面だけではなく、緊急地震速報受信装置の導入も検討をしてみたいと考えております。

それから、2点目の宿毛市の独自の教育の取り組みについてのご質問でありますけれども、平成20年度の宿毛市の教育行政方針について、本年度、教育委員会の主要施策を報告させていただいております。

まず、問題となっております基礎学力の定着。学力の向上につきましては、本年度は小学校の5、6年生と中学校の1、2年生において、到達度把握調査、小学校5年、中学校1、2年生に対して、学習状況調査を実施し、また児童生徒の基礎学力を把握し、授業改善に努めております。

そして、宿毛市の単独の授業といたしまして、小学校5、6年生、中学校1、2年生におきまして、Q-U学校生活調査を実施をして、学校生活状況も同時に把握する中で、生活面の改善による学力向上に努めてまいっております。

また、現在、2名の英語指導助手、ALTでございまして、雇用して、英語指導を行っております。

さらに、小学校の新学習指導要領の実施に向けて、文部科学省からも、できることから取り組みを始めるよという指導がありますので、坂本報効会からの援助をいただいて、小学校5、6年生で英語指導教員を派遣をいたしまして、2年後に向けてのソフトランディングができますように、活動をしております。

そして、また、学校には、問題を抱えた子ど

もが増加しております。大変厳しい状況です。

そこで、本年度は市独自で特別支援員を雇用いたしまして、小学校2校に配置をしております。学校においても、特別支援教育学校コーディネーターの育成に努めて、研修会を実施しておりますし、連携をしながら、特別支援教育の推進に努めてまいっております。

それから、6月の議会におきまして、野々下議員からの質問にも答弁させていただいたことですが、宿毛市においては、暴力行為は減少傾向にありますけれども、いじめ問題や不登校の生徒は、むしろ増加の傾向であります。

一時、三、四年ぐらい前から比べますと少なくなつたのですけれども、また最近、ここ一、二年ぐらい、ちょっと増加傾向ということでございます。

教育委員会におきましても、学校や保護者、関係機関とともに連携を図りながら、改善策を模索しております。解決に向けて努力を重ねております。

その取り組みといたしましては、宿毛市の支援ネットワーク委員会を設置をしたり、厳しい教育環境下にある児童生徒を、できるだけ早期に発見をし、それぞれの問題に対して、関係機関が連携を図りながら、子どもたちとその家庭への支援を図るとともに、いろいろな問題を未然に防止して、児童生徒の健全育成が図れるように取り組んでおります。

また、昨年度から補助事業といたしまして、問題を抱える子どもの自立支援事業を受けまして、1名の教育相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーによる教育相談を月に1回程度、教育相談室で実施するなど、未然防止とか早期発見に向けて、取り組んでおります。

今年度につきましては、スクールソーシャルワーカーを2名配置をいたしまして、児童生徒のおかれているさまざまな問題を抱えている児

童生徒のために、学校、地域、関係機関との連携を、一層強化をいたしまして、問題解決に取り組んでいるところでございます。

また、県の事業でございますけれども、児童生徒に対するスクールカウンセラーを学校に派遣をしていただいて、教師とは別の立場から、専門的な知識とか、技能を活かして、子どもとかかわることで問題解決が図れるような取り組みを実施をしております。

補助事業も含めて、取り組みでございますので、すべてが宿毛市独自の取り組みではございませんけれども、指導要領の基本的なねらいである生きる力を養うために、集団の中で人間関係を調整したり、協力をして、生活できる、たくましい子どもの育成に努めてまいっております。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少し再質問をさせていただきます。

行政評価システムについては、前向きな答弁をいただきました。このシステムを運用することで、予算もないけど、職員の仕事だけがふえたことにならないように、宿毛市の実情に合った方法で、効果のある取り組みを模索していただきたいと思っております。

今議会で、昨年度の主要施策の実績報告書の提出がありましたが、主な経費の内容、また成果が記載されていますが、それぞれの政策に対しての現在の課題、今後の課題についても、この文書に載せたらわかりやすいんじゃないかなと考えております。

市長の描く宿毛市の未来像をどのように達成していくか、いろいろな施策の数値目標を設定して、事務事業を展開することは、非常に大切なことだと思いますので、しっかりと、よろしくお願ひしたいと思っております。

地震対策ですけれども、この再編計画は、子どもたちが主人公であることは変わりませんが、国の環境、国の補助もいろいろ変わってきます。そのときに合った再編計画、もう見直さないんじゃないしに、いけないものは直して、改善して、完成度を高めるような議論もしていただきたいと思います。

それから、標準単価ですけれども、2万6,000、金額間違っていても、2万6,300円が、大島では7万幾らになると。それは、非常にかけ離れた数字で、何か贅沢なことをしているんじゃないかなと。そういうつもりをしているんじゃないか。

国の査定がおかしいのか、国はこれを変えていかないかんのではないかと、声を大きくして、地方は声をあげていかないかんのではないかと、思いますので、その辺、今後の取り組みについてお願いします。

それから、今の子どもたちを守る対策ということで、緊急地震速報の活用という答弁もいただきましたが、その耐震強度のある教室から、優先的に使うとか、何とかその施設ができるまで、子どもたちを安心な教育環境におけるような、もう再編計画があるので何もしないではないしに、いろいろ考えていただきたいと思います。

宿毛市独自の教育展開、いろいろな施策も、やっぱり宿毛市もやっているということで、これが何人の市民が教育委員会で取り組んでいることを知っているのでしょうか。

坂本報効会の寄附により、英語の先生が2人ということは、自分はこの一般質問の打ち合わせをした9月3日に、教育委員会のホームページでこれを見ました。ちょっと遅いんじゃないか。もっとやっていることをアピールして、前からいわれている、開かれた教育委員会について、もっともっと取り組んで、市民の理解を得るべきじゃないでしょうか。

その情報公開について、もう一度お願いします。

それから、何か学校現場のいろんな声を聞くと、教育委員会は教育現場に、学校現場に口は出すけどお金は全然出してくれない。現場と連帯感が、ちょっと薄いのではないかと感じます。

教員の中では、宿毛市へ勤務を余り希望したくないような、そんな雰囲気も聞いたことがあります。ほかの市町村に比べて、取り組みがおくれているのではないかと、そんな思いもあります。

現場との意思の疎通について、教育委員会の再答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど、耐震補強工事を実施する場合の補助率でございますが、私、2分の1から3分の1と発言したようでございますが、まことに申しわけございません。これ、訂正をお願いします。2分の1から3分の2になりましたということでございます。まことに申しわけございません。そのように訂正をお願いいたします。

それから、行政評価システムにつきましては、今城議員からの励ましの言葉というふうに承りました。ますますこういった形が、皆さんにも説明責任はきちんとできるように、行政評価をきちんと、もっとしっかりとしたもの確立するように、指標としてもできるような形で、しっかり頑張っていきたいというふうに思います。

それから、地震対策で、本当に早くやらなきゃいけない。再編計画に基づいてと申し上げておりますが、これにつきましても、その年度にやらなきゃいけないだろう。年度の前倒しとか、そういうものを早く、教育委員会と一緒になり

まして、地域の方々のご了解を早くいただいた上で、できましたら予算要求の方も早め、早めの年度計画にしていきたいなど、こういう思いはいっぱい持っておりますが、なかなか調整が、今のところ、進みぐあいがちょっと遅いかなという感じでございます。

これにつきましても、教育委員会と一緒にになりまして、できるだけ早め早めの対応をしてみたいと、このように思います。

それから、平米当たりの単価でございますが、これは非常に乖離が激しいということでございます。

今城議員のご指摘のように、何が違うのか、どこが、例えば、単価・歩掛等ございますが、その辺で、どこが違うのかという究明をきちんとした上で、国なり県なりにも要求もしてみたいと、このように考えます。

それから、1点だけ、教育長の答弁要求だと思えます。

教育委員会は、口は出すが金は出してくれぬというのは、我々にもちょっと責任があると思えます。できるだけ、教育の方につきましては、査定もゆるくすると言いますか、教育問題に関しましては、非常に大切なことでございますので、できるものは出してまいりたいと、このように考えます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、私もちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど、到達度把握調査、それからQ-U学校生活調査について、5、6年と申しましたけれども、4、5年の誤りですので、訂正をさせていただきます。どうも申しわけありません。

それから、今城議員ご指摘のように、再編の

計画をして、校舎を建てて、子どもの安全を守る。財政面ばかりのことを考えて、子どもの安全のことを考えているのかというご指摘ありました。もっともなことだと思います。できるだけ計画が出来る学校につきましては、基準はクリアできなくても、何とか財務の方をお願いをして、安全を守るためのいろいろな手立てをするとか、それから、先ほど申しましたように、緊急地震速報装置を入れて、できるだけ、ちょっとでも前に地震を予知できるような対応をとれて、子どもたちの安全を守れるような、そんな取り組みをしたいと考えております。

それから、市長の方からも、大変うれしいお言葉をいただきましたけれども、いろいろ、教育委員会としてもいろいろお願いをしているのですけれども、私の方としても、新しい取り組みについて、お願いをするがですけれども、財政的に難しいということがありまして、全体的なことを考えてくれということで、なかなかまいこといかんこともありますので、できるだけ要求をしてみたいと思えます。

それから、現場と考え方が乖離しているのではないかと。ちょっと考え方がずれているのではないかとというご指摘もありましたけれども、私も、2年前まで現場におった人間で、行政の考え方もわかりますし、現場の考え方等もわかりますので、そこら辺のことは、学校にできるだけ足をを入れて、先生の要求を聞いているつもりではおるがです。

いろいろ要求を先生から受けまして、多忙化についても、調査だとか報告だとか、県から言われたものについても、少なくできるものについては、必要のないものについては削っていきこうと。それで子どもと向き合える時間を確保していきたいというお話をしておりますので、そういうご指摘がありましたので、なお一層、現場と考え方が離れないように、先生がのびのび

と教育活動ができるようにしたいと思います。

それから、施設面では、財政の方にも働きかけて、できるだけ予算の獲得に努めたいと、こんなふうに思っております。

それから、最後に、広報活動でございますけれども、その坂本報効会につきましては、大変申しわけないことでした。

言いわけになりますけれども、8月の終わりに、全部の小学校から英語活動をしているときのスナップ写真が届いておりまして、それをまとめて坂本報効会の方へ連絡をする。それから、ホームページをこの前、載せました。

それから、今度の、次の広報の中で、その取り組みについてご紹介をしておりますので、今後とも新しい取り組み、いろいろな宿毛独自の、宿毛自主流通米の取り組みについては、市民の皆さんにも、できるだけわかっていただけるような取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） いろいろと前向きな答弁をいただきました。

常に行政評価システム、常に現状を把握して、よくなる方向になるよう、今までどおりでないような役所の運営を、よろしく願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、初めに、公園の整備について、2点お聞きいたします。

初めに、公園遊具の点検状況について、お聞きをいたします。

子どもが遊びを通じて、冒険や挑戦をすることは、自然な行為であり、また、子どもが予期

しない遊びをすることもあります。

そして、遊具は冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、遊びを促進させるものであり、子どもにとって、魅力的であり、その成長に役立つものであります。

本市には、宿毛市公園条例に定められている9の公園と、宿毛市都市公園条例に定められている9の公園と、合わせて計18の公園を、条例によって規定をしています。

公園内には、ブランコとかすべり台など、小さい子どもさんが使う遊具が、各公園内に設置をされている状況にあります。

2002年度から2007年度に、公園内の遊具による死亡、重症事故は、計53件ののぼり、このうち、22件は点検不備が原因と見られているそうです。

事故の発生防止には、遊具の点検が大事であります。本市では、日常点検と定期点検は、どのような頻度で行っているのか、その実態をお伺いいたします。

次に、公園遊具の設置について、お聞きをいたします。

今回、一般会計補正予算で公園遊具施設設置工事費として、80万円の補正予算が計上されているわけですが、前段の質問の中で、点検のことをお伺いいたしました。

もし、仮に点検をして使用できなくなった遊具については、早期に撤去、もしくは使用を禁止する方法をとってもらって、安全確保に努めていただきたいわけですが、遊具を撤去した後に、新たに遊具の設置をする場合に、どのような順位で遊具を設置しているのか、お伺いをいたします。

次に、災害時要援護者対策についてお聞きをいたします。

昨年9月議会にもお聞きをしました件につき、再度、お伺いをいたします。

その時、市長の答弁では、災害時要援護者対策の問題についても、県、市町村で組織をする南海地震などに関する市町村課題検討会において、個人情報の問題とか、支援のネットワークなどについて、平成19年度、平成20年度の2カ年で検討する予定としておりますとの答弁だったと思います。

この1年の間に、大きな地震が2件も発生をしております。平成20年6月には、マグニチュード7.2の岩手・宮城内陸地震が、平成20年7月には、マグニチュード6.8の岩手県沿岸北部地震が、岩手・宮城内陸地震の被災地であった宮城県栗原市、並びに岩手県奥州市では、高齢者ら防災弱者の連絡先を記したリストや名簿を作成していたために、迅速な安否確認に役立ったとの新聞報道がされています。

また、平成19年3月に発生をした能登半島沖地震でも、石川県輪島市門前町では、高齢者マップを作成していたために、発生後、四、五時間で約400名全員の安否が確認できたそうであります。

こういう幾つもの事例を見てみるに、やっぱり早期に災害時要援護者名簿のようなものが必要になるのではないかと考えます。

また、国から示されている災害時要援護者の避難支援ガイドラインでも、要援護者に対して具体的な避難支援プランを策定することが求められていますが、本市での取り組み状況について、お伺いをいたします。

次に、中心市街地活性化についてお聞きをいたします。

近年、人口の減少や高齢化、商業の衰退など、空洞化が激しく、活性化が課題となっています。人の流れも、中心市街地から車社会の影響などにより、幹線道路沿いのショッピングセンターや、ホームセンターへと移行してしまいました。

本市でも、全国の中心市街地と同じように、

商店街は商店拠点として、賑わいの中心でありましたが、現在では、市道桜町藻津線沿いに大型店が多くでき、中心部から郊外へとお客の流れも移ってきています。

そんな中、国では、平成10年に中心市街地活性化法を施行し、大規模小売店舗立地法、都市計画法とともに、まちづくり3法として、全国各地の地方自治体の中心市街地活性化を奨励し、各市町村は、こぞって基本計画を策定いたしました。

これまで市町村が策定した基本計画は、690にのぼったにもかかわらず、これに引き続くTMO構想を作成したのは、413、具体的な助成措置を活用するためのTMO計画に至ったものは233に過ぎません。

また、この法律により、中心市街地が活性化したという事例は余り聞いておりません。

これは、国から助成を受けやすくするために、国の示した要綱に沿って、基本計画をつくったため、実際の地域の実情と、かけ離れた計画になってしまったり、さまざまな問題があったといわれております。

そこで、国では、平成18年度に中心市街地活性化法を初めとしたまちづくり3法を改正し、内閣府に中心市街地活性化本部を設けるなど、中心市街地の活性化のために、新たなスタートを切りました。

国は、その基本方針の中で、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現するコンパクトなまちづくりを指すとしております。

このような中、本市では、新たなまちづくりを図るために、中心市街地活性化法の認定を目指し、基本計画を策定中だとお聞きをしております。

今後、国の認定を目指しておりますが、本年7月9日現在、全国で53の市が、国の認定を

受けております。本県でも、四万十市が、本年7月9日に国の認定を受けております。

本市においては、計画づくりのための担当組織を設置し、認定に向けて、懸命な準備を進めておりますが、国の認定を得るのは並大抵のことではありません。

しかしながら、中心市街地活性化基本計画が認定されてよしというわけでもありません。中心市街地を活性化するためには、市商工業者、住民が力を合わせて賑わいをつくっていく必要があります。

また、中心市街地の活性化は、一市町村でなし得るものではなく、近隣の市町村を含んだ広域的な枠組みの中でとらえないと、効果が得られないものではないかと考えます。

そこで、基本計画策定については、法律上、策定するのは市町村、認定は国ということになっていますが、この計画づくりと、その実現に向けての本市での取り組み状況について、お伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、公園の遊具の件についてのご質問でございますが、本市には、公園、条例に定めている公園が18カ所でございます。

公園は、市民の方々に憩いの場を提供するという一方で、子どもの成長過程において、遊びは非常に重要な要素を含んでいるということで、遊具はその遊びを促進させる上で、大きな役割を果たしていると、このように考えております。

まず、最初に、遊具の点検状況でございますが、都市公園が9カ所ございますが、この遊具につきましては、全国の公園内の遊具による死亡重症事故が相次いだことなどにもよりまして、関係機関からの指導もございます。

そういうことで、4カ月ごとに定期点検を行っております。それから、日常の点検につきましては、本市では、危険性の高い遊具は余り設置をしていないこともありまして、行っておりません。

宿毛市公園の遊具でございますが、9カ所のうち8カ所に設置しています。そのうち、中筋川ダムサイト公園は、業者に管理を委託しております。それから、農村公園が6カ所ございますが、これは地元で草刈りなどを含めまして、管理をいただいております。市では、年1回以上の点検を行っているところでございます。

それから、咸陽島公園でございますが、不定期ですが、見回りを頻繁に行っております。点検回数としては、年4回以上ではなかろうかというふうに思います。

次に、使用できなくなった遊具でございますが、いずれの公園も、点検により不具合等を発見した場合、修繕可能なものは修繕しております。修繕が不可能なものにつきましては、撤去をするなど、その都度、対応しております。今後も事故を未然に防止するように努めてまいりたいと、このように考えております。

また、条例で定めている公園内では、過去3年間、これは17年度から19年度でございますが、不具合により撤去した遊具はまだございません。新たな遊具を設置する場合の基準でございますが、これは撤去された遊具の使用状況、こういったものを判断材料にしまして、次の設置を考えてまいりたいと、このように考えております。

次に、災害時の要援護者対策でございますが、この要援護者の把握でございますが、平成19年9月の議会でも、答弁をいたしております。南海地震による津波被害が予測される本市におきましては、緊急時に即座に対応することので

きる自主防災組織を初めとします地域住民の方々に、要援護者に関する情報を把握していただきまして、災害発生時に速やかに避難対策に取り組んでいただくことが、被害を少なくするためにも、非常に有効な手段だと考えております。

市内の自主防災組織の中では、地区内の災害時要援護者を把握しまして、避難対策等に取り組んでおられる自主防災組織もございます。

また、災害時要援護者のリストの作成でございますが、岡崎利久議員が言われますように、大規模災害発生時の住民の安否確認等におきましても、有効な手段等を考えておりますので、現在、福祉事務所を中心としまして、保健介護課、総務課、宿毛消防署、社会福祉協議会、さらには、高知県幡多福祉保健所にも参加していただきまして、関係機関の情報の共有化や、リストの作成などを初めとする災害時要援護者対策についての協議を進めているところでございます。

今後は、できるだけ早く、要援護者のリストの作成とか、活用方法などを検討しまして、本市における災害時要援護者対策の仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

避難支援プランの全体計画につきましては、国から、平成21年度までをめどに策定するよう、求められているところですが、この件につきましては、県市町村で構成する南海地震等に関する市町村課題検討会の災害時要援護者対策のワーキンググループでも、現在、協議を進めているところでございます。

その検討結果をもとにしまして、庁内の関係各課が連携を図りまして、計画の策定に努めてまいりたいと考えています。

南海地震などの大規模災害から被害を少なくするためには、自助、共助の取り組みが、大変重要であると、このように考えております。

8月31日に実施いたしました県下一斉の震災対策訓練にあわせました津波避難訓練におきましては、過去最高の1,500人を超える方々にご参加をいただきましたが、訓練を実施していただきました地区の中では、高齢者の避難のために、実際にリヤカー等を使用した避難訓練を実施していただいた地区もございます。

行政の取り組みも重要ではございますが、このように地域全体で支え合う機運、防災意識の向上が、災害時要援護者対策におきましても、非常に重要であると考えておりますので、それぞれの地域におきまして、市民の皆様にも、今後とも、ぜひご協力を賜りますよう、お願いを申し上げたいと思います。

次に、中心市街地活性化についてでございます。

ご指摘のとおり、本市におきましては、車社会の進展や、郊外への大規模スーパーの立地などによりまして、商店街はお客を奪われ、いわゆるシャッター通りと化しているのは実情でございます。

これまで中心市街地の活性化に向けて、さまざまな計画がつけられてきましたが、残念ながら、実効性に問題がありまして、いずれも実現には至っておりません。いわゆる計画書づくりだけで終わっているというふうなものがございます。

そんな中で、平成18年度に中心市街地活性化法を初めとしましたまちづくり3法が改正されたことを受けまして、本市におきましても、基本計画の認定を受けるべく、若手職員を中心としたプロジェクトチームを組織しまして、商工会議所とも連携しながら、新たな中心市街地活性化基本計画の作成に着手をしております。

今後は、旧基本計画の検証とか、課題把握に向けたアンケート調査の実施、さらには中央で活躍をされている本市出身の有識者のアドバイ

ス等を受ける中で、基本計画を仕上げていく予定でございます。

議員ご指摘のとおり、国の認定の折には、非常に高いハードルを越えなきゃなりません、中心市街地をお年寄りや子どもたちまで、すべての市民が心から安らげる生活圏として再生し、新たな賑わいをつくり出すために、今後とも、全力で取り組んでまいらなきゃいけないというふうに考えております。

このように、これまでのように、計画づくりだけで終わらせないという姿勢が大切かと思ひまして、具体化の可能な計画にしていくのが肝要かなというふうなことを思っております。

ただ、認証を受けるのには、なぜ認証を受けるのかということでございますが、やはり財政的な支援というものが背後にございますので、認証を受けるということでの財政的な支援をいただくということも、ひとつ大切なことでございますので、この認証を得るということにも、やっぱり努力も傾注していかなくちゃいけないかなど、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まず、公園遊具の点検状況についてですけれども、今回、質問する背景に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」というのがあります。この指針は、遊具に関する我が国唯一の指針及び基準とされています。

その指針が、約6年ぶりに改定をされました。改定されるに至った背景は、遊具の経年劣化や点検不備に起因する事故が増加しつつあり、老朽化遊具への対応方法の明確化や、安全点検体制の強化などが必要になってきたためだとされております。

ただいま市長の答弁の中で、定期的に点検を

されているということなので、今後とも子どもたちの遊び場である公園遊具について、引き続き、厳しく点検を継続していただくようお願いをいたします。

次に、遊具の設置についてですが、今年度も予算づけをしていただいておりますので、しばらくの間は心配ないとは思いますが、財政的に新しい遊具を設置できない公園がふえつつあります。現に、本市でも県が管理をしている公園がありますが、平成19年度に遊具を撤去した後、新たな遊具の設置は、財政的な面、維持管理の面で無理であるとお聞きをしております。

今後、本市においても、直面するであろう問題であると思っておりますので、今後の対応を含めて、今から計画を立てていただきたいと思ひます。

そして、遊具がすべてなくなってしまった公園についての利活用についても、考えるべきだと思いますので、その点もあわせて考えていただきたいと思っております。

次に、災害時要援護者対策についてですけれども、一度に市内全体をカバーするような名簿なりリストは、これはできないと思ひます。各自主防災組織ごとで把握をしているところもあると、今、市長の答弁でお伺いをいたしました、その各単位、自主防災組織ごととか、区長さん、民生委員さんの方が、要援護者の方を把握されていると思ひますので、小さい単位からでもよいので、そういう方のご協力を得ながら、要援護者名簿なりリストなどを作成していただいて、最終的に市内全体をカバーできるような名簿なり、リストを作成していただきたいと思ひます。

そのような方法で作成をしていかないと、現在、自主防災組織率にしても、まだ76パーセントです、100パーセントを目指して頑張っているとは思ひますが、現実問題として、いろいろと難しい問題があると思ひま

す。

名簿についても、同じだと思しますので、少しずつ地道に作成をしていただきたいと思います。

あと1つ、提案ですが、要援護者の方の情報収集については、同意方式とか、手挙げ方式とか、いろいろとありますが、広報誌なりホームページを活用していただいて、情報を収集する方法があるかと思しますので、一度検討をお願いをいたしたいと思います。

市長の答弁をお願いいたします。

最後に、中心市街地活性化について、市長の答弁をお伺いいたしました。

ことし、真丁商店街振興組合なり、本町商店街振興組合などが頑張っていて、ことしの夏については、皆様ご存じかと思えますけれども、夜市の開催をいたしました。各商店街ごとではありますが、何とかしてこのまちを賑やかにしたいとの思いのもと、開催されたイベントだと思っております。

まだまだ若くてやる気のある二代目、三代目の店主さんも数多くいらっしゃいますので、そのような方々を交えて、ワークショップなりを開催していただいて、若い店主さんたちの思いも、基本計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

そして、先ほど、市長の答弁の中にもありました、現実可能な基本計画を作成していただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えいたします。

公園の遊具の安全指針の関係でございます。これ、設置管理者としては当然のこととしまして、定期的、また定期的といわずもがな、建設課の、例えば見回りのときとか、そういつ

たときにも、ちょっと遊具を点検してみると、そういったことも大切じゃなかろうかというふうに思っていますので、職員一同で、そういったものを取り掛かるといいますか、通りかかったら、そういったものをちょっと見てみるとか、そういうもの、小さなことから始めていきたい。

今までの定期的点検に加えまして、そういった部分につきましても、気をつけてまいりたいと、このように思います。

また、遊具の設置、不具合で撤去したときの後の設置でございます。先ほど、午前中に浦尻議員からの提案にもございましたように、例えば、間伐材を市民の皆さんからのボランティアをしていただいて、みんなでそういったものを遊具として活用していくとか、そういった遊休のものを活用していくという取り組みも必要かなというふうなことも思っております。

そういったことで、公園に遊具あるというふうなことを描いてまいりたいと、このように思います。

それから、災害時の要援護者の名簿でございます。おっしゃるとおり、やはり小さい単位、地区の区長さんがおられますし、また、自主防災組織もでございます。特に自主防災でなきゃいけない、地区でなきゃいけないじゃなくて、そういった地区のお世話をする方々が、災害時の要援護者はこういう方々がおりますよという把握をしていただきまして、それを市全体としてまとめていくという作業は、非常に大切なことだと思いますので、これにつきまして、防災の担当の方と、また話し合いをさせていただきます。

それから、情報収集でございます。いろいろと、今、ご提案ありましたように、広報であるとか、ホームページであるとかいうふうなこともございます。いろんな方法を使いまして、できるだけ皆さんの情報が集まりやすいような形

をとらせていただきたいと、漏れがないようなことをさせていただきたいと思えます。

それから、中心市街地の活性化でございますが、これ、若い店主の意見も聞けよということでございます。これはもちろんでございます。

これ、まちづくりは特定のものだけが何かするということじゃなくて、やはりそこに携わる人たち皆さんのご意見を取り入れた形で具体化、本当に具体化できるものを計画にのせていくというものの計画書作成というふうなことにしていきたいと思えますし、ぜひ、今、商工会議所のメンバーの皆さんとも話し合いをしておりますが、青年会議所であるとかも入っております。

また、店主の方々に、そういった会合に出て意見を述べたいという方がおりましたら、ご紹介もしていただいて、ぜひ出ていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 市長、大変わかりやすい答弁、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（寺田公一君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時04分 延会

平成20年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成20年9月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） おはようございます。

6番、一般質問をいたします。

早速でございますが、質問の方に入ってまいりたいと思います。

宿毛市は、平成14年に宿毛市行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な行政運営と、行政サービスの向上を目指して取り組んできました。

しかし、地方を取り巻く行財政環境が一層厳しくなっていることを受け、これまで以上に行革を進め、組織のスリム化を図るため、平成17年に民間の方々によって構成された行政改革推進委員会からの答申を受け、中西市長みずから集中改革プランを策定いたしました。

集中改革プランの実施期間は、平成17年から平成21年までの5カ年となっており、既に終盤を迎えております。

この改革プランの中には、組織、機構の見直しとして、支所の統廃合、学校の統廃合、保育所の統廃合が示されております。

初めに、支所の統廃合についてお聞きいたします。

平成17年につくられた集中改革プランでは、平成21年度を目標に、小筑紫支所と東部支所の廃止、沖の島支所と弘瀬連絡所の統合、鶴来島連絡所の業務体制の見直しが示されております。

先日、市長みずから地元説明会の場で、東部支所は私の任期中は廃止しないと発言されたと聞きましたが、現在の各支所の状況について、市長にお聞きいたします。

次に、小中学校再編計画についてお聞きいたします。

平成17年の集中改革プランによると、平成21年度を目標に、栄喜、小筑紫、田ノ浦の小学校と宿毛、橋上の中学校の統合が示されております。

しかし、その後の平成19年11月には、教育委員会より宿毛市立小中学校再編計画が示され、栄喜、小筑紫、田ノ浦の小学校が、平成21年度の統合、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校が、平成21年度の統合、山奈、平田の小学校が、平成30年度の統合、小筑紫、片島、宿毛、橋上、東の中学校が、平成27年度の統合、そして、統合されるすべての校舎の建築が示されております。

そのことを受け、今年度予算には栄喜、小筑紫、田ノ浦の小学校が統合したときに使う新しい校舎建築のための実施設計委託料など、2,321万4,000円が計上されております。

この予算は、住民、保護者の合意がなければ執行しないということで、議決した経緯があります。

ところが、今議会開会日の議員協議会において、いまだ栄喜地区の合意がとれていないとの報告がありました。現在の小筑紫地区の状況及び発注予定の設計はどうするのか。また、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校統合へ向けて、今年度、地元説明に入ることになっていますが、その状況について、教育長にお聞きをいたします。

続いて、保育所の統廃合について、お聞きいたします。

集中改革プランによると、平成21年度目標として、二ノ宮、すみれ、和田保育園の統合、貝礎、平田保育園の統合、栄喜、小筑紫、みなみ保育園の統合となっております。

要するに、来年度には市内の保育園の5園が

少なくなる。言い方を変えれば、なくなってしまふ、そういった計画でした。

その後、昨年11月には、市長から平成21年3月をもって中央保育園を廃園したいとの計画が発表されておりました。

ところが先日、保護者に対して、中央保育園の廃園延期の報告があったと聞きましたが、現在の保育園統廃合の計画はどうなっているのか、市長にお聞きをいたします。

続きまして、同じく集中改革プランの中の清掃公社収集業務の民間委託について、お伺いをいたします。

集中改革プランによると、平成21年を目標に、収集業務の一部を民間に委託することになっております。7月に民営化に向けての検討委員会が開かれたとも聞きましたが、会議が開かれた回数など、その内容についてお聞きをいたします。

そして、今後、民営化を進めるに当たり、市職員に準じた清掃公社職員をどう活用をしていくお考えなのか、身分保障を含めまして、市長にお聞きをいたします。

最後に、宿毛市の振興策についてお聞きをいたします。

今年6月議会において、地域特産品開発支援事業補助金8,000万円が補正予算として計上されました。

これについては、私自身が質疑を行った経緯もありますが、この財政的に大変厳しい中、宿毛市も財政調整基金を取り崩してまで3,000万円を支出しておりますので、今回はもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

その補助金は、芋焼酎の製造販売などをする会社を対象に、ランニングコストなどを除く設備投資費約1億円に対し、その約8割の8,000万円を補助するといった内容だったと記憶をしております。

まず、先に、費用対効果の観点から見たとき、その効果は個人の所得アップなのか、市の税収アップなのか、または雇用対策なのか、それとも、そのほかにあるのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

この事業は、単に焼酎をつくって売っただけではなく、地域おこしの目玉になる事業でなければいけません。焼酎をつくり、それを販売するだけでは、産業振興としての効果は低いと考えています。

以前、地域おこし事業計画といったものを見ました。この計画は、焼酎製造所を中心に、イモの生産者、名水の製造所、市内外の特産品販売所、そして有機堆肥製造所などによって構成されておりました。

私自身、バイオマス構想の質問の中で、養殖の死魚など、水産廃棄物を中心に、家庭から出る生ごみなどを減量にして、有機堆肥をつくるべきだと提案してきました。

バイオマスタウンに向けた取り組みのためだと思いますが、担当職員数名で有機堆肥製造の先進地への視察を行ったとも聞いております。

市長は、この焼酎製造所を中心に、どういった振興策を打ち出すお考えなのか、その構想についてお聞きをいたします。

また、有機堆肥製造実施へ向けた具体的な取り組みについても、現在の状況をあわせてお聞きいたしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に行革の関連でございますが、支所の統廃合についてでございます。

中平議員も先ほどおっしゃいましたように、本市で平成17年12月に行革大綱集中改革プ

ランを策定しまして、より効率的、効果的な行財政運営に取り組んでおるところでございます。

ご指摘のように、集中改革プランの中には、市の組織機構の見直しについても明記をしまして、その中で支所の統廃合を推進することとしております。

具体的には、平成21年度をめどに、沖の島支所と弘瀬連絡所の統合、小筑紫支所、東部支所の廃止並びに鶴来島連絡所の業務体制の見直しを行うこととしています。

これまで、平成15年4月に、鶴来島地区住民の皆さんへ、第1回目の説明を行って以来、沖の島の母島、弘瀬両地区の役員の皆さん、小筑紫地区や平田、山奈地区への地区長の皆さんへの説明を重ねまして、本年の1月、4月、5月には、小筑紫地区及び平田、山奈地区の住民の皆様にお集まりをいただきまして、小筑紫支所につきましては、千寿園で支所業務を継続する、いわゆる場所の変更ということになります。東部支所につきましても、JA高知はた宿毛出張所及び隣保館で支所業務を継続してまいりたい、このような内容をご説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、東部支所につきましては、中平議員、先ほどご指摘のとおり、地域住民の方々から、山奈、平田、両支所を統廃合する際、このときの経過等の説明を、私も住民の方から反対に受けたような次第でございまして、このまま支所を廃止するという事は、市民の方々との、これは信頼関係を害するものではないかというふうなことを判断しまして、JA高知はたとか、隣保館でというよりも、現在の場所でサービスを継続するという中で、効率化を図る方策がいいのではないかと、そういうふうな判断をしたわけでございまして、今のところで財政的な効率化をもっと図っていくというふうな方針に転換したというところでございます。

また、小筑紫支所では、先ほど申しましたように、これは千寿園での業務を継続するという事で、場所の移転ということでやっていただきたいというふうなことで、住民の方々には説明をしているわけでございますが、今のところ、まだ協議が続いておるという状況でございます。

それから、沖の島支所、弘瀬連絡所、鶴来島連絡所につきましても、まだ協議中でございます。現状では、まだ最終的な結論に至っていないというのが実情でございます。

学校の統廃合については、教育長の方から申し述べさせていただきます。

次に、保育所の統廃合でございますが、あの中央保育園につきましては、昨年11月に出して、また、少し延期をせざるを得ないというふうな結論に至ったわけでございますが、保護者会で宿毛地区に、宿毛保育園、いわゆる公立と私立がございまして、そういった関係で、過去の歴史も一応踏まえまして、これは宿毛保育園と中央保育園、これは合わせて1園でいいのではないかというふうな感じでございますので、私立に廃園してくださいとは、なかなか申せませんで、公立の方でひいた形で1つにしていってはどうかというふうな考えから、話を進めていったものでございますが、11月20日、昨年ですが、保護者会でこういった説明をしていたわけですが、その際に、いろんな意見が出ました。また、要望等も出まして、こういったものをもとに、改善策を十分検討するという事で、今後の中央保育園のあり方等について、保護者全員にアンケート調査もいたしました。

そして、廃園計画についての問題点とか、課題についても検討してきたわけでございます。

一定、中央保育園を廃園しますと、私立の宿毛保育園ということになりますが、宿毛保育園は、保育サービスを充実するために、延長保育とか0歳児保育の実施に向けた取り組みを行っ

ているわけですが、南海大地震に対する震災対策だとか、朝夕の送迎時の交通安全対策、また園庭が狭いことなどで、今年度内では解決できないような大きな問題がありまして、平成21年3月をもって、宿毛の方へというふうな話は、時期尚早ではないかということの判断をいたしまして、ことし7月の保護者会におきまして、来年の廃園は延期する旨の説明をさせていただいたということでございます。

今後は21年度が行革大綱の見直しとなっておりますので、地震対策並びに交通安全対策と、さまざまな状況を踏まえまして、中央保育園を増改築して残すのかとか、宿毛保育園を耐震補強して改修するかとか、また、新たな保育園を合わせた形で建築するのかとか、いろんな選択肢があるかと思いますが、小中学校の再編計画と合わせて、検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

和田保育園につきましては、平成18年度から保護者に対して、廃園についての説明会を行いまして、宿毛市の財政状況等を説明する中で、統廃合について理解を求めてきたところでございますが、行政側の対応が、少し説明等がおくれたということもございまして、保護者の強い思いもありまして、19年3月での廃園は延期をしたものでございます。

その後も保護者との話し合いを続ける中で、施設の老朽化並びに園児の減少などによりまして、平成21年3月で廃園することについて、ご理解をいただけるように協議をしているところでございます。

今後も地区の役員会を9月中に開催できるように調整をさせていただいておりますので、地元の方へも説明を行いまして、ご理解を得る中で進めてまいりたい、このように考えております。

廃園後は、サービスの低下を招くことのない

ように、保育サービスの充実には努めていきたいというふうに思っております。

それから、貝礎、平田保育園につきましては、ことしの6月に貝礎保育園保護者会で保育園の再編計画について説明を行いました。その中で統廃合の必要性について、これは施設の老朽化と園児数の減少により、効率的な保育所の運営ができなくなっているということを説明させていただきました。

今後も保護者会等を開催しまして、十分説明を行い、平成22年3月をめどに、平田保育園との統合について、理解を求めていきたいというふうなことを考えております。

小筑紫地区の保育所につきましては、小中学校の再編計画とあわせまして、保護者、地域と施設の新築を含め、協議をする中で、平成23年度をめどに統廃合を進めてまいりたい、このように考えております。

いずれにしましても、1小学校区に1保育園の基本方針に変わりはありませんが、小中学校の再編計画とあわせまして、基本方針に沿ってご理解をいただく中で、統廃合を進めていきたい、このように考えております。

次に、清掃公社の関係でございますが、清掃公社の民間委託の実施でございます。一部民営化に向けまして、副市長を委員長にしまして、関係課長、公社の局長を含む5名、現場の職員、公社職員2名、計8名で宿毛市清掃公社民営化検討委員会を設置しまして、ことしの7月16日に第1回の委員会を開いております。

この中で、21年度から一部業務を民間委託できるか、現場等の意見を参考にしながら、また22年度には、9人体制になってきます。そういった形で、収集方法について、現状ですべて公社のみでできるかどうか。そしてまた、民間委託するのであれば、いつの時点で、こういった形、ごみの種別による委託をするのか。

例えば、区域を限定して、民間にも委託していくとか、そういったことを検討しまして、まだ結論は出ておりませんが、再度また委員会を開いて、こういったことを結論づけていただきたいと、このように考えておるところでございます。

職員の身分のこともございますが、全部民間に委託しますと、職員の身分が宙に浮きます。そういった形で、一部民営、民間委託というふうなことを考えておまして、職員の現在の雇用については、きちんとした維持をしていくというふうなことも考えております。

これは、公社の理事長と話し合いながら、またこの検討委員会の中でも、いろんな、こんなことも含めて、話していきたいなというふうな感じを持っております。

次に、宿毛市の振興策についてでございます。

地域特産品の開発支援事業であります地域特産芋焼酎製造プラントの建設事業につきまして、議員もご承知のとおりだと思いますが、宿毛の活性化に向けて取り組む住民組織のすくも夢いっぱい会により取り組まれていたプロジェクトでございまして、すくも夢いっぱい会に所属するメンバーが中心となりまして、昨年、株式会社すくも酒造が設立されました。

現在、芋焼酎の生産施設の整備が進められております。これは松田町の方で、倉庫の中で、現在、設備の設置が進められております。

これに対して、宿毛市としても、また県からも支援をいただきまして、20年6月の議会で予算化が認められたものでございます。

この芋焼酎効果と申しますか、これは農業の振興策にもつながるといふ観点から始めたものでございまして、結果として、芋焼酎工場に移行。そして、次のステップにいこうというふうな考えのもとでございまして、先ほど、議員から費用対効果の観点のお話がありました。

この観点については、後ほど申し上げますが、この支援事業につきましては、焼酎工場を中心としまして、堆肥化工場などの地域資源を効果的に結びつけまして、魅力ある地域づくりと地域振興を実現させるためのものであるというふうに考えております。

今回の支援事業は、この基幹となる事業を確立させるものと考えておるところでございます。

本事業から得られる効果は、これは個人的なことではございません。農業従事者の所得向上でございますとか、遊休農地の解消、そして雇用の創出に効果があるというふうに考えております。

また、この事業の実施によりまして、宿毛市民による地域活性化の取り組みを、より活性化させて、住民活動が企業化したモデルケースとして、次の企業化を促進させる効果もあるのではないかとこのように考えております。

これは、今度、この焼酎工場の整備事業を起爆剤としまして、宿毛市民や関係団体が中心となって、今、進めておられますナオシチの搾汁工場とか、水産加工施設の事業化につなげていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、堆肥工場の具体的な取り組みと申しますか、この芋焼酎の絞りかす等も利用した形での堆肥工場でございますが、7月3、4日で、当市の産業振興課、環境課、企画課の職員を、鹿児島県の堆肥化工場に視察に出張させました。

今回、視察しましたのは、以前、私も宿毛市議会議員さんもここで視察をされたというふう聞いておまして、なじみがあるかなと思ひまして、こちらに行ったわけでございますが、鹿児島市に本社を置く株式会社山有さんの運営する堆肥化工場で、YM菌という超高温好気性微生物を利用しまして、し尿汚泥や下水汚泥、家畜排泄物、それから焼酎の原料となる芋の絞

りかす等を堆肥化しています。

YM菌でございますが、これは発酵温度が高いために、においが少なく、発酵期間が短いというふうな特徴がございます。

鹿児島県では、製造された堆肥は地元の芋生産農家等が利用するなど、廃棄物を再資源化して利用する循環型社会が確立されているというところでございます。

現在、視察で得た情報をもとにしまして、当市では畜産の農家を対象とした家畜排泄物をアンケート実施をしております、各種廃棄物の排出量を精査をしている状況でございます。

宿毛で再資源化する廃棄物といたしましては、まずし尿汚泥、下水の汚泥。し尿汚泥というのは、し尿処理場で最終的に汚泥となったものがございますので、下水汚泥、それから養殖の死魚、芋の絞りかす、家畜排泄物等、私は、できれば市民の皆さんに協力をいただいて、生ごみを、できるだけ水気を絞った物ということも想定をしております。

それから、YM菌に限らずに、宿毛の条件に合った堆肥化工場を目指して、事業の採算性等も考慮して、施設規模等を、現在、検討、事務的に検討している状況でございます。

これと並行しまして、以前、中平議員からも県外の視察も行かれたし、いろいろバイオマスタウン構想ということでのご質問もいただいておりますし、非常にいいご提案だったものから、私自身は、構想から実施というより、一つひとつ実施して、結果的にバイオマスタウン構想というものができ上がれば、バイオマスタウンというものができ上がればいいかなというふうな思いを持っております。

こういった形で、高知工科大学のアドバイスを得ながら、産業振興計画ですか、県の今進めております産業振興計画に堆肥化工場を位置づけまして、これらの制度を活用しながら、早い

段階での工場整備を目指して、循環型社会の構築に取り組んでまいりたいと、このような考えを持っているわけでございます。

また、一応、循環型ということでございますので、例えば、魚の、先ほど死魚と申しました。魚の加工場もできるようになりましたら、ここからやっぱり魚のはらわたとか、頭だとか、不要部分、こういったものについても、すべて堆肥化できるのではなかろうかというふうなことも思っております。

こういった事業を進めていくことで、全体が回っていけるというふうな形をとればいいかなというふうなことを思ってます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、おはようございます。

中平議員の一般質問、学校の統合に関するご質問にお答えをいたします。

宿毛市の行政改革大綱集中改革プランの中では、平成21年度をめどに、栄喜、小筑紫、田ノ浦の3校での小学校の統合と、橋上と宿毛の2校での中学校統合となっております。

しかし、子どもたちの望ましい教育環境を整備し、地震等の災害から子どもたちを守る等の視点から、新たに宿毛市立小中学校再編計画を策定をいたしました。

昨年11月7日に議員協議会で報告をいたしました。

その再編計画の内容につきましては、小学校につきましては、沖の島地区を除く小筑紫地区の小学校3校を、平成21年度統合をし、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校を平成24年に統合、それから、山奈、平田の小学校が平成30年度統合、それから、市内の中学校を平成27年度に1校に統合と、集中改革プランで示したものと大変な変更となりました。

新しい再編計画に基づいた小筑紫地区の小学校3校統合の説明会につきましては、本年9月3日の議員協議会でも説明をいたしましたように、昨年11月から本年の8月末までの間に、栄喜4回、小筑紫3回、田ノ浦5回の合計12回の説明会を開催をしております。

その結果、小筑紫地区と田ノ浦地区につきましては、統合についての了解を得ましたが、栄喜地区の保護者を含む住民の方の説明の中では、現時点の統合については、まだ合意をいただいております。本年3月議会におきまして、地元住民や保護者の方のご理解をいただき、合意を得た上で、小筑紫、栄喜、田ノ浦小学校の3校での小筑紫地区の小学校統合を進めていきたいと、ご説明をいたしましたように、あくまでも小筑紫地区の3校の統合が基本であると考えております。

今後も引き続きまして、栄喜地区の保護者を含む住民の方へのご理解をいただけるように、努力を続けてまいります。

小筑紫小学校につきましては、昭和37年から40年ごろの建物でありまして、老朽化が進んで、耐震補強工事もできない状況にありますので、早急に建設をすることが必要であります。そのため、できる限り早く、基本実施設計の委託業務を実施することが必要であると考えております。

小筑紫地区の小学校の建設に向けての取り組みについて、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。

また、再編計画にありますように、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校の統合に向けた地元の説明につきましては、新しい校舎の建設の位置を決定した後、できるだけ早い時期に説明に出向きたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、市長にですが、その17年に改革プランがまずできてから、それから現在に至るまでに、飛躍的にプランが進むような変わり方と言いますか、そういった計画の変更があったように思っていました。

ところが、最近になって、その計画が中止やら、そして変更にどんどんなっているような、そんな気がして仕方がありません。

そして、昨日の今城議員への答弁の中で、少し気になった言葉があったんですが。改革プランは最上のものではないので、変更も必要でありますよと、そういった答弁をされました。

これまあ、当然のことでありまして、計画がいろいろな形の中で変更になっていくのはいたし方ないことだと思います。ただ、1ついえるのは、計画というものは、表に出す。広報やいろいろな形で、市民に示した、そういった時点で、それは市長から宿毛市民に向けてのお約束になるのではないかと、そういったふうに私は受けとめております。

そういったことを踏まえまして、その点についても市長のお考えを、いま一度述べていただきたいと思っております。

まず、支所の統廃合についてですが、財政の方で、毎回と言いますか、毎年変更になるたびに、財政シミュレーションをつくっていると思いますが、この東部支所と小筑紫支所の廃止がまだ検討中ということですが、中止に両方なつたとすれば、財政的に余分に幾らぐらいお金が要るのか。また、そういった場合には、どこからそのお金を持ってくるのか、捻出するのか、そういった件につきまして、答弁ができるのでありましたらお聞きをいたしておきたいと思っております。

そして、支所の統廃合に絡んでくるんですが、

西町の郵便局の住民票発行事務の見直しも、ことし予定とされております。コピー機のリース料が、毎年ですが、99万6,000円かかっていると思いますが、この件についてはどうなっているのか、あわせてお聞きをしておきたいと思えます。

続きまして、保育所の統廃合についてお聞きをいたします。

るる市長の方から説明をいただきました。

話をする中で、アンケート調査を行ったということで、大変、これは意義のあるものじゃないかなというふうに思うわけですが、それを受けまして、耐震補強であるとか、交通の問題であるとか、大変難しい問題が浮上ってきております。ある意味、この中央保育園の廃止というのは、頓挫した状況ではないかなというふうに思われるわけですが、そういったことを受けまして、少しご質問をさせていただきたいと思えます。

ことしの7月の広報に、保育所の再編計画についてという形で、載せております。その中で、宿毛市の財政は非常に厳しい状況下におかれ、現状のままでは保育ニーズに対応できない。このままでは保育ニーズに対応できないと書いてます。再編により、一定規模の保育所を維持することが、保育所の運営など、保育の実施に柔軟に対応していくために必要である。

再編後は、延長保育や0歳児保育、この充実、それに加えて、現在行っていない一時預かりの実施など、保育者の就労状況を踏まえ、保育サービスの低下を招くことのないように、保育の充実に努めるとあります。

実際、再編計画がおこなわれているのですが、このままで保育の充実はできるのか。今後の延長保育、0歳児保育、一時預かり、こういったことについて、現在の状況を踏まえまして、市長の方からご答弁をいただきたいと思えます。

次に、清掃公社の民間委託について、一部ですが、一部民間委託についての再質問をいたしたいと思えます。

こちらの方、1回、そういった委員会を開いて、これから検討するという形ですが、時期的に、もう半年もない中で、一体、間に合うのかなという思いが、まずします。

そして、今のお話を聞く限り、臨時職員が、いま現在、4名清掃公社にいるはずですが、この臨時職員の仕事を、まず民間の方にシフトをいたしまして、言い方が悪いですけども、臨時職員をやめていただこう、そういったような形での、一部民営化になるのではないかなというふうな思いがしております。

臨時職員の年収は、はっきりはわかりませんが、180万円くらいではないかと思えますので、4名で年間700万円程度を支払っているのではないかと思えます。

これを民間に委託しても、まず減額というか、宿毛市としての委託料が700万円以下で済んで、減額になるということにはならないと思えます。

年収が400万円以上の、そういった職員を、そういった職員の仕事を民間にシフトしてこそ、民間委託の、金額的に見る、そういった削減につながるのではないかというふうに考えております。

民間といたしましても、事業の効率化には限界があると思えますが、こういった安いお金で仕事をしていただいている臨時職員をやめていただく、そういった考え方であれば、この一部民間委託というものは必要ではないのではないかなというふうに考えております。

そして、臨時職員をカットして、もし進めるとすれば、その後は市長も申されたとおり、職員がそこにはいるわけですから、その職員がいる限りは、職員の身分保障という形で仕事を残

していくようなご説明だったと思います。

そういった形で、もし民間シフトをしていくのであれば、職員が退職した数、その仕事だけを、毎年、退職者数にあわせて、民間シフトしていく、そういった形になるのではないかと思います。

現在、まだ30歳なかばの職員がいます、私は認識をしておりますが、そんな形での民間シフトを、本当に計画として考えているのであれば、今の現在の行革の流れには、のっていけないと思います。公社をこれから30年近く、宿毛市は維持していくつもりなのか。

また、そういった形で民間シフトをしていくことによりますと、まちの、宿毛市の活性化にもつながらないと、そういったふうに考えております。

そこで1つ提案と言いますか、私の考えなんです、例えば、ごみは厄介者ではない。ごみは宝だと、そういったお気持ちになって、循環型社会の構築に向けて、NPO法人を民間だけで立ち上げるというのは、大変難しいとは思いますが、立ち上げていただく形で、市が協力をしていってはどうかと思えます。

まちの美化に向けて、市民のみんなで協力をして、参加をして、そしてこの宿毛市をつくっていく、そういった形がとれるのであれば、先ほどから出ている堆肥工場などで、今の清掃公社の職員を身分保障をする形で、仕事をまたしていただく、そういった仕事のスイッチと言いますか、そういったことも可能だと考えておりますが、そういった形で清掃公社の職員に身分を保障しながら、新しい仕事をしてもらう。そういった形をとるべきだと、私は考えております。

小中学校に関しては、後にいたしたいと思えます。

まず、芋焼酎と、そして関連してくるんです

が、有機肥料の製造所、こちらの方の再質問をさせていただきたいと思えます。

市長からいろいろな、まず、すごくそうだなと思って聞いたんですが、これは、この芋焼酎の事業は、振興策の基幹となるもの、そういった形でなければいけないというお話が聞かせていただきました。

しつこいようですが、私もこの事業は、宿毛市の地域おこしの中心になるためのものでなければ意味がないと、先ほども言いましたが、思っております。

ただ、市長が示されたような振興策が、横に広がっていくことがなく、ましてや原料の芋が、この宿毛市でつくられることがなく、原材料さえも、宿毛以外から買わなくては、芋焼酎がつかないと、そういったような状況になっては、この宿毛市が出した3,000万円は捨て銭になってしまうと思えます。

そういったことがないように、いろいろな案を、これから考えていかないといけないと思うわけですが、当然、市長もお考えになって、既にYM菌の工場を見るなど、動きをしているわけですが、私から1つ、ご提案と言いますか、お話をさせていただきたいと思えます。

2年前の一般質問でも、中西市長に紹介をした件ではありますが、山形県長井市というところで、レインボープランという、そういった堆肥工場、循環型社会の構築に向けての取り組みがなされております。

これは、先ほど、市長が、ぜひ家庭からのごみも市民の皆さんに協力していただいて、出させていただきたいというお話もありましたが、その家庭からの生ごみや、事業所からの有機質廃棄物、そして畜産廃棄物を原材料として、堆肥の生産を行っています。

その内容はとてもすばらしく、そして人口や面積も、この宿毛市とほぼ同等の上、畜産廃棄

物のかわりに、先ほどから出ております水産廃棄物、魚の死骸であるとか、また市長が示されたように、加工場ができれば、そのはらわたであるとか、そういったものが、宿毛市にはあります。

現在は、ちなみにこれはお金をかけて、市外の業者に引き取っていただいていると、私は認識をしております。

こういったことを踏まえて、このレインボープランは、宿毛市のモデルとなる、そういった事業だと考えております。

事業を開始するまでの取り組みとして、そのレインボープランでは、推進委員会を立ち上げ、50回以上の会議をしております。

そして、その間には、生ごみ分別排出の説明会を住民の中に入って行ったり、参加農家、これは有機堆肥ですか、そちらを使って野菜とかをつくる、そういったことに関しまして、参加する農家への呼びかけ。そしてまた、そのできた野菜を売っていただくための卸売市場や、スーパーとの話し合いを、順次行ってきております。

宿毛市も、すぐにそういった開かれた形の推進委員会をつくって、取り組んでいくべきだと考えております。

そして、その末に、しっかりとした議論の末に、予算措置を含む計画を立てて、この事業展開をしていくべきだと考えておりますが、市長のお考えをお聞きいたします。

最後に、小中学校の再編計画について、再質問をいたします。

予想していた、はっきり言いまして答弁と違いまして、3校での統合を基本と考えていると、強く教育長から述べていただきました。

一定、安心をしたところでございます。

ただ、1つ懸念材料が残っておりまして、小筑紫の学校が耐震補強、もう限界であるので、

まずは建てさせていただきたい。建てた後に、22年からですか、統合を目指すというふうなことを、先日、聞いたわけですが、議員協議会の場において聞いたわけですが、この22年統合に、もし間に合わなかったらどうするのか。やはり2校だけで統合をしてしまって、栄喜は反対されれば残るのか、そこのあたり、まずそういうことを考えて動きたくないという思いはあるでしょうが、現状を見たときに、なかなか難しいなという思いがあります。

それでも、22年には必ず3校で統合して、新しい校舎で授業を受けてもらう、そういう思いがあるのかを、いま一度聞きたいと思います。以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

行革プランの進展ぐあいとか、変更、中止。中止ということは余りないんですけども、言葉が違っていたり、いろいろなものが考えられると思います。

これは、以前にもお答えしたように、行革プランがすべて最上のものではないし、やらなきゃいけないことも、まだまだあるし、本来、行革プランにのせるべきものも、通常の行政の中でやってきているつもりではございます。

そういったことのご理解はいただいた上でのご発言だというふうに聞いておりますし、また、こういった形の計画が変更したようなものは、市民への説明をきちんとすべきだということは、もう当然でございます。

今のところ、まだ一部の人たち、その当事者の方々に説明ということぐらいしか、まだなっていない。

そしてまた、市議会での重要案件につきましては、市議会議員の全員協議会の中では、説明をさせてはいただいておりますが、一般の

方々への説明ということだろうと思います。

この面は、少し抜かってたという気分は、私にもございますので、今後におきましては、広報等では、きちんと説明していくというふうなことも、対応をとらせていただきたいと、このように思います。

それから、支所の統廃合で、財政の数値という質問がございます。ちょっとその部分について、事前に聞いておりませんでしたので、済みません、その財政の統廃合しなかったら、どういふふうな数値が出るのかというふうなことは、ちょっとここに持ってきておりません。

ただ、例えば平田につきまして、以前の経過がございまして、今、そのままおいとくということを申し上げました。

そのときに、今現在、職員が2名おります。この2名について、先ほど、合理的なことで、少し財政的なものを減額していくというふうな措置を考えておりますということは申し上げたつもりでございますので。

例えば、千寿園に行くにしても、小筑紫が千寿園でご了解をいただくにしても、この部分について、今までの小筑紫支所での財政的なかかる費用というものについては、削減していくというふうなことも考えております。

そういったことがないと、なかなか変更であるとか、そのまま存続とかいっても、これは行革のものにならないというふうなことを思っております。

そういったことは、一応、考えながら推進はしているつもりでございます。

それから、西町の郵便局の証明書なんかは、これは当面、やっぱり存続させていただきたいというふうには思っております。

今後、西町の郵便局さんとお話をする中で、どういった方向にしていくかというものは、これは相手のあることでございますので、お願い

をしていく。当面、していかなきゃいけないというふうなことは思っております。

それから、中央保育園の廃止というふうなことでございます。これは、先ほども説明しましたように、いろいろなニーズ、やはり安全というものが一番大切ということでございますので、どうしても宿毛保育園の耐震については、かなりの疑問が出てきております。

そういったところで、宿毛保育園とのお話し合い、そしてまた、保護者の方々、地域の方々との話し合いを、きちんと、もう少し、細部にわたってやっていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

いろいろな、0歳児とか延長保育だとか、そういうものについては、働くお母さん方のニーズに、やっぱりこたえていかなきゃいけないというふうなものがございます。

また、例えば0歳児は3人に1人、保育園の先生がつかないとか、そういった加配の問題もございます。保育園の先生の体制とかいふふうなことも、ずっとみんなで考えながらやっていかなきゃいけない。どういったら保育サービスが低下しないで、この保育所を運営していくことができるか、そういったことも、細部にわたって、やはりきめ細かい対応をしていかなきゃいけない。こんなふうには思っているところでございます。

それから、清掃公社については、ご提案がいただきました。ご提案いただいたわけですが、我々も、例えばアルバイトの方が、賃金がどれだけでとか、いろいろ財政的なこと、費用面につきましても、いろんな、総合的な判断をやっぱりしなきゃいけない。

そして、本当に民間委託で大丈夫なのか。市民の方々のごみを集めるわけですから、そういったことがきちんとサービスとしてできるのかどうか。また、公社をずっと、先ほどの話で、

今の現在の職員をおいとくのであれば、30年もおいとくのかというふうな話もございましたが、いろんな問題、いろんな課題がございます。そういったものを、やっぱり総合的な判断をして、これが一番ベターではないかなというものを、やっぱりつくっていききたい。

あと半年で民間委託できるのかというふうなこともございますが、短絡的に一部やるというふうなこともあろうかと思えますし、その短絡的なことでも、きちんと、次につながるということを考えながら、検討委員会の方でもんでもらわなきゃいけない、このようなことも思っていますし、また、今、中平議員から、ごみを宝と思えというふうな話でございますし、私も、バイオマスタウン構想の中でも、以前にも中平議員から、質問の中でも受けております。

そういったことも含めながら、検討もしていかなきゃいけない。

先ほど、芋焼酎の堆肥化工場の話もしかりでございますが、やはり皆さんの、市民の皆様がご理解をきちんとしていただけるような体制をとって、1つのモデルとして、住民参加の推進委員会といったものをつくれということでございます。

これについても、どういった形でやるのが一番ベターか、その辺もきょうのご提案を受けまして、検討もさせていただきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、22年度に向けて、小筑紫3校の統合に向けて、全力で地元の理解に努めてまいりたいと思います。

しかし、先ほど申しましたように、小筑紫小学校の校舎の老朽化が進む中では、どうしても

小筑紫小学校の建設はしなければ、子どもたちの安全を確保することができないし、また、それに引き続きまして、宿毛小学校の建築もなかなかおくれるということですので、ぜひ、22年に向けて、栄喜地区については、全力で理解を求めていききたいと思います。

栄喜小学校の地元の説明会の中でも、近い将来には、児童がこのように減っていく中では、統合もやむなしと考えておるというのですけれども、今は統合は、地元の合意はつかないというお話ですので、それから3年たちますと、22年から3年たちますと、栄喜の小学校は児童数が10名になります。1年生が1人、2年生が2人ということですので、果たして集団の中で培う教育活動はできるだろうか。知識の伝達だけではなしに、学校として、組織として、いろんな力を育てていくというのには、やっぱり10人という小学校は、余りにも規模の小さい小学校ではないかという説明もしてまいりました。

仮に22年に統合には賛同できなくても、23年、24年に説明をして、何とかくみしていただくと、こういうふうな気持ちでおります。

まずは22年に向けて、理解を得るように、再度、努力をしてみたいと思いますが、小筑紫地区統合の小学校の建設については、ご理解のほどお願いしたいと、こんなに思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、今、答弁をいただいた教育長に、再質問をいたしたいと思います。

小筑紫の問題ですが、問題と言いますか、統廃合の件であります、学校の老朽化というお話が、常に出てきております。

その中で、22年統合に向けて、栄喜には全力で理解を求めていくということですが、その

小筑紫小学校は、当然、耐震化する必要があります。

ただ、それ以外に、宿毛小学校、そして何よりも咸陽小学校と同じ年、もしくは次の年に、耐震補強をする予定で、実際、そういった答弁も、この議会の一般質問の場において行っているにもかかわらず、そういった学校がいまだできていません。

その説明に関しては、この再編計画の中で、何年までには建てますよというお話ですが、そういったことを踏まえまして、当然、この再編計画、とめるわけにはいかないんですよ。どんどんどんどん進めていかないといけないわけです。

だから、私も一議員としては、この学校建設に対しては、反対するつもりはありません。ただ、先ほどから何度も言っているように、栄喜地区が、本当に統合してくれるのかなと。今の住民説明会で十分なのかなと、そういった思いがしてなりません。

また、言いかえれば、小筑紫、そして田ノ浦も、本当に地域の方、保護者の方が納得をされているのかな。

栄喜が反対している中で、自分たちは本当にそこに統合したいという、そういう思いでいるのかなという、そういう思いがあります。

そもそもこの宿毛市立小中学校再編計画の策定には、大きな2つの要因があると考えております。

1つは、学校の小規模化の問題。そして、もう1つは、先ほどから言っております、雨漏りの修繕や耐震補強など、施設の老朽化の問題であります。

この老朽化の問題についても、若干、私、疑問があるのですが、これは後にしておきまして、まず、その小規模化の問題についてですが、こちらの方の説明が、十分保護者の方々に伝わっ

ているのかな、そういった思いがしてなりません。

要するに、学校には、適正規模というのがあると思います。私以外の議員が、以前、篠山小中学校の問題で、この場で大変激しい議論を交わしたことが記憶に新しいわけですが、そういったことを踏まえまして、この計画の中心にいるのは、子どもでなくてはなりません。子どもが主人公です。

そういった形の中で、本当に住民の皆さんに説明ができているのかなと。なぜ保護者や地域、区長さんに、そういったところにばかり説明に行っているのかなという、そういう思いがしてならないわけです。

その点について、まず教育長の、今からの教育のあり方、特にその適正規模に関する、そういった思い、考え方を述べていただきたいと思います。

そして、もう1つの老朽化の問題であります。この説明を、昨年11月に受けたわけですが、単純に言いますと、雨漏りや耐震補強を、市内すべての小中学校で行えば23億円ほどかかると。この計画に基づいて、新しい学校を建てても40億円程度で済むというお話だったと記憶しております。

しかし、既に小筑紫の平屋木造の建築予定だった校舎が、鉄筋2階建ての校舎にかわり、先日いただいた資料を見ると、約54億円に膨れ上がっております。

この54億円の中には、新しく校舎を建てる、そういった場所に使う土地代ですね。市役所じゃないです、宿毛市のところに建てればいいわけですが、もし違った場合には、この土地代、それに加えて、これから必要となる咸陽小学校の修繕費、4,400万円、そしてこの統廃合計画に含まれていない、入っていない沖の島の小中学校の耐震補強、並びにそういった修繕費

に2億200万円かかるというふうに計上されておりますが、これは、この54億円には入っておりません。

こういった形を踏まえた中で、この計画自体が慌ててつくったものであって、その実量、そして正確性に欠けているのではないか、そういった部分も問題ではないかというふうに思うわけですが、先ほど言いました小規模化の問題、要するに複式、複々式の学級の問題になってくると思います。

こちらとあわせて、教育長のお考えを述べていただきたいと思います。

続きまして、市長の方に再質問をいたしたいと思います。

まず、1点、芋焼酎の工場から進みまして、堆肥工場製造所をつくるに当たって、開かれた形、市民の方々も入れてという形なんです、推進委員会をつくるべきではないかというご提案をさせていただきました。

この件について、答弁がありませんでしたので、答弁をいただきたいと思います。

言いましたか。済みません、そしたら私の聞き漏らしかと思えます。大変申しわけございませんでした。

まず、そしたら保育所の統廃合についてですが、最後に、時代の流れというと余りよくないのかもしれませんが、行政のスリム化に向けて、県内を初めとする各自治体で、公営の保育園、そして保育所が民営化への取り組みといたしますか、民営化に向けて、いろいろな形での活動といたしますか、取り組みがなされてきているのが現状であります。

以前にも1度一般質問いたしました、市長の民営化に向けての、保育所の民営化に向けてのお考えというのを、再度、この場でお聞きをいたしておきたいと思えます。

それで、清掃公社の収集業務の一部民間委託

と、それから堆肥の工場、こちらの方が、これからリンクしてくると思いますので、あわせて再質問をしていきたいと思えます。

市長が、清掃公社の民営化に関しまして、ベターなものをつくっていききたいが、一定、期間もないし、短絡的なものになるかもしれないといったご発言がありました。

ぜひ、短絡的なものはつくりたくないと思えます。ベターな形で、いろいろなものを踏まえた中で、どういった方向で行うべきなのか、きちんとした計画を立てていただきたいという、そういった思いがありますので、しつこいようですが、先ほどの提案を少し飛躍させまして、私からもう一度提案をさせていただきたいと思えます。

堆肥工場を、市長お考えということですので、原材料も民間の方々から生ごみを集めたいということでもあります。これを受けまして、収集業務の民間委託そのものを視野に入れてお考えをするべきかと思っております。

単純に、全体の金額の圧縮だけを考えて、先ほど、どこの部分を民間に渡すか、生ごみの部分なのか、資源ごみの部分なのかというお話がありました、そういった丸投げの収集業務の委託ではなくて、例えば、あるエリア、中央と考えてもいいわけですが、その焼却ごみ、これ週に2回集めていると思えます。このうちの生ごみの収集だけを、NPO法人に、堆肥の材料として収集をお願いすることができれば、委託できれば、焼却ごみの激減につながると思えます。

それに加えて、そのごみの中には、生ごみが入っていませんので、においが出なくて、先ほど述べましたレインボープランも同じなんです、週1回のごみの収集で済むと思えます。要するに、溶融炉へ持っていくごみは、週1回で済むと思えます。

その浮いたお金や、溶融炉に、今現在、大変な金額、負担金と言いますか、払って、2億円近いお金ですか、払ってごみを持ち込んでいるわけですが、こちらに持ち込み量が減ったということで、負担金が浮いてくると思います。そのお金を、このNPO法人に委託料として払うことができれば、その中央区に住んでいられる、その地域の主婦や、そして高齢者の方、また考え方によっては、就労したいという思いがあるけれども、障害のある方で就労ができない、そういった方々の仕事ができるのではないかと考えております。

委託する前の正職員の給料から換算すると、人数で10倍以上の雇用が、こういったことをすれば可能だと考えております。

先ほどから言うように、そしてその仕事がなくなった公社の職員は、新しくできた堆肥工場で働いていただく、そういった形をとっていけば、このプランは可能ではないかと考えておりますが、そういったのを踏まえまして、再度、検討委員会、推進委員会を立ち上げて、頑張っていく、そういった考え方になられてはないか、そういった思いをお聞きをしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

学校の統合についての視点は、中平議員ご指摘のとおり、学校の望ましい適正規模と、それから、これは教育の中では、地元説明にもいる中で、ふさわしくない言葉ですけれども、財政的な問題という、こういう2点から話が進んでおります。

学校の適正規模については、私は4月の宿毛の広報の中でも書いておりますし、それから、学校へ行ったり、それからそれぞれの説明会の中でも、小学校における適正規模、それから中

学校における適正規模についてもお話をしましたし、ある程度、理解をしてもらっているのではないだろうかと、こんなふうに思っております。

説明は、足りないところはあるかもしれませんが、学校の中では、ある程度的人数で、教育活動をしなければ、身につかない力があるということで、いろいろと説明をさせていただきましたと、こんなふうに理解はしております。

それから、文科省のとなえている、決めている適正規模と、それから県の決めている適正規模と、それから実際、現場で教育活動を行っている先生の中では、若干の違いがありますけれども、大体は20名程度ではないだろうかと、こんなふうにいわれていますし、議会の中でも、広報の中でも書かせてもらったと、こんなふうに思っております。

それから、財政面のことですけれども、平成30年度、山田、平田の小学校の統合までの、見積もって54億円ぐらいが想定されておりますけれども、これは、統合をすることによって、2分の1になるだとか、それから、義務教育債だとか、いうこともありますので、宿毛市の持ち出しといたしましては、一般財源といたしましては、できるだけ厳しい見積もりをしても、11億程度ではないだろうかと、大体、このように考えております。

それから、老朽化について、いろいろと教育委員会の中で、人数についても、それから老朽化についても、もう少し正確なデータを持って、説明会に当たるべきではないだろうかとということもありましたけれども、教育委員会の中では、その時点では、できるだけ精いっぱい、いろいろな調査をしまして、数字を割り出したということですので、ご理解をいただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、今の、ちょっと私も話をさせていただいていいでしょうか。小学校の統合問題。今、教育長がいろいろ、るる話しました。

これ、小さな集落でございます、我々の、宿毛市を構成しているところは。

栄喜の問題、今、出ておりますが、これやっぱり、栄喜の地域振興とも、学校を中心とした地域振興、栄喜の子どもたちは、豪華客船が来ても、よさこいソーランをやってくれたり、非常に、我々の地域振興にも、一応、貢献を大分してくれております。

そんな関係で、やはりこれ、ただ学校、教育はこれ、一番大切なものでございますけれども、学校を中心とした地域があるというふうなこともあります。

そういう中で、やはり今まで、教育委員会だけということに任せた部分もございまして、これからは、我々行政部門も一緒になって出かけていまして、どういった、学校の子どもたちと、また地域の人たちが、どういったつながりを持って、どういうふうに地域のことをしているのかとか、そしてまた、我々もどういったことを、この地域にしていかなきゃいけないのか、そういったものも一応含めた形で、学校統合の問題について、話もさせていただきたい。このようにまた、地域に出かけて行って、ぜひ、その3校統合という形でのものをつくっていきたくて、このように思っております。

補足的に説明させていただきました。

それから、保育所の民営化でございますが、私自身、今のところ、その他、ただいまは大島保育園ですか、それと宿毛保育園が民間でございまして、私自身、今ある保育所、公立のものを、いろいろ統廃合はあると思いますが、こ

れをすべて民間ということには、今は考えておりません。

いずれ、皆様方が全部民営化にしろというふうな話あれば、しなきゃいけないかもしれませんが、民営化したところのメリットというふうなものとか、そういったものが必要でないか、もうちょっと精査しなきゃいけないだろうと思っておりますし、自分の頭の中には、今の公立を民営化していこうという気は、ちょっとございません。

それから、清掃公社関連でございますが、非常に、ご提案もいいと思っておりますし、私どもも、今、環境政策は非常に、宿毛市全体が転換期にある。私ども、環境課の者も、徳島の上勝町、あそこも分別収集もいっぱいやっております。そういったところにも派遣をしまして、勉強もしていただきました。

また、市民の方々にも理解をしていただく上での、地区長さん方も、上勝町へ行って、これぐらいのことをやっているとか、そういった先進地ですか、そういったものも見ていただいております。

いろんなご提案がございました。

それともう1つ、その業務の民間委託だとか、堆肥工場であるとか、生ごみの出し方、これ、中村にあります焼却場です。その焼却場のお金が、非常に高くなっている。それで、我々の負担金も非常に高いということで、生ごみの水切りだけでも随分違うということをお呼びかけはしておりますが、なかなか、さっとういうものになっていってないのが実情でございます。

ごみの減量化というものは、もう頭の中からずっと離れておりませんので、環境政策全体のこととして、今のご提案のものも非常に受け入れたいし、自分たちもそういうものを思っておりますので、ぜひ、いい形になるように。また、ごみとして、お金を燃やしているようなもので

ございますので、そういったものがないような形の環境政策をとっていきたいというふうなことで、総合的に考えたい。

また、先ほどの推進委員会のお話も出ておりますので、こういったものの、こういったメンバーを通してやるかとか、そういうものは考えさせていただきたいというふうに思います。

それと、1点だけ、ちょっと言いわけをおきますと、清掃公社の、短期間で短絡的に民営化という話は、短絡的になるかもしれませんが、最新の注意を持って、将来につながるものとして、短期間的なもの、短絡的のものというふうなことで申し上げましたので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、1点、再質問をさせていただきますと思います。

その前に、教育長に、私の聞き方が悪いのか、教育長の複式、複々式に対して、どういったふうな思いを持っているのかというのが、若干伝わってこなかったような気がいたしてなりません。

日々努力をさせていただいていることは、私も知っているわけですが、もっともっとリーダーシップを発揮して、皆さんを引っ張っていただきたいと思います。

そして、市長からも話があったように、栄喜の小学校、地域ぐるみで大変いい形で、全員がソーラン節というか、踊りといいますか、全員でやっているのを、僕も何度も見てますし、すごくいい取り組みしてるなという思いはいたしております。

ただ、もし栄喜が統合しなかったときに、耐震補強をするおつもりは、今の教育委員会にはないと思います。

地域や保護者の方が反対をしたからといって、

そこに通学している子どもたちが、災害に遭っていいという話にはなりません。市がこういった計画で進める。子どもたちの安全のため、教育のためにやると決めたのであれば、とことん話し合いをして、ぜひ理解をしていただきたいと思います。

何かあったときには、だれが責任をとるのか、そこまで詰めた話をさせていただきたいと思っております。

市長に1点だけ、再質問をしたいと思います。

まず、その前に、ごみを宝物にという考え方で、ぜひ、先ほどの話の中で、いろんな提案、る言ったのではわかりにくい点もあったと思いますが、また詳しく説明もさせていただきたいと思いますので、新たな雇用につながる、そういった振興策につながるような形で、ごみを宝という、そういった考え方で、ぜひこの件を進めていただけたら幸いだなと思っております。

そして、芋焼酎の工場、大変市民の皆様が注目をしている案件といえますか、ことであります。決して失敗のないように、私たちもそうですが、執行部の皆さんも気を引き締めて、この振興策に向かって進んでいただきたいと、そういった思いを述べておきたいと思います。

最後の質問、集中改革プランについてですが、これ、平成17年に集中改革プランを市長が策定されてから、それを実現するために、担当職員を初めとするその関係者は、何回も地元に入って、その理解を求めてきたことだと、私は思っております。

そして、私も一議員として、これからの宿毛市のためには、子どもたちのためには市長が示された行革を進めていくべきだと、そういった思いでたくさんの市民の方々からおしかりも受けましたが、その改革が進むよう、理解を求めて説明をしてきたつもりでございます。

それぞれの事情もあります。情勢も変化して

います。その中で、先ほどから言っているように、すべての計画を実行しなさいとは言いませんが、行革の柱ともなるいろいろな案件が後ろ向きに進んでいるように思えて仕方ありません。

そんな中で、この行革に対して、大変な不安を覚えているところがございますし、そういった思いを込めまして、本日の一般質問をさせていただきます。

便利な施設をなくすということは、その関係者といえますか、受益者の方々に、言葉は不適切かもしれませんが、受益者の方々にとっては、反対するのが当たり前だと思います。

しかし、それでも市民の皆様方のご理解と協力を得て、この行政改革を進めていかなければならない。そうしないと、行政の簡素合理化や、財政の健全化にほど遠いものになってしまう。そういった思いがあります。

そういうことを踏まえまして、最後に、これからの行政改革をストップさせない、そういった強い思い、意思を持って、市長は宿毛市を引っ張っていただけるのか、その点についてだけ、市長の思いを述べていただきたいと思います。

先ほど、教育長の答弁は求めないと言いましたが、質問になっていますので、そのことに関しまして、教育長の思い、考え方があれば答弁を求めたいと思います。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

学校に行き、地元で説明会の中で、いろいろと説明をさせていただきましたけれども、説明が十分でなかったということで、学校規模に対して、それから望ましい教育環境というところで説明が足りないことについては、随分反省をしております。

議員協議会の中でも、複式のことについてはお話をしたいと思いますけれども、でき得れば、複式で教育活動、教科活動をするのは、いろいろな考え方があって、自主性が育つとか、問題解決能力が育つとか、やり方によってはあると思いますけれども、やはり1人の先生が異学年をやるということは、へたな先生が授業をやりますと、失礼ですけども、限りなく2分の1の授業に近づいていくということがありますので、子どもたちにとってはハンディキャップになるのではないかとこの話は、説明会の中でもしております。

中平議員の指摘のとおり、これからもそのことにもついて、それから学校の中でできるだけ自分の思いを伝えて、リーダーシップを発揮していきたいと存じますので、よろしく願います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

今まで、行革を進めて、プランどおり実行できたこと、まだまだ困難なこと、そしてまた、これは非常に無理だなと思うようなこと。これまでの、いわゆる経験と申しますか、これまでの折衝、これは住民の方々へのお話もあるし、また職員の中もございます。そういったことを、やっぱりいろいろ再検討といえますか、反省の上に立って、これから、来年見直しをしなきゃいけないという年になっておりますが、私ども、やっぱり行政改革、これはいい方の行政改革という形での見直しをきちんとしまして、これまでの反省の上に立った形で、実行できる行政改革、本当に財政的には、単年度黒字ではございますが、なかなか厳しい、まだ年が続きます。

財政も長い間の、長距離の見直しを見ましても、非常にまだ厳しい折が続きますので、やはりこれら等見つめながら、横目でにらみ合わせ

ながら、やるべきことをきちんとやっていくというふうなことで、またそれを計画にのせていく。また、変更があれば、また変更についても、やはり皆様方におわかりいただくように広報していくというふうなことも、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

行革については、しっかりやっていきたい。そしてまた、この宿毛市の発展のためには、力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木でございます。これから一般質問をさせていただきます。

ことは大きな台風もなく、稲穂を波立たせた風が秋の香りを届けてくれるようになりました。しかし、政界では、後期高齢者医療制度や、原油高、政治腐敗に対する国民的怒りの高まりの中で、福田内閣は辞意を表明し、国会解散の風は日に日に大きくなってます。

国民が政治に物言える解散風は、大いに歓迎したいと思います。

早速、通告に従いまして質問に入ります。

1番目といたしまして、介護保険について、市長にお尋ねいたします。

その1番目に、介護事業所の不正問題の対処について、お尋ねいたします。

介護保険事業所につきましては、本市では保健介護課並びに各介護事業所の皆様のご努力で運営していただいているところでございますが、残念ながら、先般、介護事業所での不正が発生いたしました。

これまででも、介護事業に関して、コムスン問題など、遠くでの事件はございましたが、この宿毛市での事件発生に、市民の多くが驚き、心配されております。

そこで、私は、次の点について、市長の所見を伺います。

1番目に、2つの事業所の不正内容と、なぜこのようなことになってしまったのか、わかりやすくご説明願いたい。

2番目に、不正受給額を返還させるようですが、その金額や手続はどうなるのか、お聞かせ願いたい。

3番目に、2つの事業所が指定取り消しとなった後、これまでその事業所で介護サービスを受けていた利用者の皆さんは、今後どうなるのか。

そして、最後に、当該事業者は、謝罪の中で介護保険制度の理解が不十分だったと表明しています。類似事件を発生させないため、再発防止策をどうされるのか、お聞きいたします。

大きな2番目といたしまして、来年度行われる介護保険の制度改定見直しについて、お尋ねいたします。

介護保険は、市町村が保険者であり、その事業計画は3年ごとに見直し、改定することになっており、来年4月からの3年間は第4期事業計画となっております。

厚生労働省から、基本的考え方が示され、市町村が計画づくりに着手する時期となっておりますので、私は現在の介護保険の問題点の

中から、次の点の見直し改善を求めます。

まず、1番目に、介護報酬の見直しについてであります。

2003年改定では2.3パーセント、2006年改定では2.4パーセントも、事業者に払われる介護報酬が減らされたため、収入不足によって介護事業所は劣悪な労働条件となり、人材不足、深刻な経営難を引き起こしております。

我が党は、介護職員1人当たり1カ月3万円の賃上げなどを内容とする緊急提言を発表しました。国会でも、介護事業者の処遇を改善するための法律が全会一致で成立しております。

宿毛市としても、県や国と協議し、介護報酬の引き上げに取り組むべきではないか。

2番目に、保険料を徴収する対象者の拡大問題についてであります。

介護保険料を徴収する対象者を拡大するため、障害者福祉のうち、介護サービスに当たる部分を介護保険に統合しようとする動きがありますが、介護保険と障害者福祉は、制度の根本理念が異なるもので、統合するべきではありません。

また、保険料徴収年齢を30歳に引き下げる、あるいは働くすべての若年者からも徴収することが検討されています。

国保も払えない若年者の生活をさらに困窮化させるものであり、徴収年齢引き下げはすべきではない。

3番目に、要介護者の生活を支える介護と訪問介護を守ることにについてであります。

介護保険法の改定で導入された新予防給付により、軽度の人から介護ベッドや電動車いすが取り上げられ、大きな問題となりました。

さらに、今回は要介護2以下を保険の適用外とするか、または利用料を2割に引き上げる動きがあります。

こうした軽度者からの介護取り上げをせず、

介護内容を充実するべきであります。

4番目に、保険料、利用料の見直しについてであります。

現在の介護保険料は、全国平均で4,090円にもなっています。また、低所得者には、現在の利用料でも大きな負担となっています。

こうしたことから、全国的には保険料で33パーセントの市町村、利用料で21パーセントが自治体独自の減免を実施しております。個人にも自治体にも大きな負担となっています。

また、前回の見直しで、介護施設の居住費と食費の負担増を実施するに当たって、低所得者の負担増を抑えるためにつくった補足給付制度まで見直そうとしています。

このように、介護保険料や利用料が負担増となっている最大の原因は、国庫負担が切り下げられたことにあります。

以前は、介護に占める国庫負担の割合が50パーセントであったのに、介護保険が始まった年に25パーセントに引き下げられました。

私たちは、国庫負担をもとの50パーセントに引き上げるよう求めておりますが、このことについて、市長の所見をお聞かせ願いたい。

次に、原油高騰対策について、市長にお尋ねいたします。

今、原油や穀物を中心にした物価高騰が、市民生活に深刻な影を落としつつあります。

こうした事態の主な原因は、アメリカのサブプライム住宅ローンの破綻、さらに株価やドルの下落であふれた投機マネーが、原油や穀物市場へ流れ込み、価格をつり上げているのであります。

現在は、最高値のときよりは、多少、下がりましたが、それでも4年前に1リットル約40円だったA重油が、約3倍に跳ね上がっています。

先日も、ハウス農家の方が、原油の値上げが

いつまで続くのか心配だ。我々には、これまで関係ないと思っていた原油相場が何ドルか、毎日気になると話していました。

また、漁業に従事する方も、船の整備や減速航行など、省エネに努めても、限界だと嘆いています。

漁業従事者は、7月15日には全国で一斉に漁を休み、農家の方は、8月23日、3,200人の方が高知に集まり、農業危機突破高知県生産者大会を開き、宿毛市からも多くの方が参加したようであります。

農林漁業など、第一次産業のみならず、原油高騰は中小企業にも大きな打撃となっています。

今、国や県が助成策を打ち出すとともに、市町村でも独自対策をとり始めました。

宿毛市としても、次のような対策をとってはどうかと、私なりの提案をいたします。

1番目に、原油高騰から市民生活を守るために、宿毛市行政全体で、総合的対策を打ち出すことを前提に、関係業界が受けている原油高騰による影響を調査する必要があるのではないか。

2番目に、国や県の支援策を市民に周知するとともに、調査の結果をもとに、市としても独自の支援策を考えるべきではないか。

3番目に、国が出した漁業者に対する対策のように、非常に利用しにくいものがあります。これの改善策と拡充を求めています。

4番目に、原油高騰の主要因である国際的な投機マネーを抑制するルールの確立を、政府に求める考えはないか。

以上、4点について、市長に所見をお聞きします。

次に、雇用促進住宅について、市長にお尋ねします。

西町には、40世帯が入居できる雇用促進住宅が2棟あります。

全国では、1,517カ所に3,811棟、

14万772戸あり、約35万人が住んでいるようであります。

今、こうした住宅が政府の進める構造改革路線のもとで、突然に廃止が閣議決定されました。

その内容は、2,011年度までに半数を廃止し、2,021年度までにすべてを廃止しようとするものであります。

入居者に対し、突然、「退去のご案内」という文書が配られた地域もあり、不安の中で日々を送っている人、自治会を組織し、戦いに立ち上がっているところなど、さまざまあります。

西町の雇用促進住宅に住む皆さんも、こうした動きを知らない方、一部の情報を得て、心配している方もあります。

そこで、私は次のことをお聞きします。

1番目に、西町の雇用促進住宅の廃止に関する状況把握はどうなっているのか。市への買取要請があったとすれば、その時期、買取条件などについてご説明願いたい。

2番目に、管理人や居住者に対しての説明は、いつあったのか。

3番目に、西町の住宅の今後はどうなるのか、詳細な説明をして、居住者の不安を解消すべきではないか。

4番目に、売却廃止の方針の見直しを求めべきではないか。

5番目に、廃止の場合は、市での買い取りも含め、公的住宅として、維持する必要があるのではないか。この5点についてであります。

最後に、全国一斉学力テストについて、教育長にお尋ねいたします。

この全国一斉の学力テスト、学習状況調査について、私は昨年3月議会の一般質問でその問題点を指摘し、多くの国民の反対もあるので、実施しないよう求めましたが、文部科学省と教育委員会は、昨年が続いて今年も実施を強行しました。

その結果は、私が指摘したように、実施上の問題、学力テストの結果発表に伴う学校教職員への統制強化の問題、調査結果の情報公開をめぐる問題など、全国的に多く混乱が発生しつつあります。

私が指摘した中で、2つのことについては、実施前の3月29日の文部科学省事務連絡によって改善されました。

1つは、学習調査項目の中から、各家庭のプライバシーや子どもの心に傷をつける恐れのある調査事項が削除されました。

もう1つは、解答用紙に自分の名前を記入せず、番号だけの記入も認める氏名個人番号対照方式を例外的に認めました。既に公表された学力テストの実施結果をもとに、次のことを教育長にお尋ねします。

まず、学力テスト参加状況をどう見るかです。

参加状況は、公立校は全国で3万1,924校のうち3万1,910校が参加した。そして、国立校は157校全校が参加。私立校は、昨年よりも8ポイント減の53パーセントに当たる157校が参加という結果になっています。

公立校はほとんどが参加しているのに対し、私立校は約半分しか参加していません。この学力テストに意義を見出せないから、参加しなかったといえます。

また、公立校で参加しなかったところは、不参加の原因を、全国学力調査は、無益か有害です、と述べたと報道されております。私の指摘したことと一致するわけですが、こうしたことについて、教育長の所見を伺います。

学力テストの事前練習について、あらかじめ対策を講じるのは、本来の趣旨に反すると文部科学大臣が国会で答弁しているにもかかわらず、県下でも幾つかの学校が事前練習に取り組んだと報道されています。宿毛市でもそうしたこと

が行われたと聞きますが、真偽のほどをお聞かせ願いたい。

また、学力テスト対策をしたのであれば、その内容を明らかにしていただきたい。

公表された県別の学力、学習状況調査の結果をどう評価するか。また、この結果によって、宿毛市の教育政策を変更するのかどうかをお聞きしたい。

4番目に、全国一斉学力テスト結果の開示についても、私は実施要領の範囲を逸脱しないことを強く求めた質問をしたわけですが、やはり結果の公表をめぐる、混乱が生じ始めました。

鳥取県では、県の教育長自身が、実施要領を逸脱した開示を主張し、高知県の教育長も、市町村ごとの公開を検討すると、県議会で答弁しました。

県教委は、市町村の教育委員会にも相談をするようではありますが、宿毛市教育委員会としても、事前の約束である実施要領を守る立場で、県教委に対応することを求めます。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、介護保険の関係で、介護保険事業所の指定取り消しについてということでございます。

この件につきましては、9月3日の議員協議会でも説明をさせていただきましたが、新聞報道にもありました。宿毛市二ノ宮の有料老人ホームに併設されています訪問介護事業所すくも、また居宅介護支援事業所すくもの2事業所が、8月1日に介護保険事業所の指定取消処分となったわけでございます。

この指定取消となった理由といたしましては、ことし2月に県の監査が行われました。その監

査の中で指摘された事項でございますが、事業所の所在地につきまして、介護保険事業所としての指定を受けたときの場所と違っておりましたが、事務的に訂正の届出をしていなかったというものでございます。

また、有料老人ホームの職員と兼務をしていたことについては、法律上の人員基準についての理解が不足していたため、勤務表で分けることをしていなかったということで、人員基準違反とされたものでありますが、介護サービスそのものは、きちんと提供されております。

また、事務上の単純で安易なミスによる請求誤りによるものなどが指摘をされております。

この結果を受けて、7月4日に県による聴聞が行われまして、指定取消という重い処分となったものでございます。

現在、市の方でも調査をしておりますが、介護保険事業所を運営する上での知識が不足していたこと、それから事務処理等の単純ミスによるものがほとんどであるというふうに、我々の調査では考えております。

事務処理が適正に行われていなかったサービスについては、結果としまして、不正に請求が行われたということになりまして、これは、給付費を返還していただくこととなります。

県の監査は、平成20年1月分まで行われていまして、2月分から7月分につきましては、現在、市の方が調査をしております、調査は9月中には終わる予定でございます。

調査が終わり次第、返還額を確定して、その後、事業所に返還を求めるということになろうかと思っております。

この2事業所は、有料老人ホームに併設されていた事業所ということもありまして、有料老人ホームへ入居されていた方の状況が心配される場所ですが、指定取消後の8月につきましては、有料老人ホームすくもが、介護保険を使

用しないで、サービスを提供しております。

9月からは、新たな事業者が事務事業を引き継いでおりまして、入居者の方は、今までどおりのサービスを受けることができる状態になっています。

市としましては、このような事態が起きると、利用者の方が一番迷惑をこうむることになりますので、再発防止に向けて、県とも協力をしながら、事業所の指導を行ってまいりたい、このように考えております。

それから、次に、介護保険の第4期計画の件でございます。

介護保険事業計画につきましては、現在、策定作業中でありまして、来年2月をめどに策定されることとなりますが、介護保険法の見直しにつきましては、国からの情報提供がまだないという状況でありまして、見直しは立っておりません。

しかし、大きな変更はないという情報もあって、今後も国の状況を見守る必要はあろうかなというふうに思っております。

ご質問でありました介護報酬の見直しと申しますか、介護労働者の処遇でございますが、この高齢化社会において、重要な職であるというふうに考えております。

処遇は、現在、国の方でも話し合われていますが、これについては、適切な処遇をしていただきたいというふうなことを考えております。

それから、来年度の介護保険料でございますが、現在、第4期計画、この計画は平成21年度から平成23年度の3カ年を予定しております、この計画を策定中でありまして、見直しているところでございます。

宿毛市の第3期、これは18年度から20年度の3カ年でございますが、県内でも2番目に高い介護保険料となっております。

そのため、多額の給付費が支出され、保険料への影響が大きい介護保険施設の建設は、市の計画の中では、ただいまは制限をしているところでございます。

現在でも、高齢化重度化が進んでおりまして、給付費は毎年ふえ続けています。

今後同じ増加率でありますと、現在の保険料では、第4期計画中に財源不足ということが想定をされております。

詳細な数字につきましては、今後、詰めていくこととなりますが、現在の制度上は、介護保険を維持するためには、介護保険料を上げざるを得ない状態ではなかろうかと、このように思っております。

今後も高齢化は進むことが想定されておりまして、さらなる給付費の増加が見込まれるということでございます。このままでは、介護保険財政を維持することとが、非常に難しくなることも考えられますが、国が検討しております被保険者年齢の引き下げのような、新たな負担を求める制度改正は、安易には受け入れがたいのではなかろうかというふうに考えております。

また、今後の介護保険運営を考えまして、県の負担率の増加や、市町村間で格差のない保険料制度、また障害者自立支援法との関係などについても、必要に応じて、国や県にも要望はしていきたいと、このように考えております。

それから、原油高騰対策でございますが、原油価格の高騰は、これは一次産業ばかりに限らず、住民生活全体でございますが、農林水産業、製造業、運輸業、産業全般に大きな影響を与えております。

しかしながら、宿毛市として、産業全般への影響調査は行っておりませんが、一次産業を基幹産業としている宿毛市にとって、他市が行っている重油代に何円補助というふうな形ではなく、現在、多くの燃料を使用している施設を、

抜本的に改善する必要があるというふうに考えております。

今後、エネルギー転換等によりまして、例えば、自然エネルギーに転換していくとか、そういったことで、現施設の自然エネルギーと原油施設の併用ができないか、そういうふうなことも考えておるわけでございます。

車の方に、電気とガソリン車を一緒にしたハイブリットというのがあります。そういったものが、こういったハウスであるとか、漁業の方の電気の関係とか、そういうものにできないかなというふうなエネルギー転換、そういったことを考えておるわけでございます。

また、全国の市長会におきましては、原油価格高騰対策の充実に関する緊急要望といたしまして、4項目にわたって、政府に対して8月8日に要望をしております。

それから、国、県の施策を関係者へ周知につきましては、直接の国、県よりの指示がございませんので、周知のしようが、ちょっとないわけでございます。

国の支援策は、ぜひお願いしたいところではございますけれども、どういった形でくるのか、どういうふうにしていただけるものか、まだわからない部分もございます。国の支援策、いろんな省庁の支援策はあると思いますが、複雑ということばかりじゃなくて、私ども、制度について納得できないものについては、国にも県にもものを言ってきているつもりでございます。

今後も、納得できないものについては、意見を言っていきたいというふうにも考えておるし、市民のためになる制度でありましたら、これは当然受け入れて、ぜひ支援もしていただきたいというふうな考えを持っております

それから、国際的な投機マネーの件ですから、これちょっと、国際的なものでありまして、私どもが、一市長が、ちょっとここで何をします

ということでは、なかなか私、よう言い切らないというふうに思っています。

せいぜい、選出の国会議員さんに、こういったことをごさいますというふうなことを伝えるぐらいかなというふうなことで、答弁をさせていただきます。

それから、次に、雇用促進住宅でございます。この西町に2棟ございますが、戸数が宿毛の場合は80戸あります。80戸で調べました、現在の入居戸数が21戸ということです。

雇用能力開発機構から、市へ説明は、19年、昨年9月2日に雇用能力開発機構の職員が、市の方に来られまして、雇用促進住宅宿毛宿舎についての説明と、これに市の方で購入しないかという打診はありました。

その内容を申し上げますと、宿毛宿舎の構造、規模、それから入居者数等の現状の説明、それから売却の価格は、10年間、公的な住宅として、市が保有することでありましたら、そういうことを条件に、不動産鑑定価格の半額にするということでの説明がありました。

次に、宿毛の宿舎廃止の予定時期ですが、その後、機構に確認を行ったところ、宿毛宿舎については、宿毛市に購入を打診をしているために、用途廃止の予定は、現在は立てていないということをごさいました。

次に、宿毛宿舎の入居者に対する廃止の説明については、説明会は開催していないということをごさいます。以前、全国共通の用途廃止に向けたチラシを配布しているようでごさいます。

次に、売却廃止の方針の変更ということをごさいますが、これは現時点では、機構に対し、これを変更せよというふうな考え、売却変更、廃止の変更を求めるという考えはございません。

宿毛市が購入する等を含めて、公的住宅として維持できないかなということをごさいますが、

公的住宅でございます、公営住宅法等の法律の規制を受けない、単なる宿毛市所有の住宅ということになります。と、して、取得した場合は、現在の入居者の継続の入居は可能となります。

また、今後の宿毛湾港の工業流通団地への企業誘致を推し進めるために、転入者の住居対策とか、同団地への進出企業の支援策としての、利用は可能になるかというふうに思います。

このために、種々いろいろな視点で、現在、購入の可能性について、検討中ということをごさいます。

特に、これを購入するというふうな決定も、何もまだしておりません。

以上でございます。

この雇用促進住宅の機構からの説明を受けて、まだいろんなことを検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査の参加につきましては、国公立では昨年同様、愛知県の犬山市だけが不参加で、私立は、議員がご指摘のように、157校の53.49パーセントの参加率でありました。

私立学校の参加率について、どう考えるかのご質問でありますけれども、私立学校につきましては、それぞれの学校で、独自に教育方針を立てて、教育活動を進めており、学力向上の取り組みや参加体制につきましても、それぞれの学校の、独自の判断で取り組んでまいっておりますので、私がそのことについてどう考えるかということについては、ちょっと控えさせてもらいたいと思います。

それから、本年度の全国学力状況調査について、事前練習をしたことについてですが、昨年

の問題を実施した学校があるということについては、教育委員会も把握しております。

そのことにつきましては、文部科学省のホームページにも、問題を記載しておりますし、その問題を練習をして、活用するような方針であると承知しております。

その活用についての設問を練習するということにつきましては、単にテストの点数を上げるためではなくて、基本的、基礎的な知識を、どのように活用していくかという、教育の中で最も今日的な課題を解決する取り組みであると承知しております。

そして、授業改善がどの程度図られていくか、各校で検証をして、課題のある部分については、重点的な取り組みをしたり、学力の向上を図る材料にしてもらいたいと思っております。

高知県の教育委員会においても、文部科学省と同様の立場をとっておりますし、本教育委員会でも、同じように考えております。

そしてまた、実施をした時間帯につきましては、それぞれの学校で工夫をして、学校の裁量の時間帯で取り組みをしておりますので、問題はないと思っております。

今回の結果について、県の教育長が、こんなコメントをしております。

本年度の調査結果も昨年同様、本県の小学校の国語、算数の平均正答率は、全国の平均正答率とほぼ同じ状況にあるものの、中学生の国語、数学の平均正答率は、全国に比べて低く、学力の定着状況に大きな課題がある結果となっております。厳しい結果としてとらえるべきだと考えておりますと、このようにコメントをしております。

本教育委員会といたしましても、今回の結果を細かく分析をして、授業改善を図るなどの取り組みを進めるよう、学力向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、最後の公表の件であります。現在のところ、市や学校ごとの結果を公表するつもりはありません。また、県の教育委員会が、市町村別の結果を公表するというお話を、正式には聞いてはおりません。

そして、幡多地区の地教連、これは市町村教育委員会連合会でありますけれども、混乱を招くという観点から、公表をしないという考えで一致しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

介護保険の問題ですが、この中で、1点だけお聞きします。

市長お話ありましたように、内容的には単純な間違いだということですが、こういう単純な間違いが、結局は取り消しという、結果としては重大なことになったわけでございます。

これは、県の方の管轄ではございますが、もし、これを宿毛の人が見ておれば、あの事業所が二ノ宮にあるのに、なぜ住所が宿毛市宿毛なのよということになると、すぐわかると思えます。

そういった面から、確かに県の方であるのかもわからんけど、県と市と連携として、こういう間違いのないようにするべきではないかと思うわけでございます。

最も、県の方から市の方へ要望がなければ、こちらから先に出て、あれこれはできないと思っておりますので、このことをもとに、県の方は、こういう間違いのないように、直接、現場チェックができないのならば、市の方へ要請して、現場チェック、こういうことをするようすべきではないかと思っております。

それともう1つは、お金を間違っただけの部分についても、記録の間違い、単純な間違いということでございますので、本当ならば、介護事業所に、そういうことに特別詳しい人を雇う、特別な研修をして、介護事業所がそういう人を確保することが必要なのかもわかりませんが、やはり、いろんな、そういう内容的に複雑な事務でございますので、公的機関としても、いろいろな説明会を設けて、こういう間違いのないようにしていくべきではないかと思うわけでございます。

それから、来年度行われる制度改正について、市長の方から説明していただきましたが、まだ上からの具体的指示が来てないということでございますので、そのうちに来るかと思いますが、内容的には、私が先ほど指摘したような、重大な問題を含んで動いているということでございます。

特に、報酬の見直しにつきましては、介護事業所の方を尋ねてみましても、事業所の方で、職員が欲しいんやけど、なかなか今の条件では来てくれる人がないと。特に男性職員が確保できないと、というようなことを言っておりました。

ああいう介護の事業所、男手が欲しいということですが、それに見合う賃金が払えないということで、何とか介護報酬がふやせるようにしていただきたいというようなことも、話していたわけでございます。

それと、介護者からの介護給付を取り上げる問題ですね。これについては、財政が厳しいからということで、年々、いろいろな面で基準を難しくしております。こういうふうには、毎年、中身をかえて悪化していくと、介護保険料は払うけど、介護は受けられないという人がふえてくるわけでございます。

俗に言う介護難民ということになってくるわけでございます。

5月15日の参議院の厚生労働委員会で、梶添大臣も、数字の論議が先じゃだめだと。いかにして日本国民の命を守るかが優先されなくてはならないと、答弁しているわけでございます。

こういった面で、やはり介護されなくてはならない人が介護してもらえ、そういう制度にしていくべきだということでございます。

それから、要介護認定の見直しにつきましても、今は、要支援2、それから要介護1、これを専門家が集まった審査会で判定しているわけですが、これを、現在行って、それ以下のものを行っているような、コンピュータ方式に切りかえる。しかも、調査項目も減らすということで、こういう、俗に言う介護1以下の軽度の人、受けられない、排除される、そういうふうな状況になってくる。これがこのままいってしまえば、来年の4月から、多くの人には介護を受けられなくなるんじゃないかという心配があるわけでございます。

こういった面で、ここらあたりを、介護は引き続き受けられるようにしていただきたい。

それともう1つ、最後の方に、引き上げが、市長は介護保険料の引き上げ、やむを得んのではないかという話をしましたが、根本は、私が一番最初に言いましたように、国の負担率が減ったという面があるわけです。これが50パーセントやったのが、現在は25パーセントになっていると。このことに対しまして、全国市長会、全国町村長会、これも50パーセントにするように求めているということでございますが、なおそういう場、そしてまた市独自にもいろいろ努力していただいて、国の方の負担を50パーセントにさせるようにしてもらいたいと、こう思うわけでございます。

特に、何かにつけて財政厳しいということで、国の方では言いますけど、現在でもアメリカ軍に対して、2,083億円、今年度予算です

ね、の思いやり予算、こういうものを組んでいるわけでございます。これも含めて、6、100億円、米軍の駐留費用を出しているわけです。こういうところへ出す金があるんだったら、日本の高齢者、介護を受けないかん人に対しての思いやりをしてもらいたい。

そういう面で、機会があれば、50パーセントへの引き上げを求めていただきたいということでございます。

それから、原油高騰対策については、市の方としても、抜本的な対策という方向で検討しているということですが、国との、水産庁の方でも、個々の人に対する燃料費補償として、わずか80億でございますけれども、一応、予算化したということですが、これは特定の人だけしか使えないというふうな状況になっております。

特に削減効果が出たか出んか。また、削減効果が出なかったら、返還してもらいますよという条件つきだということになっているわけです。

先日、新聞にも出ておりました、土佐清水市ですね。あそこは漁業者に、消費した燃料1リットルにつき、3円の補助をするということで、総額760万円を、9月予算に、補正予算に入れるということでございます。

あわせて、清水では、農家に対しても、ビニールハウス補修費、こういったものについて、250万補正予算を組むということでございますが、ほかにも、宮城県の気仙沼や石巻、こういったところでも、消費燃料に対して支援する。そしてまた、島根県の大田市、こういったところでは、船のプロペラないしは船底の清掃、こういうことによって、燃料が少なくて済むので、そういったものに対して、県、市、それぞれが負担をして、援助しているわけでございます。

おいしい宿毛湾の魚を全国に売り出す、地元農業を大切にする、こういったことを市長は信条にしているというふうに、いつも発言される

わけですが、生産者が元気を取り戻す支援に対して、これを英断を下すときではないかと、こういった面で市長の心意気をお聞きしたいと思います。

国が出した支援策については、先ほど、改善すべきものは改善するように求めていくということでございますので、再質問はいたしません。

雇用促進住宅につきましては、先ほど、市の方から質問した内容について、回答がありましたが、その売値ですけれども、確かに市長の言うたように、10年間そのまま、公的住宅として使うならば、半額にすると。評価額の半額にするということでございますが、その具体的な値段については、まだお聞きしてないでしょうか。

例えば、これは長野県の須坂市ですかね、これらでは、大体、2棟、現在の西町の住宅程度、80戸分、これで一応、評価額は、地理的にもよりますが、2億円程度ということで、これを10年使うという条件であれば、1億円ぐらいということでございますが、根本的には、こういう国がようもたんなったきに、市で買い取ってやれと。地方自治体に何もかも押しつけてくること自体には、非常に問題があるわけでございます。

市長は先ほど、国の方に対して、見直しは求めにくいということでございますが、やはり国が財政厳しいとか、いろいろなことを、構造改革などといって、自分とこでは持ちたくない、地方へ押しつけてくると、こういうことに対しては、地方としても必要な、特に西町の住宅のように、工業団地との関係でどうしても必要なところについては残せという、強い要求をしていく必要があるのではないかと思います。

以上で、市長の方に対する再質問は以上です。教育長の方ですが、教育長、先ほど説明いた

だきました中の参加状況、これにつきましては、教育長は、私立については、それぞれが努力しているので、こういうものに参加することないような話がありましたが、それぞれの学校ないしは教育委員会で、子どもの力をつけるために努力するのは、私立であれば、それぞれの設置機関、そしてまた、公的などころであれば、地方の教育委員会だと思うわけですね。

そういった面で、先ほど、教育長もお話ありましたが、参加しなかった愛知県の犬山市ですね、あそこにつきましては、犬山の教育は犬山の地元が行うということで、いちいち国にチェックしてもらう必要はないということで断ったようでございます。

特にあそこでは、学び合い、助け合い、こういったことによって、子どもの力を育てているという教育方針を持っているようでございます。

これは、競争と全く正反対の状態になるわけでございます。お互いに学び合い、教え合う、そして先生同士も助け合う。場合によったら、学校同士も助け合う。これが、競争が激化されてくると、隣も敵、隣の学校も敵、こういうふうになってくるわけでございます。

こういった状況を考えたときに、やはりそれぞれの教育機関がしっかりして、教育委員会がしっかりして、やはり子どもの力をつけることが必要だと。

そしてまた、もう1つは、高知県の場合、この間のテスト以外の調査の部分で、暴力行為、それから不登校、これが非常に多いという結果が出ておったように思うわけですね。

こういったことで、先生に聞いてみましても、学校の授業が成り立たない。いわゆる学級崩壊ですかね。こういう状況になってきているということでございますので、この原因には、いろいろあるかと思えます。

先般、教育長が宿毛広報に載せてあったあの

文章の内容も、なるほどと思いながら見せてもらいましたが、やはりこれは先生の個人的力量だけでは解決つかない問題があるわけでございます。

高知県が、学力下位の方だといわれましたが、ほかにも下位のものがあります。県民所得でございます。

高知県は、非常に県民所得が低いということで、親の経済力が弱い。そしてまた、離婚率、失業率、こういったものが非常に高い。こういった状況の中で、子どもたちが十分な教育が受けられない。また、家庭環境がそういう状況になってないという部分もあり、もし子どもの学力を個別に上げるとするならば、先生は、家庭まで入って行って、家庭のあり方まで話せないかん、こういうことになってくるとい部分もあるわけでございます。

そこまではなかなか踏み込んでいけない部分もありますので、それは行政の方で取り組むべきだと思うわけです。

特に、統計でも発表されておりますが、やはり就学援助、こういったものの受給者の多い地域が、そしてまた学力低下、こういった傾向があるということは、東京の方の調査でも明らかになっているわけでございます。

こういった面から、この原因を明確に分析してもらいたいと。

それと、最後に、学力テストの問題ですが、これの公開の問題ですが、まだ何も聞いてないということでございますが、けさの新聞ですか、見てびっくりしたんですが、大阪の橋下知事ですね。この人が、まあ大変な言葉で、教育委員会を非難していると。ここで同じ言葉を繰り返すわけにはいかんような言葉なわけですね。

それで、しかも、開示に協力しなかったら、来年度の予算配分をやらないよというような内容のことまで、報道されているわけです。

あくまでも、この学力テストは、県レベル以外には、公的に出さないという実施要領に基づいてなされたわけですので、これを出してしまうと、大変なことになってしまうということがあるわけでございます。

以前、前にも、この全国学力テストは実施されておりました。このときに、全国1位、2位を争っていた香川や愛媛では、連日の模擬テスト、そして朝夕の練習、テスト当日、成績の悪い子は休ませる。また、区分するとき、障害児の方に入れて、統計にあげないとか、いうことまでやって、これが発覚して、大問題になって、結局はこの学テは、そのとき中断したわけでございますが、こういうふうに、発表を始めると、ただ競争をあおる。そして、最終的には、このテストが何のためかということが、非常に問題になるわけでございます。

東京の足立区では、以前から特別にテストを、東京都全体で、そして区でやっておりますが、これに対しても、不正が発覚して、校長が懲戒処分を受けたという記事があったの、ご存じだと思いますが、あのよう、テストを公表すれば、犯罪がふえてくるということでございます。してはならない、学校においてしてはならないことが、まかり通るような状況になってくるということでございます。

特に、この学力テストが、こういう公表のされ方をすると、何のための学力テストかと。まず校長先生が喜ぶ。よかったら。地元の教育委員会が喜ぶ、県の教育委員会が喜ぶ、こういうことになってしまうんじゃないかと。

そういう行政のトップに立つ人のために、子どもが犠牲にされるということになってくるわけでございますので、引き続き、来年度以降も文部省は実施するような腹構えだと思いますが、やはりこういうことには、こういう問題を、犬山市のように、警鐘を乱打して、やはりこうい

うことは実施しないようにするべきではないかと思いますが、このことについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

介護の問題でございます。

介護事業所すくもの件でございますが、これは、県の認可の話なものですから、大体、これは県に言ってほしいような内容でございますが、私が県のかわりに答えるということは、なかなかできない問題でございます。県の回し者じゃございませんので。

おっしゃることは重々わかります。ただ、介護事業所すくもの、1つ弁護をさせていただきますと、宿毛の方がやってたということでございますし、ちょうど、その単純ミスが重大な結果を招いたわけでございますが、事務の責任者の方が、そのとき、ちょうど入院されてたということで、長期不在ということがありました。

これ、内々で聞いてた話でございますけれども、そういった不幸が重なったということでございますので。

こういった件はよっぽどその新聞報道、全国の新聞報道でやっている、悪いということじゃなくて、ここの介護事業所すくもについては、そういった、事務の担当者が長期不在だったということも、ちょっと今回の不幸につながったんではなかろうかというふうなことを思っています。

それから、介護事業計画等のことも、これ国が今、いろいろと策定計画なり、やっている、検討している状況でございます。

そのようなニュースが入りましたら、我々としては、事業計画、要支援者を切り捨てないとか、認定につきましても、コンピュータ、機械

が判断するというのも、なかなかそういうことじゃいけないかなと。

保険料につきましても、国の負担率を上げてほしいのは、これはもう当然の話でございます。

ただ、我々のところで、そういったニュースがなかなか入ってこない部分がございます。そういったことで、我々としては、ニュースなり情報が入りましたら、その要介護者のための制度にしてほしいという気持ちは重々ありますから、そういったものについては、ものも言っていきたいなということ。

何も材料がない状態では、話もしていけませんということでございます。

それから、原油高騰対策で、土佐清水の例とか挙げておりました。これ、私も清水の市長にちょっと聞きました。これは何か特別会計がちょっとありまして、そういったものを利用したということで、その辺は報道されてない部分があったということ、ちょっと聞いております。

ただ、これを原油価格リットル何円というものを、これは補てんしても、付け焼刃的なもので、これを未来永劫続けていくわけにいかないんじゃないかなと思うまして、私自身は、抜本的なエネルギー対策をかえていかなきゃいけないんじゃないか、そういうことを、先ほど、申し上げさせていただいたわけでございます。

漁業とか農業だけにとすることは、市民であります、まだほかにも運送業であるとか、製造場、加工場、そういったところも、いろいろこのエネルギーを使っております。

私が、今、宿毛の中で漏れ聞いたところによりますと、魚の製造加工するところが、これは四六時中、重油をたいています。非常に原油の高騰によって、大打撃を受けているということでございます。

そういったところもございますということで、一定の、困っているところの把握はしているつ

もりでございますので、ぜひ、そのエネルギー転換。きょうも、きのうですか、新聞にも載っておりましたように、太陽光発電について、基準をゆるめて、経産省が支援をしていくとか、そういうふうなニュースもございますし、こういった制度を十分活用できるものについては、活用していきたいと、こういうことも考えております。

それから、雇用促進住宅でございますが、これは、国策でするものですから、私どもがとやかく、やめろ、残せというふうなことは、ちょっと言いづらいところがあります。これは全国一律だと思いますし。

ただ、施設とかがありまして、これ、具体的な例が、法務局の跡地がございます。これについても、国の施策で撤退したものですから、あのまんま建物が残っております。土地もあります。非常にいい場所にありまして、建物も大地震に耐えられるようないい建物でございます。

こういったものについて、私の方も、国の方に対して、撤退したんだから、例えばロハでくれというふうなことも言っておりますが、ただは勘弁してくれというふうなことで、ぜひこちら辺で使いたいわけでございますけれども、なかなかそれがうまくいかない。

彼らも、国有財産でございますので、それを適正に処理しなきゃいけない。そういうようなものもございますし、また、雇用促進住宅も一緒です。

こういったことで、具体的な金額は、これ、最終的には、その不動産鑑定をしまして、その金額の半分というふうな話ですけれども。

提示されたときの話では、たしか4、700万だと聞いて、土地つきでございます。そういう話が入っております。

ただ、これに余り食いついていくわけには、私はいけないと思います。これは折衝事ですか

ら、もし宿毛市として必要とするのであれば、まだ宿毛市も遊休土地を持ったり、遊休の建物もごございます。そういうふうなこともありまして、もしこれが必要であるということになりましたら、またこの価格については、いろんな折衝事をしていかなきゃいけないと。相手の言うままということには、なかなかならないというふうなことは思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

ちょっと訂正をさせていただきたいのですけれども、私、先ほど、私立学校については、参加をする必要にないというような答弁はしていませんね。ちょっと済みません、そのようにお聞きをしましたので。

私は、私立学校については、学校独自の教育方針があって、ある程度の教育課程を組む場合に、国の決まりはありますけれども、独自の教育観で取り組みをしておりますものですから、いろいろその教育方針を立てて、教育活動を進めている。その中で、学力向上に向けての取り組みも、独自の取り組みがあるので、独自の判断で不参加ということですので、それについて、一教育長が参加をすべきだとか、すべきでないとかいうことにはならないという答弁をいたしましたので、ご理解をお願いします。

それから、犬山市のことが出ましたけれども、犬山市は、議員ご指摘のように、前市長さんと今の、現教育長との考えがありまして、犬山の教育は犬山でやるという考えがありまして、そういう方針で進んでいるということです。

けれども、我々、全国の仲間といいますか、教育委員会の中では、やはり過当競争を進めるような形ではいけないと思いますけれども、今のうちの学校が、全国のレベルの中でどの程度

にあるかということを知って、それからの学校の独自の教育課程の中で活かすということは、それも大事なことで考えておりますので、参加をします。

参加をしても、学校同士の競争になって、子どもたちに悪い影響を与えることにならないために、個別の学校の公表はしないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

雇用促進住宅の問題で、かなり詳しい説明がありました。実際に、2021年までには全部廃止であるという方針が出ているということはあるわけです。

そういったことから、それで住宅へ入っている方は心配しているということもありますので、向こうの、国の方へ確認して、いつごろ廃止させたいのか、そういう段取りはあるのか、これはやはり明らかにして、居住者の人にも知らせる、こういうことは必要じゃないかと思っております。

高知市であったように、突然に、今年の6月に退去通知を出したじやいようなことになると、入っている人もたちまち困るということになっているわけです。

これは、特別に厚生労働省の方へ行って交渉した結果、これは撤廃するというので、6月に配った文書については、なかったことにするというようにしていただいておりますが、こういうふうなやり方では困るので、やはり、現在入っている人の、それぞれの、今後のプランも、生活プランもあると思っておりますので、これは確認していただきたい。

それと、市が、市長、先ほど、現在4,700万という話だということですね。これは当然、2分の1にしての額ですわね。だと思っておりますが、全国たくさんある中では、自治体によっ

ては、もう既に取り取ろうかなというふうに腹をかためているようなところもあるようですが、やはりその場合でも、さらに減額させる。特にもう古くなっているので、耐震補強から含めて、経費もかかる、こういった問題もあるわけでございます。

それとともに、富山県の魚津市、ここは一応、購入予定、こういうことにしているようでございますが、入居をめぐって、現在の市営住宅との違い。市営住宅条例では、そのままいかないという部分が出てくると思います。

今入っている人を、入ったごしに引き取ってくれということですので、市営住宅の条例から見たら、適用外という場合もあるかもわかりません。

そういった面で、これに相当するような条例をつくって、これを取り取るというところも出てきてるようですが、全国のこういった情報を把握して、今後、適切に対応してもらいたいと思うわけですが、このことについて、市長の考えを聞きます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問にお答えします。

いつごろ廃止するのかというのは、はっきり、私もわからない部分があります。

ただ、この事前通告、いきなり出て行けというのは、これは大家さんたる雇用能力開発機構の仕事の話であって、これは当然すべき話ですよ。

だから、我々が行ってやるようなものじゃない。第三者的ですから、今のところは。今は市民の人が入っておりますが、市民の安全は守らなきゃいけないわけですけども、これは当然、雇用能力開発機構が、住民の方に、前もって、やるんならここで廃止するということは言わなきゃいけない。これは彼らの義務ですよ。大家

さんたる。これは、約款の中で多分あると思います。

それで、1日前とか1週間前とか、例えばそういうときに、出て行きなさいということは、なかなかないと思います。それぐらい、国の責任は果たすんじゃないかと、私は思っております。

それから、先ほど申しましたように、私ども、提示はありましたけれども、まだ何も決めていませんので、これについて、何かコメントということは差し控えさせていただきます。

これ、どうかするということには、また議員の皆様にもおはかりをして、こうしたいというふうなことは、またご提案を申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今の市長の答弁で、ほぼわかりましたが、入っている人は、借家法に基づいて借りている。それぞれの権利もあるわけでございます。その権利を行使するならば、向こうから出て行けといっても、場合によたら裁判まで起こせば、なかなかそう簡単には出て行けない問題だとは思いますが。

そういった面からも、市といたしましても、あそこの住宅が、今後とも、市としても必要な住宅ということでございますので、今後、また守れるように、いろいろなところへ働きかけしてくれるものと期待するわけでございます。

それから、教育長の答弁につきましては、先ほど答弁いただきました内容でほぼわかりました。今後、いろいろな問題が出てくるかもわかりませんが、やはりどんなことがあっても、結果を公表しないということでございますので、そういうことをお聞きしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） これにて一般質問を終

結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時12分 散会

平成20年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成20年9月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。

4番、松浦でございます。これより、本議会に提案されました議案について、質疑を行いたいと思います。

まず最初に、質疑する内容は、議案第16号別冊の、平成20年度宿毛市一般会計補正予算第3号についてであります。

13ページ、第17款繰入金の第2項基金繰入金、6目1節の宿毛市立学校施設整備等基金繰入金についてであります。この関係につきましても、この議場で何回も質疑しておりますが、お許しをいただきたいと思っております。

宿毛市立学校施設整備等基金繰入金が450万円減額されておりますが、その減額の理由について、お示しをいただきたいと思っております。

あわせて、これに関連すると思っておりますので、ページ31ページ、第9款教育費、第2項小学校費、2目18節及び第3項中学校費、2目18節の備品購入費についてであります。

当初予算において、条例を改正する中で、平田小学校を除く市内の小中学校に、自動体外式除細動器を、いわゆるAEDを配備することによって、その購入費として450万円を計上しておりましたが、小学校では、AEDの購入費は117万6,000円の減額、そして中学校においては78万4,000円の減額であります。合計しますと196万円の減額であります。

196万円の減額といえば、率にしますと44パーセントの減となります。当初予算の作成が大変な過大見積りであったのではないかとと思いますが、この点について、ご説明をいただきたいと思っております。

ページ16ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、8目21節の貸付金についてであります。

ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として、18年度と19年度に引き続き、また2,082万円が計上されております。

3年間を合計しますと、6,246万円となります。いくら第3セクターであり、公共的な側面を持つ事業であるとはいえ、毎年毎年このように多額の金額を貸し付けることについて、市民も大変心配をいたしております。

先日の高知新聞においては、また2,082万円の貸し付けという記事でありました。マスコミにおいても、大丈夫かなと心配する内容でありました。返済計画によりますと、最初に貸し付けをいたしました18年度分については、5年間の据え置き期間後の23年度から返済が始まります。

貸し付けが仮に本年度限りとした場合でも、23年度には200万円、24年度は400万円、25年以降8年間600万円の返済額となります。返済計画どおりに実行されなければ、被害を受けるのは宿毛市であり、市民であります。

事業実態の説明を聞く中で、私といたしましては、果たして返済計画どおりに実行されるのか、大変疑義を持ちますが、貸し付けに当たっては、会社の経営計画並びに事業計画及び経営の実態を十分吟味しての上であろうかと思っておりますが、ご説明をいただきたいと思っております。

同じく16ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、22目25節積立金についてであります。

ます。

ふるさと寄附金基金積立金として、当初予算において10万円を計上し、今回の補正において40万円が歳入されております。合わせて50万円となっておりますが、寄附金は何件の申し込みがされたのか、その内容についてお示しをいただきたいと思ひます。

そして、全国の自治体においては、寄附金獲得のため、あの手この手の創意工夫した、いろんな取り組みをいたしております。

鹿児島県では、寄附依頼の専従班の設置。住民税が控除されない5,000円分について、還元する意味において、佐賀県においては寄附をしてくれた方に記念品の贈呈、奈良県では特産品の送付等の取り組みがなされております。

最近の新聞報道によりますと、四万十町においては、町の実情を報告し、ふるさとの再生に力を貸してくださいとの内容の手紙を、町の出身者に送付したとの記事がありました。

宿毛市におけるピーアールを含め、取り組み状況について、ご説明をいただきたいと思ひます。

ページ17ページ、第2款総務費、第2項徴税費、2目13節並びに14節、19節については、本議会に提案、提出されております議案第31号に関連するものと思われますが、その委託先等を含めてご説明をいただきたいと思ひます。

ページ24ページ、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目13節委託料についてであります。

宿毛市特産品販売促進事業委託料として、8万円計上されておりますが、わずか8万円でのような事業を行おうとしているのか、委託先及び委託内容について、お示しをいただきたいと思ひます。

次は、議案第31号、宿毛市税条例の一部を

改正する条例についてであります。

本議案は、本年4月30日、衆議院で可決後、参議院において否決された法案については、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で、再び可決したときは法律となるという、3分の2条項を適用して成立をした2008年度地方税法等の一部を改正する法律に基づき、提案されたものであります。

今回の改正は、2000年度の介護保険料、2008年度の後期高齢者医療保険料と、国民健康保険料と同様に、65歳以上の方で18万円以上の老齢基礎年金を受給している方を対象に、市長の提案理由の説明にありましたように、個人住民税を来年10月からの老齢基礎年金支給分から特別徴収をしようとするものであります。いわゆる年金からの天引きであります。

導入をしようとする理由は、どういう内容であるのか、この議案を見ても明記されておられませんので、お示しをいただきたいと思ひます。

特別徴収の基準額についてでありますが、18万円の老齢基礎年金といえは、1カ月にしますとわずかに1万5,000円であります。

今回の条例改正で、特別徴収しようとする老齢基礎年金の受給額を、なぜ18万円以上としたのか、その根拠についてお示しをいただきたいと思ひます。

次は、消えた年金や宙に浮いた年金問題がいまだに解決されず、現在、大混乱に陥っている後期高齢者医療制度と同様に、住民税を年金から天引きしようとする今回の条例改正について、私としては、市民の理解は到底得られない状況ではないかと、大変危惧をいたしておりますが、宿毛市として、年金受給者に対して、どのような方法で周知を行い、理解を得る中で、円滑な運用を図ろうとしているのか、お伺いいたします。

年金というものは、高齢者にとりましては、

唯一の収入でありまして、生活のすべてを年金でやりくりをしながら生活をしているのが、今日の高齢者の現状ではないでしょうか。

地方自治体が、条例において高齢者のやりくりまで否定することは、生活権の侵害ではないかと考えますが、所見を求めます。

私自身、憲法30条に明記をされておりますように、国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負うということは承知をいたしておりますので、税金を納めないというのではなく、税金の納め方について、条例でしぼるのではなく、それぞれ納税者の判断にゆだねるべきであります。本条例では、どのようになっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

憲法25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして、憲法29条では、財産権はこれを侵してはならないことを明記をされております。

私は、憲法の条文を読む限り、この条例は憲法25条の生存権及び29条の財産権の侵害に抵触する恐れがあるのではないかとと思いますが、宿毛市としては、どのような見解であるのか、お示しをいただきたいと思っております。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 教育次長兼学校教育課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、ページ13ページ、款・項・目、17・2・6・1宿毛市立学校施設整備等基金繰入金の450万の減額であります。この内容につきましては、当初、自動体外式除細動器購入のために、基金の取り崩しを計画しておりましたが、普通交付税が確定し、増額になったため、一般財源に歳入更正をするものです。

また、その関係で、ページ31ページ、款・項・目、9・2・2の18、小学校費、教育振興費の18節備品購入費の117万6,000円の減額の理由ですが、当初は1台当たり30万で9台購入する予定でしたが、指名競争入札の結果、1台16万9,260円で決定になりましたので、合計で117万6,000円を減額し、また、同じページで、中学校費の教育振興費9・3・2の18、備品購入費、78万4,000円も、1台30万円の6台分を予定しておりましたので、78万4,000円を減額するものです。

なお、当初見積もりが過大ではなかったかのご意見ですが、実は、平成18年度も同じ物を購入しております。そのときの購入価格も30万円でありました。

それから、当初予算を計上するに当たっても、業者から見積もりをとった結果、そのときの見積もりも30万円でしたので、当初予算には1台当たり30万で予算計上した結果です。

そういう意味で、過大見積りとは思っておりませんが、あくまでも入札の結果、1台当たりの単価が下がったということですので、よろしくお願いします。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算の質疑にお答えいたします。

2款1項8目21節の貸付金、2,082万でございます。

今年度で3回目を迎えてまいります。貸し付けの目的につきましては、政策投資銀行に対しまして、損失補償契約を結んでおまして、その対象となる貸付金の償還が、金融機関からの償還等の圧迫を受けて経営が厳しいために、うちの方が貸し付けをするものでございます。

4分割で2,776万円のうち、3期分に当

たります2, 082万につきまして、貸し付けを行うものでございます。

契約に対する保全の方法についてでございますが、分割貸付が完了した時点でございますが、実績報告、償還の実績報告があがった後に、債務弁済契約公正証書を作成しまして、迅速に権利行使が可能な形で、執行できるような形として、行為を担保しておるものでございます。

今後の見通しではございますが、先日、四万十市との基本協定が締結がなされたということの報告が、社長からございました。

今後、大川筋、富山地区、それから旧西土佐村の3地区に約2, 000世帯でございますが、平成21年度に工事に着手いたしまして、実際に課金できるのが翌年度の22年度。あくまでもこれ、試算でございますが、約3, 900万ぐらいが22年度に収入見込みが見込まれると。

それから、23年度には、5, 400万程度の収入が見込まれるのではないかと、あくまでこれは試算でございますが、そういったことで、明るい要素もございます。

それとあわせて、市長も営業に行っていたいておりますが、黒潮町の方についても、ケーブルテレビ化の、どうも指針があるみたいで、そちらの方にも営業活動しております。

以上でございます。

それと、同じく議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算の歳入の寄附金、16款1項4目の総務管理費の寄附金、俗にいう「ふるさと寄附金」の件でございます。

7月に寄附金枠10万円の申し込み、これは1件でございますが、1件で満額になりまして、その後、別の寄附金として納税したいというふうなご意向もちょっと出てきておりますので、その枠を広げることも含めて、40万円。総計で50万円の枠を広げておるものでございます。

以上でございます。

ピーアール方法につきましては、広報やホームページによる紹介はもとよりのことではございますが、職員に対しまして、市外在住の親族に、口コミによる宣伝をお願いしておりますし、また、宿毛市に縁のある方々に、文書等、それから直接、電話等によって周知をしているところでございます。

寄附していただいた方に対して、記念品とかを、いろいろサービスとしてやられているという市町村、存じておりますが、現段階では、宿毛市の方としては、あくまでも地域振興のために使うということで、できるだけその金をむだにしないという意味も込めて、そういった記念品の贈呈は、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 税務課長。

○税務課長（美濃部 勇君） 税務課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、17ページ、2・2・2の13、eLTAX審査システム導入委託料276万2, 000円の内容でございますが、議案第31号、宿毛市税条例の一部改正とも関連いたしておりますが、地方税法等の一部改正によりまして、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の方につきましては、平成21年10月から、公的年金より個人住民税を特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととなっております。

公的年金からの特別徴収について、総務省は社会保険庁との情報交換は、フロッピー等の電子媒体では行わず、専用回線を利用したeLTAXでの情報交換を行うとの方針が出されております。

総務省の方針といたしましては、既に全国の自治体との間で、税情報のやりとりを行うインフラとしてeLTAXが整備されていることよ

り、これを活用し、社会保険庁等からの情報は、一度経由機関であります社団法人地方税電子化協議会を通じ、全国の地方自治体に配信し、地方自治体からの課税情報も、経由機関であります社団法人地方税電子化協議会を通じ、社会保険庁等へ配信されることとなっております。

社会保険庁からの年金情報は、今までは紙ベースでいただいておりますが、平成21年1月からは、紙ベースではなく、電子情報でのやりとりとなります。そのため、eLTAXに加入しなければ、年金情報が入ってこず、課税事務に支障を来すこととなります。

これまでは、市町村がeLTAXを利用するためには、審査システムを単独、または共同で構築する必要がありましたが、平成19年度より、eLTAXの導入、運用に必要な地方公共団体の財政的、人的負担を軽減するために、審査システムの利用のサービスの提供を行うLGWAN-ASP事業者が運営を開始しております。

このLGWAN-ASP事業者を利用することにより、単独、または共同で審査システムを構築せずに、eLTAXを利用することができ、経費が大幅に削減することが可能となりました。

このASP事業者を利用するに当たっては、経由機関であります社団法人地方税電子化協議会に登録したLGWAN-ASP事業者か、この登録業者と業務提携を行う代理店であることが条件となっております。

今回、予算計上しておりますeLTAX審査システム導入委託料276万2,000円につきましては、このLGWAN-ASP事業者からサービスを受けるためのシステム導入経費として、計上させていただいたものでございます。

積算根拠といたしましては、審査システム導入費用として203万7,000円、ハードウェアとして72万5,000円の合計276万

2,000円となっております。

発注に当たり、あとのご質問でございますが、社団法人地方税電子化協議会に登録いたしましたLGWAN-ASP事業者としては、全国で7業者ございます。発注に当たっては、競争入札等の方法によって発注したいと、そのように考えております。

続きまして、個人住民税特別徴収システム改修委託料294万の内容でございますが、平成21年10月から特別徴収を行うには、特別徴収を行うソフトを新たにつくり、既存システムに取り込む作業が必要となっております。

特別徴収を行うソフトをつくる費用として210万円、既存システムへの取込作業、及び試験運用として84万円、社会保険庁等からの公的年金情報の取り込み、本稼働への準備等のための経費として231万円の、合計525万円が必要となっております。

そのため、平成20年度の経費といたしましては、補正予算に計上させていただいております294万円、平成21年度の経費といたしましては、231万円必要となるため、5ページ、第2表債務負担行為に個人住民税特別徴収システム改修委託料として、231万円追加補正させていただいております。

続きまして、2・2・2の14、ASPサービス使用料6万3,000円の内容でございますが、LGWAN-ASP事業者のサービスを受けるには、システムの使用料を支払う必要がございます。

算定根拠といたしましては、月額1万500円の6カ月分、6万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、2・2・2の19、eLTAX会費2万5,000円でございますが、eLTAXを導入する場合には、社団法人地方税電子化協議会に対する会費が必要となっておりま

す。

会費の積算根拠といたしましては、平成16年4月1日現在の人口で計算することとなり、人口1人当たり1円でございますので、2万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、年金特別徴収経路機関事務運営分担金9,000円の内容でございますが、住民税の特別徴収を行うに当たっては、必ず経路機関であります社団法人地方税電子化協議会を通じなければなりません。

そのため、経路機関に対する運営分担金が必要となります。運営分担金の積算根拠といたしましては、6,140万円の運営経費を全国すべての地方公共団体の公的年金所得を有する65歳以上の納税義務者で割ることとなっております。

社団法人地方税電子化協議会から提示された宿毛市の分担金としては、9,000円となっておりますので、この金額を予算に計上させていただいたものでございます。

続きまして、平成20年第3回宿毛市議会定例会議案43ページ、議案第31号、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてのご質問でございますが、1点目のこの制度の導入を図ろうとしている理由でございますが、議案第16号でも、若干、説明させていただきましたが、平成20年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が国会で議決され、同日公布されております。

この地方税法等の一部改正により、65歳以上で公的年金等を受給している方から、個人住民税を年金から特別徴収する改正が行われたことにより、宿毛市税条例の一部改正が必要となったため、今議会に提案させていただいたものでございます。

この制度の内容といたしましては、今後の高

齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されており、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、各自治体における徴収の効率化を図る観点から、導入されたものでございます。

2点目の特別徴収しようとする老齢基礎年金の受給額を18万以上にした根拠はとのご質問でございますが、地方税法施行令第48条の9の11第3項では、年額18万円未満の老齢等年金給付を受けている方につきましては、特別徴収することができない旨、規定されております。

特別徴収の対象となる年金を、年額18万以上にした理由につきましては、総務省によりますと、介護保険料が年額18万以上となっており、その基準に合わせたとのことです。

当時の介護保険の特別徴収の対象となる年金の基準額につきましては、平成10年11月26日付で、厚生大臣より医療保険福祉審議会に対し諮問があり、審議の結果、平成10年12月9日付で医療保険福祉審議会より、厚生大臣に特別徴収を行わない年金額を18万円未満の額とすることはやむを得ない旨の答申がなされております。

厚生省は、この答申を受け、介護保険法施行令第41条に、特別徴収を行わない年金額を18万円未満とする規定を設けたものでございます。

地方税法施行令第48条の9の11第3項の規定も、介護保険法施行令第41条の規定を受け、制定されておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目の年金受給者に対して、どのような方法で周知を行い、円滑な運用を図ろうとしているのかとのご質問でございますが、周知方法といたしましては、広報「すくも」、ホームページ、SWANテレビによる行政チャンネルを通

じ、周知を図るとともに、21年度の住民税納税通知書発送の折には、対象者にはチラシを同封するなどの方法により、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

4点目の地方自治体が条例において、高齢者のやりくりまで否定することは生活権の侵害ではないかのご質問でございますが、議員のご質問にもございますように、憲法第30条において、国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う旨、明確に規定されております。

地方税法施行令に基づき、条例で公的年金からの住民税の特別徴収を行うことは、生活権の侵害ではないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目の税金の納め方は、それぞれ納税者の判断にゆだねるべきであり、条例ではどうなっているかのご質問でございますが、宿毛市税条例の一部を改正する条例第47条の2に、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についての規定がございます。

この条文では、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であるものとして、第1項第1号から第3号に定めるものを除き、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の者については、特別徴収の方法によって徴収する旨の規定がなされており、納税者が特別徴収にするか、普通徴収にするかの選択はできないこととなっております。

条例で定める特別徴収の方法によって、徴収することが著しく困難であるものとしたしましては、第1号では、当該年度の初日の属する年の1月1日以後、引き続き、市の区域内に住所を有する者でない者。

第2号では、当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万未満である者。市の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない者。3点目としたしましては、特別徴収の方法によって徴収す

ることとした場合には、当該年度において、当該老齢等年金給付の支払いを受けないこととなると認められる者と、このような規定となっております。

この規定は、地方税法321条の7の2及び地方税法施行令第48条の9の11の規定を受け、宿毛市税条例で条文化されたものでございます。

6点目の特別徴収は、憲法第25条の生存権及び第29条の財産権の侵害に抵触する恐れがあるのではないかのご質問でございますが、憲法第25条第1項では、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。いわゆる、生存権について規定され、社会権の中でも、原則的な規定であり、国民がだれでも人間的な生活をおくることができることを、権利として宣言したものでございます。

この1項の趣旨を実現するため、第2項は、国に生存権の具体化について努力する義務を課しており、それを受けて、生活保護法、児童福祉法などの各種の社会福祉立法や、雇用保険法などの各種の社会保険立法等の社会保障制度が設けられております。

憲法第29条第1項では、私有財産制度を補償した規定であり、第2項は、財産権の一般的制限として、公共の福祉による制限がなされており、社会的、経済的な政策遂行のための規制をも認める趣旨と解されております。

このように、憲法第25条では、生存権、国の生存権保障義務について、憲法第29条では財産権について規定されておりますが、年金から住民税を特別徴収することをもって、憲法に抵触するものとは考えておりません。

今回の条例改正は、地方税法等の一部改正に伴うものであり、議員の言われます憲法に抵触するのではないかとのことであれば、地方税法そのものが違憲状態となります。

当然、違憲状態となりますと、国会で法案について審議されるものと考えております。

なお、今回の事例とは異なりますが、昭和37年2月28日、最高裁において所得税の源泉徴収制度は、徴税方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものであるから、憲法第29条第1項に規定する財産権の侵害にはならない旨の判決がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ24ページ、5款1項3目13節の委託料で、宿毛市特産品販売促進事業委託料8万円の事業内容と委託先ということでございますので、ご説明させていただきます。

当初予算の需用費の中で、宿毛市地産地消用ポスターの印刷製本費として25万4,000円を既決していただいていたのですが、宿毛市地産地消推進協議会の中で、デザインについては、専門に依頼すべきではないかとの意見が出ましたので、需用費8万円を減額し、委託料として8万円を増額補正するものです。

なお、委託先については、まだ決定はしていませんが、昨年、同じ関係で、「しゅんのこよみ」のデザインをしていただきました宿毛市在住の奥田先生を考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） るるご説明をいただきました。小学校、AEDの関係、そしてまた、については、一定、承知をいたしました。

そういう面で、前々からも質疑しますように、2,000万円については、ぜひそういう趣旨

でございますので、担当の方、よろしくお願ひをいたします。

そして、SWANテレビの関係でありますけれども、私も触れましたように、公共的な部分があるということで、理解は一定するところでございますけれども、この会社の経営等については、実態等については、十分把握をしていただきながら、言うべきことは言うという姿勢で、厳格な対応をお願いいたします。

そして、ふるさと基金の関係ですけれども、いろいろとピーアールを行っておるようでございますけれども、これもそういう面では、貴重な、数少ない財源でございます。宿毛市から出ている県人会の皆さんとか、それぞれルートはいろいろ、個人情報関係でなかなかそこあたりまでするとどうかという部分がございすけれども、活用できる名簿等については、積極的に活用し、ふるさとの再生のために、力を貸してくださいと。先ほど、四万十町の例も出しましたが、そういったことで取り組みをしていただきたいと思ひます。

それで、eLTAXの関係いいですか、いわゆる31号の議案に関連するということでお話を聞きましたけれども、ここで聞いた中で、どういう質疑をしてええやら、中身が大変難しいわけですが、要は、この導入をするために必要というシステムであるという、簡単に言えば、そういう方向で理解をいたします。

この住民税の天引きについては、課長から説明をいただきました。いわゆる高齢者の納税の利便性、そしてまた、徴収率の、事務の関係等をかながみて、こういう条例をつくった。これも地方税法で、既に国会で議決をしておりますので、私の方で、この場になってとやかく言う部分はどうかと思ひますけれども、高齢者の皆さん、大変心配をし、先ほど言われましたように、後期高齢者の問題と、全く決め方、理由、

徴収の仕方、すべて一緒でございます。

ぜひ、この実施に当たっては、納税者の納得をいくように、相談等があれば、ぜひ詳しく説明をしながら、円滑な運用に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、答弁は求めません。以上で質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。各担当課長様、よろしくお願いたします。

私が質問いたしますのは、議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）。

16ページ、2款1項8目電算管理費の19節負担金補助及び交付金の減額、91万1,000円。

当初、471万9,000円の予算計上だったと思っておりますが、この減額理由について、お尋ねをいたします。

同じく、21節については、今、松浦議員から説明があり、市長も営業努力、大変されているということで、この件に関しては、質疑いたしません。

続いて、議案第16号別冊、24ページ。5款1項3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金。宿毛市中山間農業活性化事業費補助金100万円の減額となっております。それに、新たに宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金として、201万8,000円が予算計上されていますが、この新たに変更した、名前を変更した理由、具体的に、何に使用されるのか、どのような効果を見込んでいるのか、ご説明を願いたいと思っております。

続きまして、議案第16号別冊、25ページ、5款2項2目林業振興費の8節報償費621万

円について、当初、87万5,000だったと思いますが、この増額理由、内容の内訳について、ご説明を求めます。

続いて、同じく16号の28ページ、7款3項4目の公園費、11節需用費の14万6,000円。修繕費ですが、どの部分を修繕されるのか、また、同じく15節の工事請負費の内容についても、ご説明を求めます。

続いて、先ほど松浦議員も質疑されましたが、議案第16号の31ページ、9款2項2目の教育振興費、また同じく9款3項2目の教育振興費の減額理由。先ほど言いましたけれども、減額理由はわかりましたが、私の方からは、この小中学校合わせて15台、254万円、非常に安く購入できておりますけれども、これ、買取方式なのかレンタル方式なのか。買取方式の場合、破損や3年ごとのバッテリー交換、AEDの使用されたときのパットやバッテリー交換等のメンテナンスはどうなっているのか、お伺いをいたします。

続いて、議案第25号、平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算、7ページの1款1項1目事業費の13節、400万1,000円について。

当初944万4,000円が、換地計画等事業委託費としてあがっていましたが、この減額理由について、お示しを願いたいと思っております。

同じく、これは市長の議案説明にもありましたが、15節の工事請負費1,512万2,000円の補正、また、22節の補償補てん及び賠償金の420万円の補正について、この部分、もう一度市民にわかりやすくご説明を願いたします。

続いて、議案第26号別冊、平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の7ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金

4, 846万4, 000円の減額理由について、お示しを願います。

私の1度目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算。ページ16ページ、2款1項9目19節の負担金補助及び交付金の減額についてでございます。

西南地域ネットワーク株式会社につきましては、設立当初から、固定資産税見合いの補助金を、補助金という形で補助しております。

当初の乗り出しに対して、固定資産税、かなり賦課がかかるものということで、ずっとやっております。

当初予算の計上におきましては、前年度、平成19年度の固定資産税実績額を計上させておりまして、毎年、減額されて、固定資産税が課金されておりますので、今年度の減額対象分として、91万1, 000円の減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号、平成20年度宿毛市一般会計補正予算。ページ24ページ、5款1項3目19節の負担金補助及び交付金の、宿毛市中山間農業活性化事業費補助金100万円の減額と、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金201万8, 000円の増額理由と、どのような効果ということですのでお答えいたします。

まず、宿毛市中山間農業活性化事業費補助金の100万円減であります。この事業は、平成19年度で終了となる予定でありましたが、当初予算時には、県の新事業名と、交付要綱が

まだ確定しておりませんでしたので、旧事業名で予算議決をいただいておりますが、今回、新しい事業名と交付要綱が確定しましたので、減額するものです。

続きまして、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金201万8, 000円ですが、先ほど申した事業にかわりまして、平成20年度から新設された事業で、山北集落営農組織が、平成19年度から老朽化した用水路の基盤整備事業を行っておりますが、本年度も、引き続き、事業を行うための事業費198万7, 547円に対する県補助金、99万3, 000円補助するものです。

事業内容にいたしましては、一応、ポリエチレンパイプのφ400ミリを、180メートルする予定にしております。

それから、もう1点、宿毛芋生産組合が、芋の生産に必要なトラクター1台、芋の掘り取り機1台。それから、運搬車1台の計3台の、機械の整備事業費として、205万400円のうち、県補助金102万5, 000円を補正するものです。山北と合わせて201万8, 000円を、各事業主体へ補助するものです。

なお、両事業とも、市の継ぎ足し分はございません。

この芋生産組合については、一応、組合員数が20名で、ことしの作付面積は241ヘクタール、それから生産目標といたしましては、10アール当たり2, 300キロを予定しておりますが、そのうち10パーセントについては、いろいろできない部分とか、不要の部分ができると思いますので、一応、出荷数としては2, 000キロを予定しております。

241アールと10アール当たり2, 000ですので、計で48トン、一応、ことしの焼酎工場の数字も、一応、48となっておりますので、それを目標に生産するようになっておりま

す。

続きまして、ページ25ページの5款1項2目の8節報償費、有害鳥獣捕獲報償金でございますが、まず、猟銃期間以外に行うシカ捕獲について、平成20年度に設立された事業でありまして、6月議会において、1頭当たり4,000円を8,000円に補正させていただいておりましたが、頭数に不足が生じたので、今回、120頭分96万円を増額補正するものです。これも、県補助金は2分の1となっております。

既決いただいております頭数は、100頭ございました。

それと、高知県では、ふえ過ぎたシカの個体数を調整するため、平成20年度の狩猟期間に狩猟者登録された方がシカを捕獲した場合は、捕獲報償金を支給する予算化を7月議会において可決いたしました。

この事業は、高知県シカ個体数調整事業で、補助率は100パーセントとなっております。

雄ジカ1頭に5,000円、雌ジカ1頭につき1万円の報償金が支払われますので、宿毛市も雄ジカ、雌ジカ、それぞれ350頭、計で700頭分の525万円を補正するもので、頭数増額分と合わせて621万円の補正をお願いするものであります。

なお、確認方法については、現在、個体の全体写真と、シカについては、尻尾を持ってきていただいておりますが、この個体数につきましては、雄雌の判断、判別ができる頭部の写真と、それと耳を一応持ってきていただくというような形になると思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般

会計補正予算（第3号）。28ページ、第7款第3項4目公園費、11節需用費14万6,000円、これのどの部分についてというご質問でございますが、これにつきましては、西谷街区公園のブランコの塗装、西町街区公園の砂場の砂補てん、遊具の補修、そういったことを行おうとするものでございます。

続きまして、28ページ、第7款第3項4目公園費、15節の工事請負費80万円についてでございますが、これの内容ということでございますが、港南台2号公園につきましては、以前、ブランコと回転遊具が設置されておりましたが、この2基については、老朽化によりまして、平成18年に撤去をしております。

そういったことから、新しい遊具の要望などもあったわけでございますが、スペースということで、遊具につきましては、安全基準というのが改正もされまして、非常に厳しくなっております。ここの公園については、スペースも少ないと、狭いということもございまして、今回、鉄棒1基、それとベンチ1基を設置しようとするものでございます。

それと、その他使用不能となり撤去している西町公園にベンチ2基、西谷街区公園にベンチ2基を設置しようとするものでございます。

続きまして、議案第25号別冊、平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。7ページ、第1款第1項1目13節委託料400万1,000円の減額理由ということでございますが、当初予算では、換地計画と業務委託料ほか1件として、967万1,000円を計上しておりました。

これについて、経費節減を図るために、建設課としても、日々努力をしておるわけですが、外部委託を予定しておりました業務の一部見直し、それと変更による減額で、大幅な減額になったということでございます。

それから、続きまして7ページ、同じく第1款第1項1目15節の工事請負費1,512万2,000円の増額でございますが、宿毛駅東土地区画整理事業につきましては、平成21年度完了を目指して、現在、工事を行っております、本年度以降の区画整理の残の面積といたしましては、3.5ヘクタールということで、残事業についても、2億円ぐらいというふうになっておりますが、今回、平成19年度の決算額が確定をいたしましたので、繰越金を充当して、来年度工事分を前倒しをして、工事の進捗を図ろうというものでございまして、工事概要といたしましては、当面、農地として保有する方もおる関係で、農業用ポンプ2台を設置しようとするものでございます。

現在、3基あるやつを集約をして2基にしてやろうとしております。

それから、同じく22節の補償補てん及び賠償金420万円でございますが、工事箇所の一部変更に伴いまして、電柱の移転、3本でございますが、生じました。

内訳としましては、NTTの電柱が1本、これが220万、光ファイバーケーブルがある関係で、非常に高いわけでございますが。

それと、四電の電柱が2本、これが200万円、これに伴いまして、補正予算を計上させていただいておるといことでございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（宮本有二君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君）** 教育次長兼学校教育課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

2点だったと思いますが、買い取りか借り上げかということにつきましては、買い取りであります。

それから、2番目のメンテナンスについてな

んですが、メーカー補償、契約上は1年になっておりますが、耐用年数が5年ということになっておりますので、その後も点検等については、お願いをする予定です。

それから、耐用年数的には、例えば小児用パット、これは2年ということのようです。それから、バッテリーも、一応、5年にはなっておりますが、点検等でバッテリーを使用した場合は、寿命が短くなりますので、そういう場合は3年等になる可能性はあります。

どちらにしても、異常等があれば、ランプが点灯するようになっておりますので、そこでチェックをしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

**○議長（宮本有二君）** 市民課長。

**○市民課長（弘瀬徳宏君）** 市民課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第26号別冊、平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、ページは7ページです。

歳出の2款1項1目19節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金4,846万4,000円の内容について、減額理由についてご説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度、通称名を長寿医療制度というふうに名乗っておりますが、この保険料につきましては、高知県においては、高知県後期高齢者医療広域連合が賦課決定をし、その保険料は市町村が徴収をするという業務分担になっております。

したがいまして、徴収した保険料を広域連合の方に納付するわけでありましたが、当初予算で見込んでおった所得、それから被保険者、それと軽減額、こういったものを現時点で判明した部分について、補正をするものであります。

なお、最終の見込み額につきましては、今後、精査をしまして、3月に補正を予定をしております。

ます。

今回の減額の主な要因といたしましては、被保険者の総所得が、見込みより低かったことによる所得割の減額が1,508万4,000円、被保険者数が、見込みのときには3,700名程度であろうというふうに見込んでおりましたが、その被保険者数が100名ほど少なかったことによる均等割の減額が558万5,000円。それから、追加措置を含めました低所得者の保険料の軽減措置などによる減額分、これが2,779万5,000円となっております、当初に見込んでおりました被保険者当たりの保険料が5万1,000円というふうに見込んでおりましたけれども、この7月の本裁定におきましては、約3万9,000円の修正になりました、1人当たり1万2,000円減額になったものであります。

以上です。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、再質問をさせていただきます。

再質問は、議案第16号、25ページ、林業振興費の8節報償費についてですけれども、621万、このたび補正されておりますが、この鳥獣の駆除が主な内容になっておりますけれども、鳥獣の駆除については、駆除できる地域とできない地域、猟友会等によっても違うと思えますが、非常に、これは駆除できない地域においては、差別ができる。自分たちでその地域を守らなくてはいけないということになります、この駆除できない地域について、電柵とか、囲いとか、こういうものの補助率については、どうなっておりますでしょうか。それをお伺いいたします。

それと、続いて、第26号別冊の平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算の、今質問いただきましたけれども、今回の長寿医

療制度の追加改善策で、軽減措置を受けられない人というのは、宿毛市内においてどのくらいおられるでしょうか。

この2つ、再質問をさせていただきます。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ25ページの5款1項2目8節の中の、電気柵についてでございますけれども、現在、予算化しているのは、電気柵について10基分として、18万円既決していただいております。

これは、補助率は3分の1となっております、以前は、農協についても3分の1を支出していただいておりますけれども、財政的な事情等がありまして、現在、産業振興課の1万8,000円のみ補助となっております。

ただ、最大で1万8,000円ですので、補助率としては3分の1となっております。

工事費としては、平均として6万から7万ぐらいが、工事費と聞いております。

現在、ことしも、今現在、2基分について申請がっております。これは、議員も言われたように、わなとか、そういうところできない、例えば田んぼとか、そういうところにはある一定の効果があると聞いております。

あと、網なんかについては、ほかの市町村については、いろいろと試行錯誤でやっているようでございますけれども、本市としては、今現在の補助としては、電気柵の設置費用だけでございます。

それと、あと負担金、補助額については、また、今後、財政とも協議をいたしまして、検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

今回の追加改善策の対象とならなかった方は何人おられるかというご質問だったと思いますが、今回、追加で改善策がなされた内容について、若干、先にご説明させていただきますと、まず、1番目に所得の低い方の保険料を軽減、さらに軽減をしました。

この内容につきましては、保険料の被保険者均等割が7割軽減の世帯に該当する方の保険料を、一律8.5割、均等割を8.5割軽減することになります。

したがいまして、均等割のみの保険料であった方は、これまで7割軽減のときは、1万4,570円であったわけですが、この方につきましては、8.5割の軽減策が適用されますと、年間の保険料が7,200円になるということでもあります。

それから、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割を50パーセント軽減するという、まず保険料の軽減が、改善策の大きな1番目です。

改善策の2点目としましては、普通徴収の対象者を拡大したことであります。

これは、この後期高齢者の保険料は、原則、年金からの天引き、特別徴収ということにしておりますけれども、今回、年金額が180万円、年金収入のみの方で、年金額が180万円未満の方で、連帯納付義務者、これは世帯主と配偶者に限定されるわけですが、そういった方がおられる方につきましては、その連帯納付義務者の方の口座から引き落としをすることができます。

結局、特別徴収から普通徴収に切りかえることができるという、この2点が今年度の改善策となっております。

それで、最初の低所得者の保険料の軽減についてですが、市内では約3,600名の被保険者の方がおられる、半数の方が今回、8.5割ないしは所得割の50パーセントの対象となりました。

それから、2点目の普通徴収の対象となる方につきましては、これはご本人の意思も当然ありますので、申しわけありません、現在のところ、私の方では、この2点目の方については、掌握できておりません。

以上です。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 大変に、担当課長様詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にとって、よりよい行政運営を行っていただきますようお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、浅木でございます。質疑を行います。

まず、議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

質疑通告に従って質疑しますが、前2人と重複する部分がありますので、その質疑内容を踏まえた上で質問いたします。

16ページ、第2款第1項8目21節の貸付金、このケーブルテレビ事業経営安定化資金貸付として、2,082万円組まれております問題につきましては、先ほど、松浦議員の質疑でかなりの部分が説明されましたが、この内容につきましては、今年で3年目になるわけでございます。

1年目は、仕方ないだろうということでしたが、2年目は、市民の方からも、またかよという話になりました。これで3年連続になるわけ

です。これ、認めるんかよというふうな話まで出てきているわけでございます。

同じ金額で、毎年貸し付けしなくしてならない。こういう経営状態、それ自体に非常に問題があるのではないかと思うわけでございます。

先ほどの説明で、四万十市の方へ向けて拡大していくということで、22年度から2,300万。その後、黒字に転化するというふうな説明がありましたが、もう今年きりかよと、いうふうに私も皆さんから言われておりますので、この点について、この2,082万は今年きりで、もう来年はこういう貸し付けはないというふうな経営になっていくのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、この四万十市の方へ延びていく、それで拡大する分はいいとしても、やはり加入者がどれだけふえるかが問題だと思います。加入者をふえる努力をしているようでございますが、その内容と、それと一方では、脱退も大分出ているということです。この加入、脱退の状況、そして脱退する人がなぜ脱退しているのか、このことについてご説明願います。

次に、23ページにいきます。

第4款第2項3目斎場費の11節です。

施設修繕料として、当初予算で200万円を予定しておりましたが、今回、96万円増額するということですが、この内容について、お示し願いたい。

続きまして、29ページ、第7款第4項住宅費の1目15節で、火災報知器設置工事費が100万8,000円ふえる内容になっております。

それから、市営住宅修繕工事費を、新たに159万4,000円計上しておりますが、この内容についてお聞きいたします。

それと、議案別冊第17号、平成20年度宿

毛市簡易水道事業特別会計補正予算、この明細書の中の7ページ、第1款第1項2目第11節施設修繕料ですが、これは当初1,544万3,000円だったのが、新たに1,167万6,000円追加されております。

この内容について、説明をいただきたい。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、2款1項8目21節の貸付金についてでございます。

今回で3回目の貸し付けになっております。ケーブルテレビにつきまして、経営状況につきましては、平素よりことあるごとに厳しく審査し、宿毛市として指導できるところについては、指導して、協力し合っております。

経営安定化に向けての4,500世帯というふうな目標を、以前、回答させていただいた経過がございまして、現在では、約3,300世帯の加入があります。

前年度比で約200世帯の増となっております。

目標となります350世帯には届いておりませんが、300強の加入に対しまして、100世帯の脱退もある。結果、実質的な200世帯の増というふうな形態になっております。

原因につきましては、るるあろうとは思いますが、景気の低迷により、月々の支払い、なかなかしんどいのではないかというふうに推測しております。

貸し付けも、この件につきましては、18年度末から金融機関と強調して、SWANを支えていこうということでやっております。来年度の貸し付けにつきましては、今後、経営状況等を勘案して、また金融機関と一緒に検討して

まいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ23ページの4款2項3目の11節需用費の中での施設修繕料としての96万円の増額の内容についてというご質問でございますが、これは、宿毛市斎場、本施設は平成4年4月より普通炉2炉で操業開始いたしまして、修繕等をしながら操業を行ってまいりましたが、やはり精密機械でありますので、老朽化に伴い故障が多くなりまして、近年、19年10月には、近代社会に対応するため、2号炉の全面的な大型炉にやりかえまして、また3号炉については、2号炉部品の使用できる器具は使用してはいたしましたが、このほど、炉圧コントローラーの、コントローラー用の配線の熱により、断線、こげつけて切れたということになりまして、機械の心臓部でもありますシーケンサーの配線が損傷し、作動しなくなりました。

業務に支障を来たすばかりではなく、市民の生活を脅かす恐れがありますので、早急に交換、修繕する必要があるために、3号炉手元操作室シーケンサーの取りかえ費として69万円を補正計上して、対応するものです。

また、毎年、保守点検を行っております斎場の玄関の自動ドアについて、今回、点検で指摘されておりましたが、ハンガーレール等の磨耗損傷と、駆動輪の変形がひどくなりまして、作動不能ということになりましたので、待合室の遺族の方々の心境を思いますと、この暑さの中、待合室での異常な暑さでもありますし、市民よりまた苦情が多くありましたので、早急に1基分の交換修理をしたく、27万円を補正するも

のであります。

シーケンサーの取りかえ修繕と自動ドア1基分の交換修理を合わせまして、96万円となりますので、今回、補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、29ページ、第7款4項1目住宅管理費、15節工事請負費260万4,000円についてでございますが、これで、これの中の火災報知器設置工事費についてでございますが、当初予算では、131戸、411万2,000円を計上しておったわけでございますが、このうち、1階部分は当然つけておったわけですが、2階部分がある、このうち131戸のうち、2階建ての戸数が126戸ございまして、この126戸について、2階は火まわりもないということで、2部屋ございまして、1個だけの設置といたしておりました。

それが、県の指導等によりまして、2部屋ある、2部屋にもつけるようにというご指導もいただきましたので、この2階部分にある部分を、1部屋追加をいたしたということでございます。126戸の、2階建て部分の2部屋を、全部つけるようにしたということでございます。

それから、市営住宅修繕工事費でございますが、これの場所でございますが、これについては、師高瀬第2団地の屋根の雨漏りの修繕工事でございます。2棟の修繕を行うようにいたしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 水道課長。

○水道課長（豊島裕一君） 水道課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成20年度宿毛市簡易

水道事業特別会計補正予算（第1号）、ページ7ページ、第1款1項2目11節の需用費、施設修繕料として1,167万6,000円を、今回、計上させていただいておりますが、その補正の内容、補正の理由。補正の内容について、お答えをいたします。

簡易水道の施設の修繕料は、当初、1,544万3,000円計上して、現在、対応しております。

今回、平成19年度簡易水道事業特別会計の決算におきまして、1,170万9,000円の黒字決算となりましたので、ページ6ページをちょっと見ていただきたいのですが、ページ6ページの繰越金で、当初予算におきまして1万円計上しておりますので、今回の黒字額1,170万9,000円を差し引いた1,169万9,000円を、今回、繰越金として計上させていただいております。

歳入で計上しましたので、歳出につきましては、共済費で2万3,000円、施設の修繕、これは6施設があるわけですが、当初予算で対応しており、これから起きるであろう修繕に対しまして、1,167万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質疑をします。

その前に、先ほど、私が発言した中で、3年連続という言うた部分があったようですが、これは、私は3回目と言うつもりでございましたので、そのように訂正させていただきます。

先ほど答弁いただきました内容で、ほぼ、ほかの部分についてはわかりました。

それから、質疑を通告してありましたが、その部分で質疑しなかった分については、さきの方の質疑で了解できたということでございます。

なお、気になるのは、ケーブルテレビにつき

まして、先ほどの答弁では、今度、金融機関と話し合っ、来年度以降については、どうなるかわからんということで、私といたしましては、来年度以降は、こういう予算は組まないということを確認させていただきたかったわけですが、そういう返答がもらえませんでした。これはここで議論しても、結果は出んと思います。

来年、こういうことにならないように努力していただくということで、私の質疑は終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号及び議案第16号から議案第27号まで」の13議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第16号から議案第27号まで」の13議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第28号から議案第34号まで」の7議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、9月11日及び9月12日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、9月11日及び9月12日は、休会することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

9月11日から9月15日までの5日間は休会し、9月16日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会

## 議案付託表

平成20年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 ( 6 件)	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について 宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定について 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
産業厚生 常任委員会 ( 1 件)	議案第34号	市道路線の変更について

平成20年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第14日（平成20年9月16日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号及び議案第16号から議案第27号まで、討論、表決）

（議案第28号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

（議案第2号から議案第15号まで、特別委員会設置、付託）

第2 陳情第8号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書第2号

意見書案第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める  
意見書の提出について

意見書案第2号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 陳情第8号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書第2号

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	13番 山本幸雄君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

12番 西郷典生君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	夕 部 政 明 君
次 長	児 島 厚 臣 君
議 事 係 長	岩 村 研 治 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市 民 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	小 栗 幹 夫 君
産業振興課長	頼 田 達 彦 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午前11時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

西郷典生君から、会議規則第2条の規定による欠席の届出がありました。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第16号から議案第27号まで」の12議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第16号から議案第27号まで」の12議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第16号から議案第27号まで」の12議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第28号から議案第34号まで」の7議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 皆様、おはようございます。

今議会、総務文教常任委員会に付託されました、議案審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第28号、29号、30号、31号、32号、及び33号の6議案であります。

なお、議案第28号、30号、33号の3議案につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関連する本市の条例を整備しようとするものであります。

議案第28号は、宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定についてであります。

地方自治法が改正されたことを契機に、市長の認可を受けた地縁による団体、つまり認可地縁団体の利便性等の向上のために、新たに印鑑の登録及び証明についての印鑑条例を制定しようとするものであります。

議案第29号は、宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

旧弘瀬小中学校及び旧鶴来島小中学校を、離島地域の振興と離島住民の福祉増進を図ることを目的とし、離島センターとして活用するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第30号は、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容としましては、「公益法人」を「公益的法人」に改めようとするものです。

議案第31号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

主な改正としましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日に公布施行されたことに伴いまして、平成21年10月より、公的年金から個人市民税を特別徴収しようとするものであります。

議案第32号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

主な改正は、道路運送法における有償運送が、国土交通大臣による許可制から登録制に改正されたことに伴いまして、条例の一部、「国土交通大臣の許可を受けた」を、「国土交通大臣が登録した」に改めようとするものです。

また、改正に伴いまして、地域公共交通会議を設立して、意見を聞く必要が生じ、会議実施の結果、住民も乗車できることの確認、及び1日1往復の不便さ等も考慮する中、低額の料金設立も合意され、最大で130円の減額となる料金表に改正しようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款についてであります。

土地開発公社監事の職務内容の規定が、民法から公有地の拡大の推進に関する法律に変更されますので、定款を改正しようとするものであります。

以上6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案を適当と認め、議案第28号、29号、30号、32号、33号の5議案は、全会一致をもって、議案31号につきましては、賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案6件についてのご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員会に付託されました議案審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第34号の1議案であります。

議案第34号は、市道路線の変更についてであります。

内容につきましては、県道宿毛津島線の改良に伴い行っておりました市道出井2号線の付け替え工事が完了いたしましたので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についてのご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号から議案第34号まで」の6議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号から議案第34号まで」の6議案を、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 全員起立であります。

よって「議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号から議案第34号まで」の6議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第31号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番(浅木 敏君) 5番議員の浅木でございます。ただいまから討論を行います。

議案第31号について、私は、委員長報告並びに本議案に反対する立場から討論をいたします。

この議案は、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給する市民の住民税を、年金から天引きするための条例改正案であります。

これまでは、65歳以上の方であっても、宿毛市から送られてきた納税通知書に基づき、市民が自主的に住民税を納付してきました。それを、来年の10月からは、年金天引きにしようとするものであります。

国民には、納税の義務がありますが、納税とは、税金をみずから納めることであり、納税しない人に対して行うのは徴税であります。

住民税の意義を十分に理解し、これまで、みずからの意思で積極的に納税してきた市民の心に反して、年金からの徴税に切りかえる条例改正ともいえるものであります。

この条例改正案が提出された経緯については、質疑の中で、市行政側からの説明もありましたが、去る7月末日の国会で、地方税法改正案の議決をしたことによるものであります。

皆さんもご承知のように、今年度169通常国会は、道路特定財源をめぐる大議論になりました。

法案が参議院で審議中にもかかわらず、自民党と公明党は、参議院が否決したとみなす動議を衆議院で可決し、ガソリン暫定税率の復活を含む政府提出5法案の再議決を強行してしまいました。

この歳入関連5法案の1つ、地方税法改正案に、年金から個人住民税を天引きする制度も含まれていたため、同時に成立したわけでありませう。

憲法第25条では、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならないと規定しております。

これを受けた生活保護法はもとより、年金制度も国民が若くて元気なときにはしっかり働き、高齢になって働けなくなったときにも、健康で文化的生活がおくれるようにと制定されたものであります。

しかし、制度の不備から、全国では約90万人の無年金者や、掛け金免除などによる約400万人の低年金者がおり、掛け金が払えない人も対象にした最低年金保障制度をつくることが求められています。

また、国や地方自治体の不手際から、5,000万件もの掛け金記録が宙に浮く状態、消えた年金問題、掛け金の流用など、年金をめぐる問題の多くが未解決のままにされております。

掛け金を納付した国民に対しての責任は明確にしないまま、政府は介護保険料に続いて、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料など、国や地方の行政が集めるものは、権力的に年金天引きで取り立てています。

さらに、このたびは住民税まで年金から天引きしようとしているものであります。

老後、やっと生き延びていくわずかな年金から、次から次へと天引きし、取り立てる、こう

した行政手法を私は認めることはできないので、本議案に反対するものであります。

皆さん方にもご賛同を呼びかけまして、私の討論を終わります。

○議長（宮本有二君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第31号」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって「議案第31号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

「議案第2号から議案第15号まで」の14議案については、すべて決算認定にかかる議案でありますので、この際、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、西村六男君、岡崎 求君、以上8人を指

名いたします。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長（夕部政明君） 事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、西村六男君。副委員長、浦尻和伸君。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 日程第2「陳情第8号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第8号外1件」の2件について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員会に付託されました陳情の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、第2回定例会より継続審査になっております陳情第8号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について」及び、陳情第10号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について」の2件であります。

陳情第8号の要旨は、国による公的森林整備の推進はもとより、国有林野事業において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす公益森林の整備、地域林業材木産業の振興を通じた山村の活性化など、国に対して森林、林業施策のさらなる推進を求めるものであります。

前の第2回定例会において、内容が国有林の整備だが、宿毛市への関係はどうなるのか。また、必要だと思うが、内容について、もっと研

究したいなどの意見が出され、閉会中の継続審査となっております。

今議会において、内容は理解できた。必要なものであるなどの意見が出される中、慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第10号の要旨は、2006年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者の生活水準の低下や、事業所の経営難による福祉サービスの低下を招く結果となっており、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を推進するために、利用者負担や事業者に対する報酬など、国に対して、抜本的な改正を求めるものであります。

この陳情も、前の第2回定例会より、閉会中も含めまして、審査をしまいいりました。

審査において、事業所も宿毛市も制度の改正に振り回されている。また、1割の負担を払うために、作業所での収入がほとんどなくなっている。そして、家族に所得があれば、負担するのは当然ではないかなどの意見が出される中、慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情2件についてのご報告を終わります。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第8号及び陳情第10号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第8号及び陳情第10号」の2件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** ご異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について」及び、意見書案第2号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について」の2件を、一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について」、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第2号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について」、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日に開会いたしました今期定例会は、本日までの14日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました34議案のうち、決算認定議案の14議案を除きまして、いずれも原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも引

き続き、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康にご留意いただき、より一層のご活躍を祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成20年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一

議員 有田都子

議員 浦尻和伸

平成20年9月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第28号	宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	原案可決	適当

平成20年9月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第34号	市道路線の変更について	原案可決	適 当

平成20年9月16日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 8 号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	採 択	妥 当
第10号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

平成20年9月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由   議案審査の参考とするため

平成20年9月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年9月16日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年9月16日

提出者	宿毛市議会議員	中平富宏
賛成者	宿毛市議会議員	松浦英夫
〃	〃	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	寺田公一
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	山本幸雄
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、独立行政法人緑資源機構は、平成20年3月31日、国会において「独立行政法人緑資源機構を廃止する法律」が成立し、19年度末で解散、水源林造成事業等は、独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

また、「独立行政法人緑資源機構を廃止する法律案」に対する附帯決議において、（1）地球温暖化対策としての森林整備（水源林造成等含む）、民有林の保全・整備に伴う作業道整備・林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実行体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことを含め、幅広い観点から慎重に検討すること、（2）山村の過疎化等により森林整備が遅れている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住化条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討することが明記されたところである。

よって国においては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、多面的機能維持を図るための森林整備等の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化など、森林・林業施策の更なる推進に向け、下記の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、森林・林業基本計画に基づく林業・木材関連産業の振興施策の推進と、国の森林整備予算に係わり発生する地方財政措置及び森林所有者の費用負担軽減措置など、平成21年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
- 2 緑の雇用対策等、森林・林業の担い手対策の拡充、施実の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
- 3 水源林造成事業は、水源のかん養はもとより、地球温暖化防止その他の森林の有する公益的機能の発揮を図る重要な事業であり、引き続き計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、国土の保全、水源のかん養など国有林野が果たしている公益的機能の一層の発揮を図るために、一般会計組織による管理運営体制含め国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月16日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
外 務 大 臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
農 林 水 産 大 臣 殿  
環 境 大 臣 殿  
林 野 庁 長 官 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年9月16日

提出者	宿毛市議会議員	中平富宏
賛成者	宿毛市議会議員	松浦英夫
〃	〃	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	寺田公一
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	山本幸雄
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

2006年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場は未だに混乱が収まらない状況にある。特に障害者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率1割）の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で生活水準の低下を引き起こしている。また、サービス事業所も報酬単価の引き下げや日払い化によって経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している。

政府は、障害者自立支援法に関連し、2008年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、この特別対策を2009年度以降も継続し、障害児のいる世帯への軽減策などを上乘せずるとしている。これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。

2006年12月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、2007年9月、日本は同条約に署名を行っている。世界の潮流に鑑み、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を求める立場から、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 利用者負担は、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては、本人収入のみに着目すること。
- 2 指定障害者福祉サービス事業者等に対する報酬を確保し、概ね障害者自立支援法施行以前の収入を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月16日

高知県宿毛市議会議長 宮本 有二

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成20年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 「レクリエーション」の森の活用と道路整備について (市長) 2 ペットの火葬場建設について (市長) 3 公共の交通手段の確保対策について (市長)
2	8番 浦尻和伸君	1 豪華客船への宿毛市の売り込みについて (市長) 2 宿毛市の西の玄関、片島、大島の振興について (市長) (1) 咸陽島公園の整備について (2) 片島の整備について 3 宿毛市を売り出す新プロジェクトチームについて (市長)
3	1番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について (市長) (1) 行政評価システムについて 2 教育行政について (市長、教育長) (1) 学校地震防災対策について (2) 宿毛市独自の教育展開について
4	2番 岡崎利久君	1 公園の設備について (市長) (1) 公園遊具の点検状況について (2) 公園遊具の設置について 2 災害時要援護者対策について (市長) 3 中心市街地活性化について (市長)
5	6番 中平富宏君	1 行政改革大綱集中改革プランについて (市長、教育長) (1) 支所の統廃合について (2) 学校の統廃合について (3) 保育所の統廃合について (4) 清掃公社収集業務の民間委託の実施について 2 宿毛市の振興策について (市長) (1) 芋焼酎について (2) 有機肥料製造所について

+

6	5 番 浅木 敏君	<ol style="list-style-type: none"><li>1 介護保険について（市長）</li><li>2 原油高騰対策について（市長）</li><li>3 雇用促進住宅について（市長）</li><li>4 全国一斉学力テストについて（教育長）</li></ol>
---	--------------	---

+

平成20年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月16日	承 認
第 2 号	平成19年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 3 号	平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 4 号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 5 号	平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 6 号	平成19年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 7 号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 8 号	平成19年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 9 号	平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第10号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第11号	平成19年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第12号	平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第13号	平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第14号	平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第15号	平成19年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月16日	継続審査
第16号	平成20年度宿毛市一般会計補正予算について	9月16日	原案可決
第17号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決

第18号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第19号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第20号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第21号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第22号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第23号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第24号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第25号	平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第26号	平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第27号	平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月16日	原案可決
第28号	宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について	9月16日	原案可決
第29号	宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定について	9月16日	原案可決
第30号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第31号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第32号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第33号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	9月16日	原案可決
第34号	市道路線の変更について	9月16日	原案可決

十

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 8 号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	9月16日	採 択
第10号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について	9月16日	採 択

+